平成 26 年度

ドーピング紛争仲裁に関する調査研究

研究報告書『解説』

2015 年 3 月

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

この研究は、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団の助成及びスポーツ振興くじ助成を受け行われました。

INDEX

I.　概説 1

II.　アンチ・ドーピング規則違反..... 15

III.　検査・分析 29

IV.　インテリジェンス・ドーピング捜査..... 49

V.　制裁 61

VI.　審理手続 107

執筆者一覧

氏名	所属	担当
早川　吉尚	立教大学教授	I
水沼　淳	弁護士／松田・水沼総合法律事務所	II
奥村　直樹	弁護士／中村合同特許法律事務所	III
浅川　伸	（公財）日本アンチ・ドーピング機構専務理事／事務局長	IV
小川　和茂	立教大学・法政大学兼任講師	V
宍戸　一樹	弁護士／弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所	V
山内　貴博	弁護士／長島・大野・常松法律事務所	V
高田　佳匡	弁護士／弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所	VI

Contents

I. 概説 1
1 アンチ・ドーピング活動 2
1-1 アンチ・ドーピング活動の現代における意義と展開 2
1-2 世界アンチ・ドーピング規程と五つの国際基準 2
1-3 世界アンチ・ドーピング機関 4
1-4 ユネスコ規約 4
1-5 日本アンチ・ドーピング規程 5
1-6 日本アンチ・ドーピング機構 5
1-7 日本アンチ・ドーピング規律パネル 6
1-8 日本スポーツ仲裁機構 6
1-9 スポーツ仲裁裁判所 6
1-10 国際・国内競技連盟 7
1-11 日本国の責務 7
2 アンチ・ドーピング規則違反 7
2-1 禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在 7
2-2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て 8
2-3 検体の採取回避・拒否・不履行 8
2-4 居場所情報関連義務違反 8
2-5 ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て 8
2-6 禁止物質・禁止方法の保有 9
2-7 禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て 9
2-8 競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て 9
2-9 違反関与 10
2-10 特定の対象者との関わりの禁止 10
3 手続の概略 10
3-1 手続の概略 10
3-2 ドーピング検査手続 11
3-3 分析機関における分析 12
3-4 陽性反応と TUE 12
3-5 暫定的資格停止 12
3-6 B 検体の分析 13
3-7 アンチ・ドーピング規律手続 13
3-8 アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁 13
3-9 不服申立て 14

II. アンチ・ドーピング規則違反 15
1 アンチ・ドーピング規則違反の成立と当該違反に対する制裁 17
1-1 アンチ・ドーピング規則違反の類型 17
1-2 第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの） 17
1-3 第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの） 19
1-4 第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの） 20
1-5 第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの） 21
1-6 資格停止期間 21
2 第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの） 21
2-1 禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在（JADC2.1 項） 21
2-1-1 要件 22
2-1-2 資格停止期間 22
2-2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て（JADC2.2 項） 22
2-2-1 要件 22
2-2-2 資格停止期間 23
2-3 禁止物質・禁止方法の保有（JADC2.6 項） 23
2-3-1 要件 23
2-3-2 資格停止期間 24
3 第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの） 24
3-1 検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項） 24
3-1-1 要件 24
3-1-2 資格停止期間 24
3-2 居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項） 25
3-2-1 要件 25
3-2-2 資格停止期間 25
3-3 ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て（JADC2.5 項） 25
3-3-1 要件 25
3-3-2 資格停止期間 25
4 第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの） 26
4-1 禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て（JADC2.7 項） 26
4-1-1 要件 26
4-1-2 資格停止期間 26
4-2 競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て（JADC2.8 項） 26
4-2-1 要件 26
4-2-2 資格停止期間 27

5 第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの） 27
5-1 違反関与（JADC2.9 項） 27
5-1-1 要件 27
5-1-2 資格停止期間 27
5-2 特定の対象者との関わりの禁止（JADC2.10 項） 27
5-2-1 要件 27
5-2-2 資格停止期間 28
III. 検査・分析 29
1 概説 31
2 検査 31
2-1 「競技会」の意義 31
2-2 競技会検査の流れ 31
2-2-1 競技者への通告及び検査拒否 32
2-2-1-1 競技者への通告（上記図の 1 参照） 32
2-2-1-2 競技者による検査拒否 33
2-2-2 通告から検体採取まで（上記図 1～4 を参照） 34
2-2-3 検体のボトル詰め（上記図 5～8 を参照） 34
2-2-4 報告書への署名（上記図における 9～12 のプロセス） 34
2-3 競技会外検査 35
2-3-1 競技会外検査 35
2-3-2 検査対象者登録リストの作成 35
2-3-3 RTPA による居場所情報提出 35
2-3-4 競技会外検査における検体の採取手続 36
2-4 居場所情報提出義務違反 36
2-4-1 JADC 及び ISTI における規律～居場所情報提出要請不遵守 36
2-4-2 ADAMS (Anti-Doping Administration and Management System) 37
3 分析 38
3-1 分析機関における分析基準－JADC の定め 38
3-2 検査機関への検体運搬 40
3-3 検体分析及び ISTI 並びに ISL からの乖離についての立証責任 40
3-4 分析担当者 41
4 尿検体以外の検査手続について 42
4-1 血液採取（ISTI4.6.1 項及び Annex E 参照） 42
4-2 Athlete Biological Passport Project（ISTI4.6.1 項(d)参照） 42
5 特に考慮を必要とする検査対象者について 43
5-1 はじめに 43

5-2 引退した競技者について（JADC5.7 項） 43
5-3 18 歳未満の者について（ISTI Annex C.3） 44
5-3-1 “Minor”の定義 44
5-3-2 18 歳未満の者に対する規定の修正 44
5-4 障がいを伴う競技者に対する変更（ISTI Annex B） 45
6 TUE（Therapeutic Use Exemptions 「治療使用特例」） 46
6-1 TUE の意義・位置づけ 46
6-2 TUE の手続 46
6-3 TUE 事前申請対象者 46
6-4 遡及的 TUE 申請について（JADC4.4.3 項及び TUE に関する国際基準 4.3 項） ... 47
6-5 TUE の決定に対する不服申立て 47
6-6 TUE の承認 48
IV. インテリジェンス・ドーピング捜査 49
1 概説 50
1-1 WADC 及び関連する国際基準の改定 50
1-2 インテリジェンスの成功事例 51
2 検査及びドーピング捜査に関する国際基準 51
2-1 インテリジェンス・ドーピング捜査が必須要件に 51
2-2 インテリジェンスの収集、評価、利用（ISTI 第 11 章） 52
2-3 ドーピング捜査（ISTI 第 12 章） 52
3 諸外国における活動事例及び我が国における課題 53
4 効果的な検査のための計画（ISTI 第 4 章） 54
4-1 ISTI 第 4 章の概要 54
4-2 リスク評価 54
4-3 包括的な競技者群の画定 55
4-4 競技及び／又は種目間における優先順位 56
4-5 異なる競技者間での優先順位 56
4-6 異なる種類の検査における優先順位 58
4-7 検体分析 58
4-8 居場所情報の収集 59
V. 制裁 61
1 総論～2015 年版 JADC における制裁の決定の基本的な考え方 64
1-1 規定の構造 64
1-2 アンチ・ドーピング規則違反をした個人に対する制裁決定の基本的プロセス 64
1-2-1 総論 64
1-2-2 資格停止期間の決定 64

2 アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁 66
2-1 個人の成績の自動的失効（JADC9 条） 66
2-1-1 関連条文 66
2-1-2 原則 66
2-2 アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効（JADC10.1 項） 67
2-3 資格停止 68
2-3-1 第 1 グループの違反類型（競技者の直接的なドーピング行為）に対する制裁 68
2-3-1-1 条文の解説 69
2-3-1-2 アンチ・ドーピング規則違反における「意図的」概念 70
2-3-2 ドーピング・コントロールの妨害に関する違反に対する制裁 71
2-3-2-1 検体の採取の回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）、及びドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること（JADC2.5 項）に対する違反 71
2-3-2-2 居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）に対する制裁 72
2-3-3 営業的・組織的なドーピングに関する違反 73
2-3-3-1 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること（JADC2.7 項）、及び競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること（JADC2.8 項）に対する制裁 73
2-3-3-2 違反関与（JADC2.9 項）に対する制裁 74
2-3-3-3 特定の対象者との関わりの禁止義務（JADC2.10 項）違反に対する制裁 74
3 資格停止期間の縮減 75
3-1 過誤又は過失がないこと 75
3-1-1 関連規定 75
3-1-2 条文の解説 75
3-1-3 「過誤」とは 76
3-1-4 「過誤又は過失がないこと」とは 78
3-1-5 「体内侵入経路」 79
3-1-5-1 「体内侵入経路とは」 79
3-1-5-2 体内侵入経路の証明 79
3-1-5-3 体内侵入経路の証明があったとされた事例 80
3-1-5-4 体内侵入経路の証明がないとされた事例 80
3-1-6 具体的な適用事例 81

3-1-6-1 過誤又は過失がなかったとされた事例 81
3-1-6-2 過誤又は過失がなかったとは認定されなかった事例 82
3-2 重大な過誤又は過失がないこと（JADC10.5 項） 83
3-2-1 総論 83
3-2-2 特定物質（Specified Substance）、汚染製品（Contaminated Product）：総論 84
3-2-2-1 特定物質 84
(1) 関連規定（JADC4.2.2 項） 84
(2) 定義 84
(3) 特定物質の範囲の変遷（沿革） 84
3-2-2-2 汚染製品（Contaminated Product） 85
(1) 定義 85
(2) 汚染製品（Contaminated Product）という概念が新設された背景 85
3-2-2-3 これらの JADC における位置づけ 86
3-2-3 各論（特定物質） 86
3-2-3-1 資格停止期間の短縮（例外的措置） 86
(1) 条文の構造 86
(2) 条文の解説（JADC10.5.1.1 項の適用要件） 87
(3) 資格停止期間 88
(4) 過誤の程度の考え方 88
3-2-3-2 具体的な適用事例 88
(1) 概説 88
(2) 「重大な過誤又は過失がない」ものと認められた事例 89
(3) 「重大な過誤又は過失がない」ものと認められなかった事例 91
3-2-3-3 その他 92
3-2-4 各論（Contaminated Product） 92
3-2-4-1 要件 92
(1) 条文の構造 92
(2) 汚染製品（Contaminated Product）の例 93
3-2-4-2 効果 94
(1) 資格停止期間 94
(2) 「過誤の程度」の考え方 94
3-2-4-3 具体的な適用事例 95
3-2-5 各論（その他重大な過誤又は過失がない場合） 95
3-2-5-1 関連規定 95
3-2-5-2 条文の解説 96
3-2-5-3 具体的な適用事例 96

(1) 「重大な過誤又は過失がなかった」と認められた事例 96
(2) 「重大な過誤又は過失がなかった」と認められなかった事例 97
3-3 他の証拠がない状態において自認（JADC10.6.2 項）した場合 98
3-3-1 要件 98
3-3-2 効果 98
3-4 検体採取拒絶等違反について問われた後の速やかな自認（JADC10.6.3 項） 99
3-4-1 要件 99
3-4-2 効果 99
4 資格停止期間の猶予（実質的な支援（JADC10.6.1 項）を提供した場合） 99
4-1 要件 99
4-2 効果 101
5 資格停止期間の軽減規定相互間の関係 102
6 複数回の違反 103
6-1 要件 103
6-2 複数回の違反の場合における制裁の決定手法 103
6-2-1 2 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.1 項） 103
6-2-2 3 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.2 項） 104
7 Team に対する制裁等 104
7-1 チームスポーツに対する措置 104
7-1-1 チームスポーツに対する適用 104
7-1-2 チームスポーツの検査（JADC11.1 項） 105
7-1-3 個人に対する制裁に追加して、チームに対する制裁（JADC11.2 項） 105
7-2 国内競技連盟に対する措置 105
【参考文献】 106
VI. 審理手続 107
1 概説 109
2 日本アンチ・ドーピング規律パネル 109
2-1 日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員及び権限 109
2-1-1 委員 109
2-1-2 権限 110
2-2 聴聞会 110
2-2-1 聴聞会の種類（暫定聴聞会、緊急聴聞会、聴聞会、CAS による 1 回限りの聴聞会） 110
2-2-1-1 暫定聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照） 110
2-2-1-2 緊急聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照） 111
2-2-1-3 聴聞会 111

2-2-1-4 CAS における一回限りの聴聞会（JADC8.6 項） 111
2-2-2 聴聞会の時期 111
2-2-3 個別事案における聴聞パネルの選定 112
2-2-4 聴聞パネルの独立 112
2-2-5 聴聞会の開催場所及び方法 112
2-2-6 聴聞会に参加する権利の放棄 113
2-2-7 聴聞会の出席者 113
2-2-8 聴聞会の手続 113
2-2-9 決定 114
2-2-10 費用 114
3 JSAA への不服申立て 115
3-1 申立て 115
3-1-1 申立ての対象となる決定及び検討対象 115
3-1-2 申立先 115
3-2 申立権者 116
3-3 仲裁手続 116
3-3-1 仲裁申立て 116
3-3-2 交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て 116
3-3-3 仲裁人の選定 116
3-3-4 仲裁人の忌避 117
3-3-5 審理手続 117
3-3-6 仲裁判断 119
3-3-7 仲裁費用 119
3-3-8 仮の措置 120
3-3-9 緊急仲裁手続 120
3-4 適用法 121
3-5 JSAA 仲裁判断に不服のある場合（CAS に対する不服申立ての提起は下記 4 に記載する。） 121
3-5-1 「誤審」 121
3-5-2 仲裁法 44 条 122
4 CAS への不服申立て 122
Cross Reference i

略語一覧

ABP	アスリート・バイオロジカル・パスポート
ADAMS	Anti-Doping Administration and Management System
CAS	Court of Arbitration for Sport（スポーツ仲裁裁判所）
EPO	エリスロポエチン
JSAA	公益財団日本スポーツ仲裁機構
JSAA ドーピング仲裁規則	JSAA ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則
JADA	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
JADC	日本アンチ・ドーピング規程
JOC	日本オリンピック委員会
JPC	日本パラリンピック委員会
JSC	独立行政法人日本スポーツ振興センター
IOC	国際オリンピック委員会
IPC	国際パラリンピック委員会
ISL	分析機関に関する国際基準
IST	検査に関する国際基準
ISTI	検査及びドーピング捜査に関する国際基準
RTPA	Registered Testing Pool Athlete
TDSSA	Technical Document Sport Specific Analysis
TUE	治療使用特例
WADA	世界アンチ・ドーピング機構
WADC	世界アンチ・ドーピング規程
規律パネル	日本アンチ・ドーピング規律パネル
禁止表	禁止表国際基準（Prohibited List International Standard）
ユネスコ規約	スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約

I.　概説

1 アンチ・ドーピング活動
1-1 アンチ・ドーピング活動の現代における意義と展開
1-2 世界アンチ・ドーピング規程と五つの国際基準
1-3 世界アンチ・ドーピング機関
1-4 ユネスコ規約
1-5 日本アンチ・ドーピング規程
1-6 日本アンチ・ドーピング機構
1-7 日本アンチ・ドーピング規律パネル
1-8 日本スポーツ仲裁機構
1-9 スポーツ仲裁裁判所
1-10 国際・国内競技連盟
1-11 日本国の責務
2 アンチ・ドーピング規則違反
2-1 禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在
2-2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て
2-3 検体の採取回避・拒否・不履行
2-4 居場所情報関連義務違反
2-5 ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て
2-6 禁止物質・禁止方法の保有
2-7 禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て
2-8 競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て
2-9 違反関与
2-10 特定の対象者との関わりの禁止
3 手続の概略
3-1 手続の概略
3-2 ドーピング検査手続
3-3 分析機関における分析
3-4 陽性反応と TUE
3-5 暫定的資格停止
3-6 B 検体の分析
3-7 アンチ・ドーピング規律手続
3-8 アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁
3-9 不服申立て

1　アンチ・ドーピング活動

1-1　アンチ・ドーピング活動の現代における意義と展開

本書は、現時点におけるアンチ・ドーピングの最新ルールと、その下で実際に進められる手続の具体的な姿について、わかりやすく、かつ、網羅的に解説することを目的とするものである。

現在においては、オリンピックのみならず他の国際スポーツイベントについても、最新設備の整った競技会会場といった施設面の充実のみならず、その国におけるドーピングの防止・摘発体制の盤石さが、いまや招致・開催の条件となっている。そしてその背景には、現代におけるドーピング「技術」の進展のすさまじさがある。ひそかに用いられる強烈な薬物によって内部から人体が改造され、競技力の強化がなされる。しかしそれは、自分の走るトラックだけを 100 メートルから 90 メートルに短縮するに等しきアンフェアな行為であり、防止・摘発が不十分な国での競技会については、その結果・記録が全く参考にならないことになる。加えて、ドーピングが発覚した場合のファンの落胆やその後の当該競技の人気凋落など、トータルでの悪影響も非常に大きい。そしてもちろん、そうした強烈な薬物の使用の副作用として、死と隣り合わせの状態にまで追い込まれてしまうアスリートは少なくなく、そのこと自体の罪も非常に重い（実際に死亡、重い後遺症を負うケースも多い）。

しかし、それでもドーピングの誘惑に負けてしまうアスリートは後をたたない。そのためアンダーグラウンドでは、より強烈な薬物の開発競争と同時に、摘発が難しいドーピング「技術」の開発も急速に進むこととなる。そして実際、アスリートの尿検体の検査のみでは摘発困難なドーピング「技術」が、いわゆる「血液ドーピング」や「遺伝子ドーピング」など、近年、急速に蔓延している（海外ではそれらをアンダーグラウンドで専門とする医師すら存在し、その背後には反社会的勢力の関与すらある）。

このような卑劣な新「技術」に対抗するには、従来の尿検体のみを対象とする検査体制だけでは覚束ない。そこで近年においては、関係者による証言・情報提供、家宅捜索による薬物・関連器具の押収、さらには、税関における禁止薬物・関連器具の発見、それらの国内における移動経路の追跡といった摘発手段が重要となってきている。そして、以下に解説していくように、現時点におけるアンチ・ドーピングの最新ルールは、そうした最新の動向を反映したものになっている。

1-2　世界アンチ・ドーピング規程と五つの国際基準

それでは、「現時点におけるアンチ・ドーピングの最新ルール」とは、具体的にどのよ

うなものであろうか。

この点、その中心的な存在として、「世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code、以下、「WADC」という。）」を挙げることに異論のある者はないであろう。WADC は、何がアンチ・ドーピング規則違反行為になるのか、違反の摘発のためにどのような手続が行われるのか、違反の結果としてどのような制裁を受けることになるのか、違反の有無や制裁の判断のためにどのような手続が用意されるのか等、アンチ・ドーピング活動に関する重要な事項につき定める世界的なルールである。2004 年から施行された同規範は、この内容に服することへの各々の受諾により、競技者、サポートスタッフ、競技連盟、さらには国家をも法的に拘束する存在である。2009 年 1 月 1 日に改定版が施行され、さらに、2015 年 1 月 1 日に、上述したアンチ・ドーピングの最新動向を取り込む形でさらなる大幅な改定がなされた最新版が施行されている。したがって、以下において解説される「現時点におけるアンチ・ドーピングの最新ルール」とは、2015 年 1 月 1 日より世界的に施行されるに至っているこの WADC の最新版であるといっても過言ではないであろう。

なお、かかる WADC には、五つの付属ルールが存在している。その中でも第一に重要なのが、「禁止表国際基準（Prohibited List International Standard、以下、「禁止表」という。）」と呼ばれるものであり、具体的にいかなる物質の使用や方法がアンチ・ドーピング規則違反行為になるのか、幾つかのカテゴリーに分類した上で、世界共通のものとして列挙されている。留意すべき重要な特徴として、5 年あるいは 6 年といったスパンでしか改定されない WADC に比して、かかる禁止表は毎年改定がなされるという点がある。すなわち、アンチ・ドーピング規則違反行為は「技術」の発展とともに年々巧緻を極めるようになっており、脱法行為を許さないために、新たな物質や方法を随時リストに加える必要がある。他方で、検査技術の進展によって、かつてはドーピングを目的にしたものか否かの区別が不可能であったものが、区別できるようになるに至り、その結果としてリストから外されるべきものも出てくるからである。このように毎年の改定が行われるルールであるが故に、同ルールについては、当該アンチ・ドーピング規則違反行為において有効なのはどの版なのか、この点の注意がより必要となる。

第二に重要なのが、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準（International Standard for Testing and Investigations）」であり、違反の摘発のためにどのような手続が行われるのかにつき、より詳細な定めが置かれている。また、第三に、病気の治療等のためにどうしても一定の禁止薬を使用しなければならない競技者について、例外的使用を可能とするための「治療使用特例に関する国際基準（International Standard for Therapeutic Use Exemptions）」も重要となる。

他方、このほかの「分析機関に関する国際基準（International Standard for Laboratories）」、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準（International Standard for the Protection of Privacy and Personal Information）」に関しては、採取された尿検体等の分析を行う認定分析機関や、アンチ・ドーピング活動に関係する様々な機関の行為規範を定めたも

のである。

こうした付属ルールも、WADC に服する旨の受諾により、競技者、サポートスタッフ、競技連盟、国家を法的に拘束するものとなる。したがって、以下における解説においては、これらの最新版についても、必要な限度において、言及がなされることになる。

1-3　世界アンチ・ドーピング機関

ところで、かかる WADC 及びその付属ルールは、どのような機関によって策定されているのであろうか。ここにおいて、これらの策定作業の中心であるとともに、アンチ・ドーピング活動の世界的な拠点といえる存在として、「世界アンチ・ドーピング機関（World Anti-Doping Agency、以下、「WADA」という。）」について触れる必要がでてくる。同機関は、1999 年に国際オリンピック委員会の主導によりスイス法に準拠して設立された組織であるが、その本部はカナダのモントリオールに置かれている。

上記の世界的なルールの策定作業のほかに、各国のアンチ・ドーピング機関が各国独自のアンチ・ドーピング規則を策定する場合や、各々の国際競技連盟が当該国際競技連盟独自のアンチ・ドーピング規則を策定する場合に、WADC とできる限り整合的なものにするため、モデルルールを提供してその策定を支援する活動も行っている（その結果、各国の国内競技連盟が当該国内競技連盟独自のアンチ・ドーピングを策定する場合に、自らの国のアンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則に準拠しても、自らが属する国際競技連盟のアンチ・ドーピング規則に準拠しても、従うべきルールの内容としてはほとんど同じものになる）。

またそのほか、アンチ・ドーピングに関する様々な教育啓発活動、さらには、（以下において詳論する）国際競技大会におけるドーピング検査手続の実施、国際事案（国際競技大会における競技会で発生した事案や国際レベルの競技者が関与する事案）において違反が疑われる分析報告（陽性反応）が出た場合の規律手続や不服申立手続において検察官的な立場に立つといった活動も行っている。

1-4　ユネスコ規約

さて、上述のとおり WADC は、これに服することを受諾することにより、競技者、サポートスタッフ、競技連盟、国家につき、その内容をもって法的に拘束することを目指して策定されたものであったが、特に国家との関係では、国際法上、具体的にどのような性質の法規範としてどの程度の拘束力を与えるのかにつき、不明確な点が少なくはなかった。

そのため、2005 年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の総会において「スポーツ

におけるドーピングの防止に関する国際規約」（以下、「ユネスコ規約」という。）が策定され（発効は 2007 年から）、各国政府に対し、WADA を中心としたアンチ・ドーピング活動を支援し、教育・啓発を行うことが、同規約を通じても義務づけられるに至っている。もちろん、我が国も批准国である。

かかる規約については、以下の解説においてさらに詳論することはないが、アンチ・ドーピング活動をその根幹において支える国際法として、極めて重要な存在であるといえる。

1-5　日本アンチ・ドーピング規程

以上のような国際的なアンチ・ドーピング活動の流れを受け、我が国におけるアンチ・ドーピングのためのルールとして策定されているのが、「日本アンチ・ドーピング規程（以下、「JADC」という。）」である。もっとも、その根幹部分は（上述のとおり）WADC と全く同じものであり、我が国において検査手続等を司る機関、規律手続や不服申立手続を司る機関を特定し、そこにおける手続の流れをより具体的に明示するといった点にその実質的な意義はあるといえる。

改定についても WADC と連動して行われており、2009 年 1 月 1 日施行の WADC 改定の際にも同内容の JADC 改定版が時を同じくして施行されている。そしてさらに、2015 年 1 月 1 日施行の WADC 改定の際にも同内容の JADC 改定版が施行されるに至っており、そこには WADC と同様に、上述したアンチ・ドーピングの最新動向が取り込まれている。したがって、以下において解説される「現時点におけるアンチ・ドーピングの最新ルール」とは、2015 年 1 月 1 日より我が国で施行されるに至っているこの JADC の最新版でもあるということもできよう。

現在、我が国の国内競技連盟のほとんどが、自らが属する国際競技連盟の WADC への受諾と連動する形で、かかる JADC を受諾し、これを自らのアンチ・ドーピング規則として用いる、あるいは、同内容の独自のアンチ・ドーピング規則を策定している。

1-6　日本アンチ・ドーピング機構

かかる JADC 策定の中心でありアンチ・ドーピング活動の我が国の拠点といえるのが、「日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）」である。2001 年に設立された組織であり、その他、我が国におけるアンチ・ドーピングに関する様々な教育啓発活動、さらには、（以下において詳論するが）ドーピング検査手続の実施、国内事案（国内競技大会における競技会で発生した事案や国際レベルに満たない競技者が関与する事案）につき違反が疑われる分析報告（陽性反応）が出た場合の規律手続や不服申立手続において検

察官的な立場に立つといった活動を行っている。

1-7　日本アンチ・ドーピング規律パネル

他方、国内的事案において違反が疑われる分析報告（陽性反応）が出た場合の規律手続において裁判官的な立場に立つのが「日本アンチ・ドーピング規律パネル」である。同パネルは、複数の法律家、医師、スポーツ団体役職員・（元）競技者により構成されており、事件の都度、それぞれのカテゴリーから一名ずつ選ばれる計三名の「聴聞パネル」を組織し、聴聞会の開催を中心とした規律手続の指揮を行い、JADC や上述の国際基準に従い、アンチ・ドーピング規則違反の有無・制裁の期間等を決定している。なお、検察官的な役割を務める JADA からは独立した機関であることは、いうまでもない。

1-8　日本スポーツ仲裁機構

このように下された日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に不服がある場合、競技者等又は JADA が不服を申し立てることができるのが、「日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）」である。同機構では原則として、その「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の下、両当事者が一名ずつ仲裁人を選定し、かかる当事者選定仲裁人が合意によりさらに一名の仲裁人を選定し、「スポーツ仲裁パネル」を組織する。そして、かかるスポーツ仲裁パネルが不服申立手続の指揮を行い、いわば上訴審として、アンチ・ドーピング規則違反の有無・制裁の期間等の判断を行う。

1-9　スポーツ仲裁裁判所

なお、以上は国内事案における規律手続・不服申立手続であるが、国際事案に関しては、各国際競技連盟がそれぞれに規律手続を有し、その決定に対して不服がある場合には、スイスのローザンヌに本拠を置く「スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下、「CAS」という。）」において不服申立手続が行われる。パネルにおける手続指揮の下、WADA や当該競技者、当該国際競技連盟等が当事者として、アンチ・ドーピング規則違反の有無・制裁の期間等を巡り争うことになる。

もっとも、CAS の存在は国内事案においても無関係ではない。すなわち、JSAA における判断に対して WADA や国際競技連盟が不服を有する場合には、さらに CAS に対して不服申立てをする権限が WADA に与えられている。その場合には、国内レベルの競技者のアン

チ・ドーピング規則違反であったとしても、CAS の下でさらに不服申立手続が進められることになり、CAS の手続の中で、WADA、国際競技連盟のみならず、JADA、当該競技者、国内競技連盟等が当事者として、違反の有無・制裁の期間等を巡り争うことになる可能性がある。

1-10　国際・国内競技連盟

ところで、以上のようなアンチ・ドーピング活動の推進は、各国際・国内競技連盟の責務である。すなわち、各国際競技連盟については、WADC の受諾により、それぞれに WADC と同内容のアンチ・ドーピングに関する規定を有し、また、独自の規律手続を有することとなっている。また、かかる国際競技連盟に加盟する各国内競技連盟についても、上部組織である国際競技連盟、さらに、国内アンチ・ドーピング機関（我が国では JADA）と連携し、主体的にアンチ・ドーピング活動に取り組む責務が課されている。

1-11　日本国の責務

以上のようなアンチ・ドーピング活動の推進につき、WADC を受諾し、ユネスコ規約を批准する我が国は、国としての責務を負っている。そのため、2007 年に文部科学省は、「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を策定し、我が国においてアンチ・ドーピング活動が円滑に実施されるための支援に努めるとしている。

2　アンチ・ドーピング規則違反

それでは、以上のようにその防止のために様々な規則が整えられ、様々な機関が活動しているアンチ・ドーピング規則違反とは、具体的にはいかなる状態を指すのであろうか。この点、WADC においても、JADC においても、その 2.1 項から 2.10 項が以下の十の類型につき具体的に特定している。

2-1　禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在

第一に、禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務であるとされており、したがって、自己の検体に禁止物質又はその代謝物

若しくはマーカーの存在が検出された場合には、競技者はその責任を負うと定められている（厳格責任の原則）。またその反射として、かかる JADC2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関する意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが示される必要はないということになる。

2-2　禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て

JADC2.1 項に基づく禁止物質の存在そのものを証明するための要件全てが満たされない場合でも、競技者の自白、証人の証言、書証、長期間の観察から得られた結論等から、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明される余地もある。

この点、禁止物質若しくは禁止方法の使用又はその使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチ・ドーピング規則違反は、禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はその使用を企てたことのみによっても成立するのである。

2-3　検体の採取回避・拒否・不履行

アンチ・ドーピング規則において認められた通告を受けた後に、検体の採取を回避する、又は、やむをえない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないことも、アンチ・ドーピング規則違反となる。例えば、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール役職員から意図的に姿を隠していたことが証明された場合も、当該行為はアンチ・ドーピング規則違反である。

2-4　居場所情報関連義務違反

検査対象者登録リストに含まれる競技者については、検査及びドーピング捜査に関する国際基準により定義された検査未了・居場所情報提出義務違反もアンチ・ドーピング規則違反となる。もっとも、1 度違反してしまったからといって、それだけでは違反とはならない。検査未了の回数又は居場所情報未提出の回数が 12 か月以内の期間に 3 度に及んだ場合に、アンチ・ドーピング規則違反となるとされている。

2-5　ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て

ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てることもアンチ・ドーピング規則違反となる。これは、禁止方法の定義には含まれていないものの、ドーピング・コントロールの過程を害する行為を禁止するものである。例えば、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害すること、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、潜在的な証人を脅かすこと、検査対応中にドーピング・コントロール関連文書の識別番号を変更することや、B 検体の分析時に B ボトルを破損する又は異物を追加させること、不実の情報をアンチ・ドーピング機関に通知すること等が挙げられる。

2-6　禁止物質・禁止方法の保有

当該保有が JADC4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例（以下、「TUE」という。）又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合を除き、禁止物質・禁止方法を競技会において競技者が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質・禁止方法を競技会外において競技者やサポートスタッフが保有することも、アンチ・ドーピング規則違反となる。

この場合、例えば、医師の処方箋に基づき、糖尿病の子供のためにインシュリンを購入する場合のように、医療上の正当な事情がある場合を除き、友人や親戚に与えることを目的として禁止物質を購入又は保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められていない。他方、チームドクターが緊急の場合に処置を行うために禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものと認められている。

2-7　禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て

禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てることもアンチ・ドーピング規則違反を構成する。したがって、ドーピングを目的として海外から禁止物質や禁止方法を個人輸入するという行為それ自体も、違反になるのである。

2-8　競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て

禁止物質・禁止方法の投与は競技者自らがする場合だけではなく、それ以外の者が当該競技者に対して投与する、あるいは、投与を企てる場合もある。そのような行為も、アンチ・ドーピング規則違反として禁止されている。

2-9　違反関与

さらに、アンチ・ドーピング規則違反等を支援し、奨励し、援助し、教唆し、隠蔽し、若しくはその他の形で意図的に違反に関与することも、アンチ・ドーピング規則違反として禁止されている。

2-10　特定の対象者との関わりの禁止

このほかさらに、アンチ・ドーピング規則の対象である競技者その他の人は、アンチ・ドーピング規則違反を理由として資格停止の対象となっている、又はドーピングに関連して刑事上有罪とされ若しくは職務上において懲戒処分を受けているコーチ、トレーナー、医師その他のサポートスタッフとともに活動することが禁止される。

関わりの具体例としては、例えば、トレーニング、戦術、技術、栄養若しくは医療上の助言を得ること、セラピー、治療若しくは処方を受けること、体内生成物を分析のために提供すること、又はサポートスタッフが代理人若しくは代表者となることを認めること等が挙げられる。その際、対価の提供があったか否かは問われない。

3　手続の概略

それでは、以上のアンチ・ドーピング規則違反行為を摘発するために、いかなる手続が用意されているのであろうか。

3-1　手続の概略

まず、簡単に典型的な事案を念頭に手続の流れの概略を確認してみよう。典型的な事案とは、すなわち、競技会あるいは競技会外で行われたドーピング検査手続において競技者の尿検体が採取され、それが分析機関に送られ分析がなされた結果、禁止物質が存在するとの分析結果が出た結果、日本アンチ・ドーピング規律パネルでの審理に至るといった場合についてであり、以下ではかかる典型的な事案を念頭に、手続の概略を説明している。

もっとも、上述のように、世界的には近年においては、より強烈な薬物の開発競争と同時に、摘発が難しいドーピング「技術」の開発が進んでおり、その結果、単に競技者の尿検体を採取して分析するだけでは、摘発が不可能なドーピング手法が蔓延し始めている。

そのため、例えば、そうした「血液ドーピング」や「遺伝子ドーピング」などを摘発するために、後述するアスリート・バイオロジカル・パスポートによる長期間のプロファイリングの結果として、アンチ・ドーピング規則違反行為が明らかになるといったケースも次第に増加している。またさらに、関係者による証言・情報提供、家宅捜索による薬物・関連器具の押収、税関における禁止薬物・関連器具の発見、それらの国内における移動経路の追跡といった摘発手段も最近では用いられるようになっている。そうした場合、そのような経緯を経て違反行為を突き止めるに至ったアンチ・ドーピング機関によって、特定の競技者のアンチ・ドーピング規則違反の審理が、アンチ・ドーピング規律パネルに直接に問われるといったルートが辿られることになる。

また、上述した検体の採取回避・拒否・不履行や居場所情報関連義務違反など、ドーピング検査手続それ自体を害するような違反行為については、やはり、上記典型的事例とは異なるルート、すなわち、かかる事実をもってアンチ・ドーピング機関により、アンチ・ドーピング規則違反の審理が、アンチ・ドーピング規律パネルに直接に問われるといったルートが辿られることになるので注意を要する。

そのような留保の上で、上記典型的事案の手続の流れをみてみよう。

3-2　ドーピング検査手続

まずは、競技会における、又は、競技会外でのドーピング検査手続である。

競技会に出場する競技者は、通常、アンチ・ドーピング規則に服することの受諾を含むエントリー・フォームに署名することで、当該競技会への参加が認められる。したがって、少なくともその段階で、競技会中のドーピング検査手続に従うことをも含めて、アンチ・ドーピング規則に服することに同意しているということになる。

ドーピング検査手続は、多くの場合、競技者から尿検体を採取することにより行われる。その対象としては当該競技会における成績上位者が中心となるが、それ以外の者をランダムに抽出して対象とする、さらには、疑惑が喧伝されている者に対して意識的に対象とするといったことも行われている。

また、検査対象者リストにリストアップされた競技者を中心に、競技会外での抜き打ちの検査の対象にもなる。こうしたレベルの競技者に居場所情報の提出義務が課せられているのはそのためである。

尿検体の採取は、ドーピング・コントロール役職員の説明・監視の下、競技者自らの手により行われ、採取された検体を A と B の二つのボトルに入れて封をするところまでも、競技者自らの手により行われる。その過程で検体の採取拒否・回避をした場合や、ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企てをした場合に、そのこと自体がアンチ・ドーピング規則違反になることは上述のとおりである。

3-3　分析機関における分析

採取され二つのボトルに分けて封をされた検体は、トラッキングが可能な独自の識別番号を付された上で、厳重に保管され、WADA により認定された分析機関に運搬される。そして、当該分析機関において、検体中に禁止物質が存在しないか否かの分析が行われることになる。

なお、かかる分析過程で分析機関が遵守しなければならないのが、上述の「分析機関に関する国際基準」であり、仮にそこから大きく逸脱した分析が行われたことが事後的に発覚したとすれば、かかる分析結果は有効なものとはいえなくなる。

3-4　陽性反応と TUE

かかる分析機関による分析の結果、禁止物質が存在するとの分析結果が出た場合（陽性反応）には、違反が疑われる分析報告であるとして、我が国では日本アンチ・ドーピング規律パネルによる規律手続の開催が要請されることになる。

もっとも、かかる禁止物質が、当該競技者が TUE を取得していた薬の服用の結果として当然に検体中に存在すべきものであれば、違反が疑われる分析報告とはならない。TUE の取得のためには、JADC の 4.4 項の規定に従い申請を行う必要があり、申請を受け付けた JADA の TUE 委員会（医師により構成される）は、上述の「治療使用特例に関する国際基準」に従って TUE が付与されるべきか否かの審査を行うことになる。

3-5　暫定的資格停止

違反が疑われる分析報告が出た場合に、もう一つ注意すべきは、一定の場合、当該競技者に対して暫定的資格停止処分がなされることがあるということである。これは、その時点ではアンチ・ドーピング規則違反であるか否かが確定していないとしても、その疑いが一定程度ある以上、規律手続により違反の有無が確定する前の段階であったとしても、それまでの間に開催される競技会への影響を避けるために、暫定的に当該競技者の資格を停止するものである。

もっとも、かかる処分に際しては、事前又は事後において、当該処分に関しての聴聞の機会が必ず与えられる。また、暫定的資格停止の処分に服していた期間については、規律手続の結果、最終的に決定される資格停止の期間の中に含められるものとされている。

3-6　B 検体の分析

また、以上は A 検体を分析した結果としての違反が疑われる分析報告であるが、その場合、競技者には、さらに B 検体の分析をも要求する権利がある。そして、かかる B 検体の分析において禁止物質が検出されなかったとすると、そもそも違反が疑われる分析報告はなかったものとして、これ以上に手続は進まない。

なお、B 検体の分析については、分析機関において、当事者やその代理人が分析に立ち会うことが可能となっている。逆にいえば、立会いの希望があるにもかかわらず、その機会を全く与えずに分析が強行された場合には、当該分析結果が有効なものとはいえなくなる可能性があるということになる。

3-7　アンチ・ドーピング規律手続

B 検体の分析が希望されない、あるいは、B 検体においても同じ分析結果が下された場合には、日本アンチ・ドーピング規律パネルにより規律手続が行われることになる。具体的には上述したように、規律パネルのメンバーの中の三名により当該事案の聴聞会を指揮する聴聞パネルが構成され、その指揮の下、検察官的な立場の JADA と、被告人的な立場の競技者が、違反の有無、制裁の内容、さらには、前提としての事実関係につき争い、聴聞会において証人尋問や証拠調べがなされることになる。

その結果、事実関係が明らかになると、それを前提として、日本アンチ・ドーピング規律パネルはアンチ・ドーピング規則違反の有無、制裁の内容について決定を下すことになる。その際に従うべき規範としては、違反の有無については上述の JADC の 2 条、そして、制裁の内容については JADC の 9 条・10 条が重要である。

3-8　アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁

アンチ・ドーピング規則違反が認定された場合、これに対する制裁としては、第一に、当該競技会において得られた個人成績が、原則として、自動的に失効するということがある。なお、場合によっては、同一の競技大会において開催された当該競技会以外の競技会の個人成績についても、同様に失効する可能性もある点にも注意が必要である。

第二に、資格停止措置である。その期間については、例えば、禁止物質の使用によるアンチ・ドーピング規則違反の場合には、一回目の違反に関しては、原則として 4 年間の資

格停止ということになる。

但し、当該禁止物質が「特定物質」として禁止表に列挙されている一定の物質に関するものであった場合、又は、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的なものではなかった場合には、原則として 2 年間の資格停止ということになる。

もっとも、いずれの場合も、競技者が自らに「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には資格停止期間は取り消され、「重大な過誤又は過失がないこと」を証明した場合には一定の範囲で資格停止期間の短縮がなされ得ることとなる。

このほか、以下で詳論するが、その他に資格停止期間の短縮がなされ得る事由が存在するほか、複数回の違反については、永久の資格停止をも含め、制裁が加重されることにも注意を要する。

3-9　不服申立て

以上の結果、規律パネルにより違反の有無、制裁の期間につき決定が下されたとしても、これに不服を有する当事者は、JSAA に不服申立てができること（さらに、WADA・国際競技連盟については JSAA の判断に不服であれば、さらに CAS にも不服申立てができること）については、上述のとおりである。

II. アンチ・ドーピング規則違反

1 アンチ・ドーピング規則違反の成立と当該違反に対する制裁
1-1 アンチ・ドーピング規則違反の類型
1-2 第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの）
1-3 第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの）
1-4 第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの）
1-5 第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの）
1-6 資格停止期間
2 第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの）
2-1 禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在（JADC2.1 項）
2-1-1 要件
2-1-2 資格停止期間
2-2 禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て（JADC2.2 項）
2-2-1 要件
2-2-2 資格停止期間
2-3 禁止物質・禁止方法の保有（JADC2.6 項）
2-3-1 要件
2-3-2 資格停止期間
3 第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの）
3-1 検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）
3-1-1 要件
3-1-2 資格停止期間
3-2 居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）
3-2-1 要件
3-2-2 資格停止期間
3-3 ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て（JADC2.5 項）
3-3-1 要件
3-3-2 資格停止期間
4 第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの）
4-1 禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て（JADC2.7 項）
4-1-1 要件
4-1-2 資格停止期間
4-2 競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て（JADC2.8 項）

4-2-1 要件
4-2-2 資格停止期間
5 第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの）
5-1 違反関与（JADC2.9 項）
5-1-1 要件
5-1-2 資格停止期間
5-2 特定の対象者との関わりの禁止（JADC2.10 項）
5-2-1 要件
5-2-2 資格停止期間

1　アンチ・ドーピング規則違反の成立と当該違反に対する制裁

1-1　アンチ・ドーピング規則違反の類型

アンチ・ドーピング規則違反の類型としては、JADC の 2.1 項から 2.10 項に、合計 10 類型が挙げられているが、各類型は以下のとおり 4 つのグループに分けることができる。

第 1 グループは、競技者等の直接的なドーピング行為に関するものであり、競技者の検体から禁止表に記載されている禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合（JADC2.1 項）、禁止物質若しくは禁止方法を使用又はその使用を企てたことが立証された場合（JADC2.2 項）並びに禁止物質及び禁止方法を保有したことが立証された場合（JADC2.6 項）がこれに該当する。

第 2 グループは、検査拒否、回避等を含むドーピング・コントロールの妨害に関するものであり、検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）、居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）、ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て（JADC2.5 項）がこれに該当する。

第 3 グループは、営業的・組織的なドーピングに関するものであり、禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て（JADC2.7 項）、競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て（JADC2.8 項）がこれに該当し、特に重い制裁が定められている。

第 4 グループは、2015 年の JADC の改定によって追加されたものであり、違反関与（JADC2.9 項）、特定の対象者との関わりの禁止（JADC2.10 項）がこれに該当する。

以下、各グループについて、違反行為の具体例を説明し、本章下記 2 以下においては、上記の順序にて、アンチ・ドーピング規則違反の各類型について説明する。

1-2　第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの）

第 1 グループ、すなわち、競技者の検体から禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合（JADC2.1 項）[1]、禁止物質若しくは禁止方法を使用又はその使用を企て

---

[1] JADC（WADC）2.1 項違反は、極めて多くの事例において問題とされており、例えば、CAS 2005/A/922,923&926、CAS 2006 OG/06/001、CAS 2006/A/1025、CAS 2006/A/1133、CAS 2006/A/1175、CAS 2007/A/1362&1393、CAS 2007/A/1364、CAS 2007/A/1445&1446、CAS 2008/A/1489&1510、CAS 2008/A/1490、CAS 2009/A/1755、CAS 2009/A/1782、CAS 2009/A/1802、CAS 2009/A/1870、CAS 2009/A/1926&1930 など、実務上最も多く発生するアンチ・ドーピング規則違反の類型である。なお、日本において 2007 年 9 月 14 日～2015 年 2 月 18 日の間にアンチ・

たことが立証された場合（JADC2.2 項）[2]並びに禁止物質・禁止方法を保有したことが立証された場合（JADC2.6 項）がアンチ・ドーピング規則違反の典型例であり、実務的にも、JADC2.1 項所定のアンチ・ドーピング規則違反が問題とされることが非常に多い。

ここで問題となる禁止物質・禁止方法とは、JADC における重要な構成要素である「禁止表国際基準（Prohibited List International Standard）」（以下、「禁止表」という。）に規定されているものであり、世界共通であり、公平かつ公正なドーピング・コントロールの基礎となっている。

禁止表は、競技会時、競技会外及び特定競技における禁止物質・禁止方法を特定する国際基準であり、禁止表においては、具体的に、いかなる物質の使用や方法がアンチ・ドーピング規則違反行為を構成するかについて、例えば、ステロイド、興奮薬、遺伝子ドーピング等の、幾つかのカテゴリーに分類された上で列挙がなされている。

JADC は、数年ごとにしか改定されないが、禁止表は、世界アンチ・ドーピング機構により実施される諮問過程を経て、毎年改定、更新がなされるという特徴がある。技術や医療の発展に伴い、ドーピング行為及びその隠蔽行為については、年々巧緻を極めるようになっており、脱法行為を許さないためには、随時、新たな禁止物質・禁止方法を規定して、禁止表に加える必要がある。他方で、検査技術の進展によって、以前はドーピングを目的にしたものか否かの区別が不可能であった物質・方法が、ドーピングを目的としたものではないと明確に区別できるようになった結果、禁止表から除外される場合もある。このような理由から、禁止表は毎年改定、更新が行われるため、禁止表については特に、問題とされるアンチ・ドーピング規則違反行為において有効なものはどの版なのかという点に注意を払うことが必要となる。

JADC（WADC）違反が直接問題とされたものではないが、CAS 2008/A/1452（我那覇和樹選手事件）の事案は、禁止表の改定、更新という観点からも参考となる[3]。

日本プロサッカーリーグのアンチ・ドーピング規程は、ドーピングの定義を WADC に依拠しており、WADC に改定があった場合には自動的にそれに従う旨が定められていたところ、2006 年版の禁止表では「legitimate acute medical

---

ドーピング規律パネルが取り扱った 55 件の事件において、JADC2.1 項違反が問題とされたものは 53 件である。

[2] JADC（WADC）2.2 項違反が問題とされた事案としては、例えば、CAS 2006/A/1102、TAS 2007/A/1146、CAS 2008/A/1452、CAS 2009/A/1912&1913 などがある。このうち、CAS 2009/A/1912&1913、平成 22 年度文部科学省委託事業「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」研究報告書『ドーピング関連仲裁判断評釈集』（以下、「評釈集」という。）265 頁は、血液ドーピングが問題とされた事案であり、今後のドーピング・コントロールの参考となる。

[3] CAS 2008/A/1452、評釈集 194 頁

treatment」である場合を除き、静脈注射は禁止方法として指定されていた。他方、2007 年版の禁止表では、医療目的の「legitimate use」であるか否かは実際に処置を行った医師の判断に任されるべきであることを理由として、例外から「acute」の文言が削除され、「legitimate medical treatment」である場合、すなわち、現場の医師が必要性ありと判断した場合には、静脈注射が禁止方法とはされないこととなった。（なお、2008 年版の禁止表では、「acute medical situation」でなければ使用できないことを明確化し、その証明に TUE が必要であることが明記された。）。

同選手は、2007 年 4 月 23 日に、所属プロサッカーチームのチームドクターから医療上必要な静脈注射を受け、当該静脈注射が問題とされたため、当該行為には 2007 年版の禁止表が適用されなければならない。しかしながら、日本プロサッカーリーグ側は、2006 年版の禁止表の適用を暗黙に前提としてしまっていたか、あるいは、2006 年から 2007 年にかけての禁止表の変更に無自覚であったように思われる[4]。

したがって、実際の事案において、どの禁止表が適用されるのかという点は、極めて重要である。

1-3　第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの）

第 2 グループは、検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）[5]、居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）、ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て（JADC2.5 項）[6]であり、これらは全て、検査拒否、回避等を含むドーピング・コントロールの妨害に関するアンチ・ドーピング規則違反である。

検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）が問題となる場合、争点としては、ドーピング検査の「通告」があったか否かが問題となる事案が多く、オリンピックで金メダルを獲得した競技者について、選手本人に直接の伝達はなされていないものの、テレビ報道その他周囲の状況に鑑み、選手への間接的な伝達はなされているものとして、「通告」

---

[4] 前掲・CAS 2008/A/1452、評釈集 194 頁。

[5] JADC（WADC）2.3 項違反が問題とされた事案としては、例えば、CAS 2004/A/718、CAS 2007/A/1416、CAS 2008/A/1470、CAS 2008/A/1551 などがある。

[6] 直接的ではないが、複数回のアンチ・ドーピング規則違反における 1 回目の違反として、JADC（WADC）2.5 項違反が問題とされた事案として CAS 2008/A/1585&1586、評釈集 217 頁がある。

があったと判断された事案[7]や、「通告」がなされたものの、競技者が一時的にドーピング検査の場所を離れた場合において、競技者からの一時的な退出許可の要請についてドーピング・コントロール役職員がこれを明確に拒絶した証拠がないため、アンチ・ドーピング規則違反の成立が認められなかった事案もある[8]。

日本においても、JADC2.3 項違反が問題とされた事例が 2 件存在し、そのうち 1 件はJSAAのドーピング仲裁に付され、同事案においても「通告」の有無が問題となった[9]。

> 競技会終了後にドーピング検査対象となったことを発表された選手が、自分が検査対象となっていることを知らずに、競技会の途中で帰ってしまった事案について、「通告」があったか否かが問題とされたが、JSAA 仲裁においては、「有効な通告があったといえるかどうかは、当該通告方法の内容、それが規定されている理由や事情、当該通告方法の周知の程度、競技会における競技者に対する具体的な説明内容・方法、当事者が通告内容を知りうる機会の有無等の諸事項を総合的に勘案して、当該競技者との関係において個別具体的に判断すべきである。」との判断が示された。

なお、当該事案においては、「通告」がなかったものとされたが、競技者が検査対象となっていることを知らなかった場合に、全て「通告」がなかったと解されるものではなく、上記仲裁判断が挙げるとおり、「通告」の有無は、「当該通告方法の内容、それが規定されている理由や事情、当該通告方法の周知の程度、競技会における競技者に対する具体的な説明内容・方法、当事者が通告内容を知り得る機会の有無等の諸事項を総合的に勘案して、当該競技者との関係において個別具体的に」判断されるものであり、仮に競技者が検査対象となっていることを知らなかった場合であっても、「通告」があったと判断される余地は当然あり得る。

1-4　第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの）

第 3 グループは、禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て（JADC2.7 項）、競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て（JADC2.8 項）であり、営業的・組織的なアンチ・ドーピング規則違反として、特に重い制裁が定められている。その一例として、

---

[7] 前掲・CAS 2004/A/718、評釈集 324 頁。

[8] 前掲・CAS 2008/A/1551、評釈集 379 頁。

[9] JSAA-DP -2012 -001 号仲裁事案。

マレーシアの陸上競技連盟における組織的なドーピングが問題となった事案がある[10]。

マレーシアの陸上競技連盟のコーチが、競技者に対して、身体検査に競技者自身の尿検体を持参しないことやドーピング検査を回避すること等を指示した事案について、10 年間の資格停止が下された。

1-5　第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの）

2015 年の JADC の改定により、アンチ・ドーピング規則違反行為として、違反関与（JADC2.9 項）、特定の対象者との関わりの禁止（JADC2.10 項）が追加された。その成立要件については本章 5 項以下に述べるが、様々な形態でアンチ・ドーピング規則違反に関して意図的に関与することや、資格停止中又は刑事的その他の制裁を受けた者と協働する行為も、アンチ・ドーピング規則違反を構成するものとされ、多様化、高度化するドーピング行為への対応がなされている。

1-6　資格停止期間

アンチ・ドーピング規則違反がなされると、当該アンチ・ドーピング規則違反の類型により、資格停止の制裁が課される。この資格停止期間は、違反の回数、事案の事情等により様々であるところ、その詳細は本書Ⅴ制裁にて解説する。

2　第 1 グループ（競技者等の直接的なドーピング行為に関するもの）

2-1　禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの検体の中における存在（JADC2.1 項）

---

[10]　CAS 2012/A/2791、「平成 25 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」38 頁。但し、この事案において、競技者の検体から禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーは検出されておらず、当該コーチが、競技者に対して禁止物質・禁止方法を投与し、又は、投与を企てたとの競技者の証言は存在するものの、当時の WADC2.8 項ではその必要がなかったため、そこまでの事実認定はなされていない。すなわち、同事案において認定されたコーチの行為は、現在では WADC2.9 項違反に分類される行為であり、現在の WADC2.8 項違反が成立するためには、競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企てに関する具体的事実が認められる必要がある。

2-1-1　要件

禁止物質が体内に入らないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務であるとされており、競技者は、自らの体内に取り込む物質について、自己責任を負う。したがって、自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在が検出された場合には、競技者はその責任を負うことが規定されている。また、これをアンチ・ドーピング機関側からみれば、JADC2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関する故意、過誤、過失等を立証する必要がないこととなる。

多くの事例においてこのアンチ・ドーピング規則違反が問題とされているが、これは、競技者の検体から禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが検出された場合には、そのことをもって違反が成立し、アンチ・ドーピング機関側が競技者側の使用に関する故意、過誤、過失や体内侵入経路等を立証しなくてもよいため、アンチ・ドーピング規則違反の証明が容易であることに基づく。

2-1-2　資格停止期間

特定物質を含むアンチ・ドーピング規則違反である場合、アンチ・ドーピング機関側において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であることを立証しない限り、資格停止期間は 2 年に短縮される（JADC10.2.1.2 項、10.2.2 項）。すなわち、特定物質を含むアンチ・ドーピング規則違反の場合に 4 年間の資格停止を求めるときには、アンチ・ドーピング機関側において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であることを立証することが求められる。

以上のとおり、本項に基づく資格停止期間は、特定物質を含まないアンチ・ドーピング規則違反であって競技者又はその他の人において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的でないことを立証することができない場合又は特定物質を含むアンチ・ドーピング規則違反であってアンチ・ドーピング機関側において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であることを立証した場合には、4 年間となる（JADC10.2.1 項）。但し、JADC10.4 項、10.5 項、10.6 項に基づく軽減等の可能性がある。

2-2　禁止物質若しくは禁止方法の使用又は使用の企て（**JADC2.2** 項）

2-2-1　要件

JADC2.1 項に基づく違反がない場合、すなわち、競技者の検体から禁止物質又はその代

謝物若しくはマーカーが検出されず、禁止物質の存在そのものを証明するための要件全てが満たされない場合でも、競技者の自白、証人の証言、書証、長期間の観察から得られた結論等から、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てることが証明される余地もある。また、近時問題とされている、いわゆる血液ドーピングにおいては、検体から禁止物質そのものが検出されることはなく、継続的な検体採取によって異常値の存在が確認された場合に、禁止方法である血液ドーピングが行われたことに基づく JADC2.2 項のアンチ・ドーピング規則違反が指摘されることとなる。

この点、禁止物質若しくは禁止方法の使用又はその使用の企てが成功したか否かは重要ではなく、JADC2.2 項のアンチ・ドーピング規則違反は、禁止物質・禁止方法を使用したこと又はその使用を企てたことのみによっても成立する。

なお、JADC2.2 項の違反が成立するためには、アンチ・ドーピング規則違反があったことをアンチ・ドーピング機関側が証明しなければならず、例えば、血液ドーピングの事例においては、検体の採取、管理の連続性、装置の信頼性、検査結果等をアンチ・ドーピング機関側が立証しなければならない[11]。

2-2-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、JADC2.1 項と同様に、特定物質を含まないアンチ・ドーピング規則違反であって競技者又はその他の人において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的でないことを立証することができない場合又は特定物質を含むアンチ・ドーピング規則違反であってアンチ・ドーピング機関側において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であることを立証した場合には、4 年間となる（JADC10.2.1 項）。但し、JADC10.4 項、10.5 項、10.6 項に基づく軽減等の可能性がある。

2-3　禁止物質・禁止方法の保有（JADC2.6 項）

2-3-1　要件

当該保有が JADC4.4 項の規定に従って付与された治療使用特例（TUE）又はその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合を除き、禁止物質若しくは禁止方法を競技会において競技者が保有し、又は競技会外の検査における禁止物質若しくは禁止方法を競技会外において競技者やサポートスタッフが保有することも、アンチ・ドーピ

---

[11]　前掲・CAS 2009/A/1912&1913、評釈集 265 頁。

ング規則違反となる。

例えば、医師の処方箋に基づいて糖尿病の子供のためにインシュリンを購入する場合のように、正当化される医療上の事情がある場合を除き、親戚、友人、チームメイト等の第三者に与えることを目的として禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものとは認められない。他方、チームドクターが、緊急の場合に処置を行うために禁止物質を保有しているような場合には、正当な理由があるものと認められる。

2-3-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、JADC2.1 項と同様に、特定物質を含まないアンチ・ドーピング規則違反であって競技者又はその他の人において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的でないことを立証することができない場合又は特定物質を含むアンチ・ドーピング規則違反であってアンチ・ドーピング機関側において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であることを立証した場合には、4 年間となる（JADC10.2.1 項）。但し、JADC10.4 項、10.5 項、10.6 項に基づく軽減等の可能性がある。

3　第 2 グループ（ドーピング・コントロールの妨害に関するもの）

3-1　検体の採取回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）

3-1-1　要件

アンチ・ドーピング規則において認められた通告を受けた後に、やむを得ない理由によることなく検体の採取を回避し、又はやむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこともアンチ・ドーピング規則違反となる。

例えば、通告を受けた後に検体の採取を行わないこと又は拒否することはもちろん、競技者が、通告又は検査を回避するために、ドーピング・コントロール役職員に見つからないように隠れていたことが証明された場合も、当該行為はアンチ・ドーピング規則違反を構成する。

3-1-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、競技者において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図

的でないことを立証することができない場合には、4 年間となる（JADC10.3.1 項）。但し、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

3-2　居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）

3-2-1　要件

検査及びドーピング捜査に関する国際基準に従って要求される居場所情報を提出しないこと（居場所情報未提出）及び同国際基準に従って検査を受けないこと（検査未了）を含む、競技会外で行われる検査への競技者の参加に関する要請に違反することも、アンチ・ドーピング規則違反となる。もっとも、上記違反行為を 1 度犯してしまっただけでは、アンチ・ドーピング規則違反とはならず、検査未了の回数又は居場所情報未提出の回数が 12 か月以内の期間に 3 度に及んだ場合に、アンチ・ドーピング規則違反となることが規定されている。

3-2-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は原則として 2 年間であるが、競技者の過誤の程度に応じて 1 年間を下限として軽減される（JADC10.3.2 項）。また、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

3-3　ドーピング・コントロールの不当な改変又はその企て（JADC2.5 項）

3-3-1　要件

ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てることもアンチ・ドーピング規則違反となる。禁止方法の定義には含まれていないものの、適正なドーピング・コントロールの過程を害する行為を禁止するものである。JADC2.5 項違反の例としては、検査対応中にドーピング・コントロール関連文書の識別番号を改変することや、B 検体の分析時に B ボトルを破損させること又は異物を追加することにより検体を不当に改変すること等が挙げられる。

3-3-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、JADC2.3 項と同様に、競技者において当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的でないことを立証することができない場合には、4 年間となる（JADC10.3.1 項）。但し、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

4　第 3 グループ（営業的・組織的なドーピングに関するもの）

4-1　禁止物質・禁止方法の不正取引又はその企て（JADC2.7 項）

4-1-1　要件

禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てることもアンチ・ドーピング規則違反となる。したがって、ドーピングを目的として海外から禁止物質や禁止方法を個人輸入するという行為それ自体も、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

4-1-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、違反の重大性に応じて、最短で 4 年間、最長で永久となる（JADC10.3.3 項）。但し、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

JADC2.7 項は、競技者がドーピングを行うという通常のアンチ・ドーピング規則違反を超えて、ドーピング・コントロールに対する重大かつ深刻な違反行為であるため、特に重い制裁が課されている。

4-2　競技者に対する禁止物質・禁止方法の投与又はその企て（JADC2.8 項）

4-2-1　要件

禁止物質・禁止方法の投与は競技者自らがする場合だけではなく、第三者が競技者に対して禁止物質・禁止方法を投与し、又は、投与を企てる場合もある。したがって、競技中の競技者に対して禁止物質・禁止方法を投与し、若しくは投与を企てること、又は、競技会外の競技者に対して、競技会外における禁止物質・禁止方法を投与し、若しくは投与を企てることは、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

4-2-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、JADC2.7 項と同様に、違反の重大性に応じて、最短で 4 年間、最長で永久となる（JADC10.3.3 項）。但し、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

JADC2.7 項と同様、2.8 項も、競技者がドーピングを行うという通常のアンチ・ドーピング規則違反を超えて、ドーピング・コントロールに対する重大かつ深刻な違反行為であるため、特に重い制裁が課されている。

5　第 4 グループ（2015 年の JADC の改定によって追加されたもの）

5-1　違反関与（JADC2.9 項）

5-1-1　要件

支援し、助長し、援助し、教唆し、共謀し、隠蔽し、又はその他あらゆる形態でアンチ・ドーピング規則違反に関して意図的に関与することも、アンチ・ドーピング規則違反となる。ドーピング・コントロールに対する侵害行為として、アンチ・ドーピング規則違反に関する共謀そのものを違反行為と規定したものである。

5-1-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は、違反の重大性に応じて、最短で 2 年間、最長で 4 年間となる（JADC10.3.4 項）。但し、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

5-2　特定の対象者との関わりの禁止（JADC2.10 項）

5-2-1　要件

競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポートスタッフであって資格停止期間中であるもの、若しくは、アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、WADC に基づく結果の管理過程において資格停止の問題が取り扱われていないサポ

ートスタッフであって、仮にかかる人に WADC に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け若しくはかかる事実が認定されたもの、又は、これらの個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフと協働してはならず、そのような行為をすることもアンチ・ドーピング規則違反となる。具体的には、トレーニング、戦術、技術、栄養若しくは医学的アドバイスを受けること、治癒、治療若しくは処方を受けること、肉体的な成果を分析のために提供すること、又は、当該サポートスタッフに代理人若しくは代表者として活動することを許すことが含まれる。

なお、本項に基づく違反が成立するためには、競技者又はその他の人が、従前より競技者又はその他の人を管轄するアンチ・ドーピング機関又は WADA から、書面にて、サポートスタッフの資格剥奪状態及び禁止される特定の対象者との関わりを持った場合に課され得る措置の内容について知らされ、かつ、当該競技者又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを要することとされている。

5-2-2　資格停止期間

本項に基づく資格停止期間は原則として 2 年間であるが、競技者の過誤の程度に応じて 1 年間を下限として軽減される（JADC10.3.5 項）。また、JADC10.5 項、10.6 項に基づく軽減の可能性がある。

III. 検査・分析

1 概説
2 検査
2-1 「競技会」の意義
2-2 競技会検査の流れ
2-2-1 競技者への通告及び検査拒否
2-2-1-1 競技者への通告（上記図の 1 参照）
2-2-1-2 競技者による検査拒否
2-2-2 通告から検体採取まで（上記図 1～4 を参照）
2-2-3 検体のボトル詰め（上記図 5～8 を参照）
2-2-4 報告書への署名（上記図における 9～12 のプロセス）
2-3 競技会外検査
2-3-1 競技会外検査
2-3-2 検査対象者登録リストの作成
2-3-3 RTPA による居場所情報提出
2-3-4 競技会外検査における検体の採取手続
2-4 居場所情報提出義務違反
2-4-1 WADC 及び ISTI における規律～居場所情報提出要請不遵守
2-4-2 ADAMS (Anti-Doping Administration and Management System)
3 分析
3-1 分析機関における分析基準－JADC の定め
3-2 検査機関への検体運搬
3-3 検体分析及び ISTI 並びに ISL からの乖離についての立証責任
3-4 分析担当者
4 尿検体以外の検査手続について
4-1 血液採取（ISTI4.6.1 項 Annex E 参照）
4-2 Athlete Biological Passport Project（ISTI4.6.1 項 d 参照）
5 特に考慮を必要とする検査対象者について
5-1 はじめに
5-2 引退した競技者について（JADC5.7 項）
5-3 18 歳未満の者について（ISTI Annex C.3）
5-3-1 “Minor”の定義
5-3-2 18 歳未満の者に対する規定の修正
5-4 障がいを伴う競技者に対する変更（ISTI Annex B)
6 TUE（Therapeutic Use Exemptions 「治療使用特例」）

6-1 TUE の意義・位置づけ

6-2 TUE の手続

6-3 TUE 事前申請対象者

6-4 遡及的 TUE 申請について（JADC4.4.3 項及び TUE に関する国際基準 4.3 項）

6-5 TUE の決定に対する不服申立て

6-6 TUE の承認

1　概説

本章では、ドーピング検査手続の流れ、分析機関に関する国際基準と TUE 手続等について説明する。

下記 2 において競技会外の検査手続と居場所情報等について詳細に説明するが、典型的ケースでは、競技会時又は外のドーピング検査手続で尿検体が採取され、分析機関における分析の結果、禁止物質が存在するとされた場合、日本アンチ・ドーピング規律パネルでの審理に至ることとなる。また、居場所情報関連義務違反や検体採取の拒否・回避などもアンチ・ドーピング規則違反に問われる。

採取された検体については、WADA 認定分析機関によって分析されるが、かかる分析機関における分析手続について注意すべき事項等について下記 3 で説明する。

下記 4 では、尿検体以外の近年のドーピング「技術」開発に対抗するための新たな検査方法としての長期間のプロファイリングや、血液検査といった方法について若干解説する。

下記 5 では、18 歳未満の者や障がいを有する競技者等、検査手続において一定の配慮が必要な競技者について、どのような手当が設けられているか解説する。

禁止物質が、当該競技者が TUE（治療使用特例）を取得していた薬の服用結果として存在したものであれば、違反が疑われる分析報告とならない可能性がある。下記 6 では、このような TUE 手続について説明する。

2　検査

2-1　「競技会」の意義

WADC 及び国際基準に基づき、「競技会検査」としての規律を受ける「競技会（時）」とは、競技者が参加する予定の競技会の 12 時間前に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取過程の終了までの期間をいう（ISTI3.1 項参照）

したがって、競技会の会場で実際に行われる検査だけではなく、当該競技会の 12 時間前以降に行われる検査は、競技会検査としての規律を受けることに注意する必要がある。

2-2　競技会検査の流れ

競技会検査の流れを簡単に図示したものが次の図である。

2-2-1　競技者への通告及び検査拒否

2-2-1-1　競技者への通告（上記図の **1** 参照）

競技者が WADC に定められたとおりに検体採取につき適切に通告を受けること、競技者の権利が保障されること、検体を不正に操作する機会をなくすこと、そして、通告が文書により記録されることを確実にすることを目的として、検査及びドーピング捜査に関する国際基準（以下、「ISTI」という）において、検体採取における「競技者への通告」が規定されている（ISTI5.1 項参照）。

通告の具体的内容は、以下のとおりである（ISTI5.4.1 項参照）。

a) 当該競技者が検体採取を受ける必要があること
b) 検体採取を実施する権限があること
c) 検体採取の種類、及び検体採取前に遵守する必要がある条件
d) 競技者の権利
e) 競技者の責務
f) ドーピング・コントロール・ステーションの位置
g) 競技者が検体の提供に先立って食事又は飲料を摂取する場合の注意事項
h) 適切な検体が提出されるのが遅延することを防ぐため過度の水分補給を避けること
i) 競技者から検体採取要員に対して提供された検体は、通告の後に競技者から排尿された最初の尿であること

検査拒否に関しては、下記のような判断事例がある。

(a) ドーピング・コントロール役職員による競技者への通告内容が明確なものでなかった場合には、検査拒否が成立しないと判断した事例がある[12]。この事例では、英語しか理解できない被通告者に対して、イタリア語で通告を行った場合に、検査拒否が成立しないとされており、競技者がいかなる言語を理解できるのか把握しておくことも重要である。
(b) 検査対象に選ばれた競技者が、検体採取の準備ができていないとしてドーピング・コントロール・ステーションを離れてシャワーを浴びにいった事実関係のもと、検査拒否又は回避が成立するか否かが問題となった事案である[13]。パネルは、競技者が英語を理解しないことを認定した上で、「パネルは、競技者たちが明確かつ理解可能な方法で、更衣室内のシャワーを浴びるためにドーピング・コントロール・ステーションを離れてはいけないと告知されたことを裏付ける十分な証拠が提出されていないと考える。パネルは、CONI Anti-Doping RuleのArticle 2.3 の責任が証明されていないとの結論に達した」と示した。

2-2-1-2　競技者による検査拒否

上記通告にもかかわらず、競技者が「検体の採取を回避し、又はやむを得ない理由によ

[12] 前掲・CAS 2008/A/1551、評釈集 379 頁。
[13] CAS 2009/A/1892、評釈集 424 頁。

ることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しない」場合には、「検査拒否」が成立し、制裁が課されることとなる（JADC2.3 項）

2-2-2　通告から検体採取まで（上記図 1～4 を参照）

競技者は、ドーピング・コントロール役職員（DCO）又はシャペロンから、上記で説明したとおり検査通告を受け、検体提供への同意の署名を行う。その後、DCO からドーピング・コントロール・パスを受け取り、検体採取を行う。

検体採取においては、競技者自らが採尿カップを選択する。同性の DCO が、尿検体が競技者の体から直接出ていることを確認する。

採取された尿検体が薄い（低比重である）場合、禁止物質の検出が困難となってしまう。そのため、採尿時にその場で尿比重を計測し、低比重であった場合には、一定濃度以上の数値を示すまで検体をとり続けることになる（ISTI Annex D.4.16 項、Annex G.4.6 項）。

2-2-3　検体のボトル詰め（上記図 5～8 を参照）

検体採取後、競技者自身がサンプルキットを選択し、コンテナから A ボトル及び B ボトルを取り出し、検体を 2 つのボトルに分け入れて封をし、両ボトルをコンテナに納める。2 つのボトルが用意されているのは、A ボトルに封入された検体（A 検体）について違反が疑われる分析報告がなされた場合、競技者は B ボトルに封入された検体（B 検体）の分析を要求し、その開封と分析に立ち会う権利を有するからである。

競技者の B 検体に関する諸権利については、アンチ・ドーピング機関が、違反が疑われる分析報告に関する検討を行った後、競技者に対して行う通知において「B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること」「B 検体の分析を要求した場合に B 検体の分析が行われる日時及び場所」「B 検体の開封と分析に立会う機会を有すること」として記載される（JADC7.3 項）。

なお、検体保管には、いわゆるベーリンガーキットが用いられ、検体をボトルの中に入れると、再度開けられないように密封されている。このベーリンガーキットが高い信頼性を有することは、CAS による過去の仲裁判断でも認められているところである。

2-2-4　報告書への署名（上記図における 9～12 のプロセス）

DCO は、競技者をして検査 7 日前までに使用した薬剤・サプリメント及び 3 か月以内に

行われた輸血について申告させることとなっており、その他検査手続について気付いたことがあればその旨を報告書に記入し、公正に採尿作業が行われたことを確認する。DCO はこのようにして報告書を作成し、競技者から署名をもらうこととなっており、競技者はその控えを受け取ることとされる（ISTI 7.4.5(Q)参照）。

なお、注意するべき点は、このときに競技者が薬剤・サプリメントについて申告をしたとしても、当該薬剤・サプリメントに禁止物質が含まれており、検体から違反が疑われる分析報告が出た場合、アンチ・ドーピング規則違反は免れないということである。競技者が、治療目的で禁止物質の含まれる薬剤等を使用する場合、事前に TUE を申請し取得した場合に、例外的に使用が認められることとなる。

2-3　競技会外検査

2-3-1　競技会外検査

次に、競技会外検査について解説する。

「競技会」の意義は上記競技会検査についての解説で説明したとおりであり、それ以外の場面における検査が競技会外検査となる。

2-3-2　検査対象者登録リストの作成

競技会外検査は、より効果的なドーピング・コントロールを行う目的で実施されており、対象者は主として国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（日本では JADA）により各競技のトップアスリートが選出される。但し、競技会外検査を受ける義務はこれらの競技者に限られるものではなく、いかなる競技者も競技会外検査に服する義務は存在する。

国際競技連盟又はアンチ・ドーピング機関は、検査配分計画の一環として、焦点を当てた競技会検査及び競技会外の検査を行うが、そのために競技者の居場所情報を必要とする。そこで、最優先の競技者について、各国際競技連盟が国際レベルで、また国内アンチ・ドーピング機関が国内レベルで、別々に定めたリストとして検査対象者登録リストを作成する（JADC 中の定義参照）。

以下、検査対象者登録リストに掲載されている競技者のことを「RTPA」という。

2-3-3　**RTPA** による居場所情報提出

RTPA は、居場所情報として、後述するインターネット上のシステム Anti-Doping Administration and Management System （以下、「ADAMS」という。）を通じて、四半期ごとに 3 か月分の「居住地」（宿泊地を含む）、トレーニング場所、そして競技会情報を提出しなければならない。また、競技者の居場所が正確に特定できるように、市町村や建物名のみではなく、部屋番号や練習場の部屋名など、場所の詳細情報まで提出しなければならない。居場所情報に変更が生じた場合、競技者は早急に居場所情報を更新し、常に最新情報が反映される状態にしておく必要がある（ISTI Annex I.3.1 項参照）。

また、居場所情報の提出には居住地やトレーニング場所、競技会の予定と合わせて、365 日全ての日について、1 日のうちで午前 5 時～午後 11 時までの間で検査に対応できる 60 分の時間枠を指定することが義務づけられている（ISTI Annex I.3.2 項及び 3.4 項参照）。かかる 60 分時間枠内において、競技者が指定した時刻・場所で検査に対応できなかった場合、居場所情報関連義務違反の対象となる可能性があり、義務違反が累積するとアンチ・ドーピング規則違反が成立する。このような居場所情報関連義務違反の累積情報は世界的に共有される。

これに対して、60 分時間枠外については、検査員が訪問した場所・時刻に競技者が不在であっても、居場所情報関連義務違反の対象とはならず、居場所情報の更新についての注意喚起が行われるに止まる（ISTI Annex I.1.1(b)の解説参照）。

60 分時間枠が存在することにより、競技者に対する検査の試みの失敗が検査未了とされる時間が明確となり、少なくとも 1 日に 1 回、競技者の居場所が特定され、かつ、検体が採取されることを保証するとともに当該競技者によって提供される居場所情報に関する信頼性を増加させる。また、アンチ・ドーピング機関が 60 分の時間枠外の検査において当該競技者の居場所を特定する助けともなる（ISTI Annex I 1.1(b)の解説参照）。

2-3-4　競技会外検査における検体の採取手続

競技会外検査においても、検体採取の手続は、競技会検査と同様の手順で行われる。詳細については、競技会検査における検体採取手続に関する解説を参照いただきたい。

2-4　居場所情報提出義務違反

2-4-1　**JADC 及び ISTI における規律～居場所情報提出要請不遵守**

JADC2.4 項は、RTPA が、12 か月間の期間内に、合計 3 回、①検査未了及び／又は②居場所情報未提出を行った場合にアンチ・ドーピング規則違反が成立するとしている。すな

わち、①居場所情報未提出、及び、②検査未了、のいずれも居場所情報関連義務違反とみなされ、12 か月間に 3 回、上記①又は②の義務違反が累積するとアンチ・ドーピング規則違反となって制裁を課される可能性がある（JADC2.4 項）。

RTPA が居場所情報を決められた期日までに提出せず、又は内容の更新を正確に行っていない場合には、居場所情報未提出とされ、居場所情報関連義務違反となる可能性がある（ISTI Annex I.1.a 項参照）。

競技者が特定した 60 分時間枠において、当該競技者が検査に対応できなかった場合、検査未了として居場所情報関連義務違反とされる可能性がある（ISTI Annex I.1 項参照）。

居場所情報関連義務違反の判断は、検査主催機関が行うため、競技者に対し、いかなる機関から指示を受けて検査を実施しているかを明示する委任状を提示することが求められる。検査主催機関の例としては、JADA、国際競技連盟、WADA 及び IOC 等が挙げられる。

2-4-2　ADAMS (Anti-Doping Administration and Management System)

ADAMS は、WADA が作成し、管理・運営しているインターネット上の情報共有システムである。WADC を受諾した組織（WADA、IOC、IPC、国際競技連盟、各国・地域オリンピック／パラリンピック委員会、各国アンチ・ドーピング機関、主要競技大会組織委員会等）及び WADA 認定分析機関には、WADA から同システムへのアクセス権限が付与される。同システムのサーバーは、WADA の本部があるモントリオールに設置され、高いセキュリティーレベルで管理されている。

＝＝ADAMS の概念図＝＝

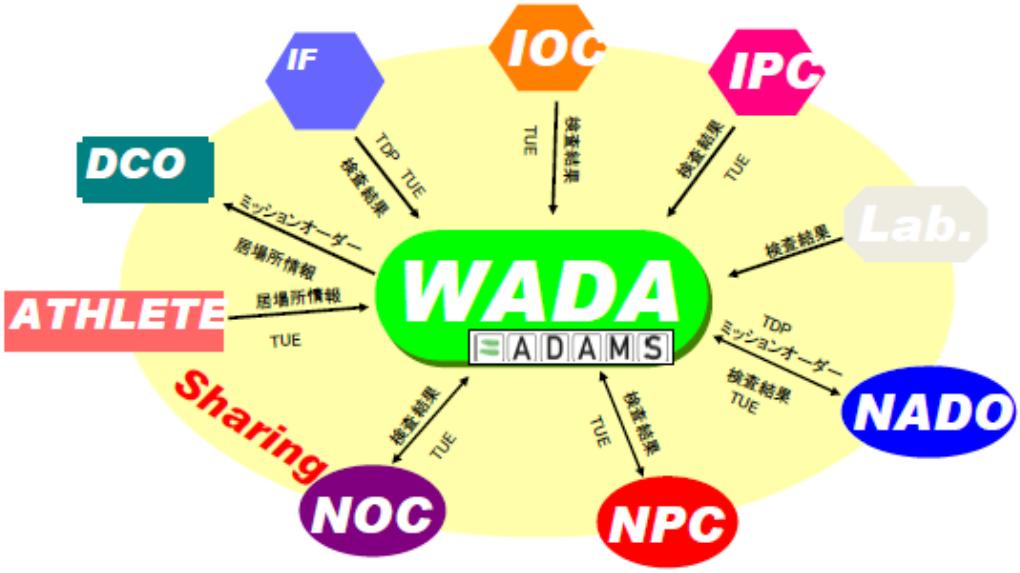

WADC がもたらした重要な変革の一つとして、関係する組織間で情報共有することを前提とした運用の開始が挙げられる。この変革を現実のものとするため、関連組織が相互に情報を保管･共有することが可能となるシステムの構築が求められ､ADAMS が作成された。共有される情報の例として、以下のものが挙げられる。

- 競技者の検査履歴
- 競技者に対する検査実施プラン（複数組織間の無用な検査重複を回避するため）
- 居場所情報（含む居場所情報提供義務違反に関する情報）
- TUE 付与履歴
- アンチ・ドーピング規則違反履歴

これらの情報を競技者に関連のある組織が相互に共有することで、WADC 中の事項が、実効性をもって執行されることとなる。

競技者の検査履歴は、将来の検査プランを策定する際の重要な要因となる。現状では、日本人競技者が国外で受けた検査の実績が即座に ADAMS に反映される運用が実現されており、JADA ではこれらの実績を考慮しながら検査を立案している。

TUE の付与は、競技者に関する非常に重要な情報である。この情報も ADAMS に登録され、実際に付与を行った組織だけではなく当該競技者の結果管理に関与する可能性ある組織は付与内容について閲覧することが可能である。但し、競技者の医療情報など TUE 審査時には必要となるものの、TUE 審査に直接関与しない組織に公表する必要性のない情報については、秘匿されており、競技者のプライバシーに配慮している。

居場所情報管理についても、12 か月のうちで 3 回の居場所情報関連義務違反が生じるとアンチ・ドーピング規則違反の疑いがある事例として取り扱われる（JADC2.4 項）から、国際競技連盟、WADA、国内アンチ・ドーピング機関など関連する組織間での情報共有が重要となっており、ADAMS を介して情報共有されている。

3　分析

3-1　分析機関における分析基準－JADC の定め

JADC において、分析機関における検体分析基準として次の原則が定められている。

①　認定分析機関及び承認分析機関の使用（JADC 6.1 項）

検体は、WADA 認定分析機関、又は WADA により承認された分析機関若しくは方法によって分析されなければならならない。結果管理に責任を持つアンチ・ドーピング機関が、WADA 認定分析機関又は承認分析機関の選択を行うとされている。

② 検体の採取及び分析の目的（JADC 6.2 項）

検体分析の目的として、禁止物質及び禁止方法の検出等を行うこと、アンチ・ドーピング機関が、競技者の尿、血液その他基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査をすることの支援及びその他正当な目的が挙げられている。さらに、検体は、将来における分析のために採取、保管することができるとされる。

③ 検体の研究（JADC 6.3 項）

研究目的のための検体使用は禁止される（例外として書面による同意がある場合）。JADC6.2 項に規定された目的以外に使用された検体は、個人特定手段が全て取り除かれなければならないとされ、プライバシーに配慮されている。

④ 検体分析及び報告の基準（JADC6.4 項）

Risk Assessment based analysis menu の基準が定められており、テクニカル・ドキュメントが各種目のリスク評価に基づき検体分析メニューを確立することが原則とされている。この原則にも例外があり、例えば、テクニカル・ドキュメントに記載されたメニューより広範なメニューを使用して分析するように要請することは可能である。また、より狭い検査メニューを実施する場合には分析機関が WADA をしてそのような狭い検査メニューが適切であることを納得させた場合に限り、そのような狭い検査メニューを実施することが可能とされる。分析機関は、独自の判断及び費用負担で検体分析メニューに含まれない分析を行うことができる。これは、検体分析メニューを増やすことによって、インテリジェント検査の原則を拡張することが目的とされている。

また、当然ではあるが、分析機関が、「分析機関に関する国際基準」に基づき検体の分析及び結果報告をしなければならないとされている。詳しくは、Sample analysis（ISTI 4.7 項）に、詳細な規定が設けられている。

⑤ 検体の更なる分析（JADC 6.5 項）

2015 年改定によって追加された規定であり、アンチ・ドーピング機関による検体分析結果が競技者に伝えられる前に、結果管理に責任あるアンチ・ドーピング機関が分析する可能性を留保することが定められている。

ISTI の 4.7.3 項は、かかる JADC6.5 項の規定を踏まえて「後日検体を再度分析できるように、検査配分計画の中には、検体の保持及び、かかる検体採取に関する文書化についての戦略を含めるものとする。」としている。その際の、考慮要素として、JADC6.2 項に加え、挙げられているものは、以下のとおりである。

a) 分析機関からの助言
b) アスリート・バイオロジカル・パスポートに関係する遡及的な分析の必要性競技者、競技及び／又は種目に関連する近い将来に導入される新しい探知方法
c) 競技者から採取した検体で、ISTI4.5 項に定めた高いリスクに関する基準の全部又は一部に合致するもの

3-2　検査機関への検体運搬

検体がボトル詰めされ、コンテナに納められて、検査機関に運ばれるまでの過程には「管理の連鎖（Chain of custody）」が必要とされる。これは、検体の用意から分析機関に受理されるまで、検体管理に責任を有する個人又は機関による一連の手順が連続していることをいい、検体検査の適切性を示すために重要とされる（ISTI 9.3.5 項参照）。ISTI 6.3.5 項でも、検体採取機関は、検体及び検体採取関連文書の双方が目的地に到達したことの確認を含み、管理の連鎖が記録されるシステムを開発することが定められている。

南アフリカにおけるパワーリフティング選手に対する競技会外検査において、DCOがボトル詰めされた検体を置き忘れ、45 分後に取りに戻り、その結果、研究所への輸送が当初の予定から 1 日遅れた上に、冷凍保存も行われなかったという事案において、旧ISTからの乖離について、競技者側に検査結果についての信頼性を疑わせることの立証責任があることを前提とした上で、検査結果を有効と判断した[14]。

上述のように、ベーリンガーキットには高い信頼性が認められ、再度開けられないように密封されていることに鑑みれば、開封の痕跡が見られない場合には、競技者側で、管理の連鎖が失われたことにより、検体の成分に変化が生じたこと、すなわち、原検体では違反が疑われる分析報告が得られなかったが、管理の連鎖が失われた結果として違反が疑われる分析報告が得られたことを証明しない限り、分析結果を無効化することは困難であろう。

3-3　検体分析及び ISTI 並びに ISL からの乖離についての立証責任

[14] CAS 2005/A/908、評釈集 343 頁。

検体分析は、WADAによって認定された分析機関において、ISTI及びInternational Standard for Laboratories（以下、「ISL」という）に従って行われる。CASの仲裁判断においては、WADAによって認定された分析機関において行われた検体の分析について、競技者がIST（現在のISTI）からの乖離による分析結果の無効を主張した事案において、WADA認定分析機関で行われた検体分析が、ISTに従って行われたものであるとの推定を受けること、及び、競技者が当該推定を覆すためには、「可能性の優越（“Balance of probability”）」によって、ISTからの乖離を証明しなければならず、IST以外の他の基準違反を証明しても、当該推定への反証とはならないとされている[15]。

競技者が推定を覆した場合には、アンチ・ドーピング機関に証明責任が転換され、そのような乖離が不利な分析結果（Adverse Analytical Finding）を引き起こしたものではないことが証明される必要がある。換言すると、ISTI からの乖離がある場合でも、第一義的には、当該乖離を主張する競技者側が証明責任を負い、当該証明責任が一応果たされた後、当該乖離が分析結果に影響を及ぼさないことについて、アンチ・ドーピング機関側に証明責任が課されることになる。

検体分析機関がISLから乖離したことによって検査結果の信頼性を疑わせたことの立証責任もその検査結果の信頼性を争う側にある[16]。このように、ISLから乖離があったとしても、当該乖離内容がどのようなものであるかを検討することが必要であり、ISLからのいかなる乖離であっても直ちに分析結果の信用性に影響を与える訳ではない。

バイアスロンの競技者から組み替えエリスロポエチン（rEPO）が検出された事案において、ISL中の「文書作成と報告」に関する規定違反があったとする当事者の主張に対し、CASの仲裁パネルが「Adverse Analytical Findingを否定すべき理由が存在する訳ではない。」と判断した事例[17]。

3-4　分析担当者

ISL の規定上、A 検体分析と B 検体分析双方とを同一の担当者が行うことも可能である。この点について、補足して説明すると、2008 年まで有効であった ISL では、B 検体分析の実施過程において、A 検体分析を担当した担当者とは異なる担当者が B 検体の分析を行うことが求められていた。しかし、分析機関における作業工程の実情や、この規定と異なる手順での B 検体分析作業が競技者からの問題提起の対象とされる機会が多いことから、2009

---

[15] CAS 2007/A/1394、評釈集 351 頁。

[16] 前掲・CAS 2005/A/908、評釈集 343 頁。

[17] CAS 2009/A/1931、評釈集 412 頁。

年版の ISL からは、上記の規定が削除され、A 検体分析と B 検体分析双方を同一の担当者が行うことが現在では可能である。

4　尿検体以外の検査手続について

4-1　血液採取（ISTI4.6.1 項及び Annex E 参照）

現状、ドーピング検査で採取する検体は、尿、血液、呼気（アルコール検査時のみ）である。一般的なドーピング検査では、尿検体のみを採取することがほとんどであり、血液については成長ホルモン等のある特定の物質をターゲットとする場合に採取される。呼気については、アーチェリーなどのアルコールを禁止物質として指定している競技種目において主として採取される。

血液検体については、近年ではオリンピックなどの主要競技大会での採取は一般化しているものの、日本国内では 2007 年の世界陸上選手権大阪大会での採取実績があるのみで、その後は、諸般の事情から、実施されていなかった。

しかし、JADA は、2012 年 7 月 20 日付のメディアリリース記事において、ロンドンオリンピックを機に国際的に要請が高まっている採血によるドーピング検査を開始することを発表した。対象者は、ロンドンオリンピックに出場する日本代表選手を含む日本オリンピック委員会強化指定選手、JADA 登録検査対象競技者、日本代表選手などのトップアスリートとされている。この背景としては、近年、ドーピング検査においては、尿検体のみならず、血液検体を対象として分析を行うことが国際的に求められており、このため、文部科学省を始め関係者と検討を重ねて、今般、国際的な要請に基づく採血によるドーピング検査を実施することとしたものである。採取された血液検体は、WADA 認定分析機関において分析される。

4-2　Athlete Biological Passport Project（ISTI4.6.1 項(d)参照）

通常の尿検体採取によるドーピング検査では、尿検体中に存在する物質の有無により違反の有無を確定する。これに対し、血液から読み取れる生体の様々なパラメータを継続的に採取し判別することにより、違反物質の使用を特定する対応が開始され、ISTI で「長期的なプロファイリングに関する検査」として規定されている。

現在、WADA が中核となり陸上競技、自転車競技、スキー、スケートなどの国際競技連盟がプロジェクトに参加し、競技者の生体パラメータを継続的に採取・蓄積している。このプロジェクトの推進のためには、世界的規模での血液検体を採取する仕組みの構築が求

められ、WADA では多くの国のアンチ・ドーピング機関に血液検体の採取の取り組みを促している。

アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムは、単発のドーピング検査による違反摘発ではなく、長期にわたり競技者の血液・尿検体から読み取れるデータを蓄積し、禁止物質自体ではなく、禁止物質・禁止方法を使用した結果として生じた変化を様々な指標から総合的に判断するものである。微量の違反物質使用等の従来のアプローチでは検出されなかった違反を検出するために有効と考えられる。

5　特に考慮を必要とする検査対象者について

5-1　はじめに

JADC 及び ISTI は、特に考慮を必要とする類型の検査対象者のために、特別な規定を幾つか設けている。ここでは、それらの規定について、若干解説する。

5-2　引退した競技者について（JADC5.7 項）

RTPA が引退し、その後競技に現役復帰しようとする場合には、その国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関に 6 か月前に事前の書面による通知をし、検査をいつでも受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならない（JADC5.7.1 項参照）。

そして、競技者が資格停止期間中にスポーツから引退し、その後競技への現役参加に復帰しようとする場合には、当該競技者は、その国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関に 6 か月前に事前の書面通知をし、検査をいつでも受けられるようにするまで、国際競技大会又は国内競技大会において競技してはならない（JADC5.7.2 項参照）

このように、引退した競技者が復帰する際に 6 か月前の事前の書面通知を必要としている。これは、ドーピング検査を逃れる目的での引退宣言さらにはその後の競技復帰を許さないという趣旨がある。

エストニア在住のクロスカントリー競技者が競技会外検査を受けたところ、ヒト成長ホルモンであるrecGHについて、違反の疑われる分析報告が出されたため、後日の世界選手権開幕日に競技者が競技から引退する旨の公開声明を出したという事案において、国際スキー連盟のアンチ・ドーピングパネルは、「競技者が最初に陽性結果を知ったときに、彼とNSA ESTがB検体の開封及び分析を

要求するのではなく、競技者の競技スポーツからの引退を公に宣言したことを憂慮すべき事態であると考える。B検体の開封及び分析は、NSA ESTが、Yが引退してもFISドーピングパネルにおける手続から救われないことを知った後に初めて要求されたものであり、サンプルが使用できなくなるリスクのもと、分析報告の相当の遅れにつながった。このような態度は、反ドーピング規則違反の裁定を避けようとする競技者の欺罔又は妨害的行為を構成し、FIS ADRの 10.8 項に基づき、加重事情を構成する。」として競技者の当該行為の悪質性から加重事情が認められるとしている[18]。但し、CASでは違反が疑われる分析報告を支持できないとの理由でFISのパネルの判断が破棄されており、加重事情に関する論点は審理されていない。

5-3　**18 歳未満の者について（ISTI Annex C.3）**

5-3-1　**“Minor”の定義**

2015 年改定前の WADC に対する日本語訳では、”Minor”の定義が各国の法律に基づく成人年齢未達の者を指すとされていたため、"Minor"という用語に「未成年者」との訳語があてられていた。しかしながら、2015 年の WADC 改定後は、我が国民法における未成年者の定義（民法 4 条「年齢 20 歳をもって、成年とする。」参照）との平仄を考慮して「18 歳未満の者」と訳語が改められることになった。以下、WADC 内において“Minor”の用語が使用されている箇所については「18 歳未満の者」という訳語を用いて解説する。

5-3-2　**18 歳未満の者に対する規定の修正**

WADC は、18 歳以上の者に対する検査の場合と比較して、18 歳未満の者に対する検査及び 18 歳未満の者を巻き込む違反行為について、以下のとおり、様々な修正や配慮を加えている。これらの規程は、パターナリスティックな観点からの 18 歳未満の者に対する保護と考えられる。

制裁との関係では、JADC2.7 項又は 2.8 項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性により、最短 4 年間、最長で永久とするとし、その上で、18 歳未満の者に関連する JADC 2.7 項又は 2.8 項の違反は、特に重大な違反であると考えられるとしている（JADC10.3.3 項参照）。

---

[18] CAS 2011/A/2566、「平成 25 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」21 頁。

競技への参加禁止を定めた JADC10.12.1 項においても、課された資格停止期間が 4 年間より長い競技者等は、4 年間の資格停止期間経過後といえども、いかなる資格におけるかを問わず、18 歳未満の者とともに活動する競技者又はその他の人に関連するものには参加できないとされている。

強制的一般報告（JADC14.3.2 項参照）については、アンチ・ドーピング規則違反者が 18 歳未満の者の場合には要請されないとされ、選択的一般報告については、当該事例の事実及び実情に相応するものとされている。これらは、公開によるその後の選手生命への影響を考慮したものと考えられる（JADC14.3.6 項参照）。

国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟の責務として、18 歳未満の者が関与したアンチ・ドーピング規則違反の場合、サポートスタッフの自動的な捜査を実施することが定められている（WADC20.3.10 項及び 20.5.9 項参照）。

さらに、WADC 中の Fault（過誤）の定義規定においては、考慮要素として“Minor”であることが挙げられ、18 歳未満であることが過誤の認定に際して有利に参酌される可能性のあることがうかがわれる。

WADC 上の Minor の定義は 18 歳未満の者とされるにもかかわらず、JADC では親権者の同意について、民法上の未成年者である 20 歳未満の者から親権者の同意を取得することを必要としている（JADC22.6 項及び 23.12 項参照）。なお、ISTI においても、18 歳未満の者の保護を目的とする規定が幾つか設けられている（ISTI Annex C 参照）。

5-4　障がいを伴う競技者に対する変更（ISTI Annex B）

障がいを伴う競技者に対する検査についても、ISTI において様々な配慮がなされている。

まず総論として、検体採取セッションの完全性を損なわない限り、可能であれば、検体提出に関して障がいを伴う競技者の要望が考慮されることを確実にすることとし（ISTI Annex B.1 参照）、かかる目的に沿って個別規定が設けられている。

検体採取機関は、可能な場合、DCO が、障がいを伴う競技者に対して検体採取セッションを実施するために必要な情報及び検体採取器具を有することを確実にする責任があるとされ（ISTI Annex B.3）、具体的内容について ISTI Annex B.4 の要請中に規定している。例えば、原則として、標準的な通告及び検体採取手続を行うとしつつも、知的障がいを伴う競技者については、同伴者から同意を得ることが適切な場合もあるとされる（ISTI Annex B.4.1 解説参照）。

検体採取器具及び施設を含め、通告又は検体採取の標準的手続については変更可能性があり（ISTI Annex B.4.2）、検体採取機関及び DCO による変更の権限があること（ISTI Annex B.4.3）、競技者の同伴者又は検体採取要員による検体採取セッション中の補助が認められること（ISTI Annex B.4.4）、さらに、検体採取のために代替検体採取器具又は施設を使用

することが可能であること（ISTI Annex B.4.5）等も定められている。
さらに、WADC 中の Fault（過誤）の定義規定でも考慮要素の一つとして障がいの存在が挙げられていることは 18 歳未満の競技者の場合と同様である。

6　TUE（Therapeutic Use Exemptions 「治療使用特例」）

6-1　TUE の意義・位置づけ

TUE とは、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用したい競技者が申請し、認められれば、例外的に、その禁止物質・禁止方法がアンチ・ドーピング規則違反なしに使用できる特例のことである（JADC4.4.1 項参照）。TUE の取得手続やその効力等については、JADC 及び TUE に関する国際基準で詳細が定められている。

6-2　TUE の手続

TUE 付与には以下の条件を充足することが必要であり、申請があれば必ず認められる訳ではないことに注意する必要がある（TUE に関する国際基準 4.1 項参照）。

①	禁止物質又は禁止方法が深刻な又は慢性の疾患治療のために必要であること。仮に禁止物質又は禁止方法が用いられなければ、競技者が健康に対して重大な障害を受けるであろうこと。
②	禁止物質又は禁止方法の治療目的使用が、競技者の通常の健康状態への回復を超えて追加的競技能力向上をもたらさない高度の蓋然性があること。
③	禁止物質又は禁止方法の使用以外に合理的な代替治療法が存在しないこと。禁止物質又は禁止方法の使用の必要性が、全部又は一部、従前禁止されていた物質又は方法の使用から生じたものではないこと。

6-3　TUE 事前申請対象者

①RTPA に登録されている競技者、②国際競技連盟が主催又は指定する大会に出場する競技者（国際競技連盟への事前申請）、③WADA 又は国際競技連盟が立案実施する競技会外検査の対象となり得る競技者（通常は国際競技連盟へ事前申請）は、禁止物質又は禁止方

法を使用する前に TUE を取得しなければならない。

6-4　遡及的 TUE 申請について（JADC4.4.3 項及び TUE に関する国際基準 4.3 項）

TUE の手続きについては事前に行われることが原則であるが（TUE に関する国際基準 4.2 項参照）、違反が疑われる分析報告が JADA 等のアンチ・ドーピング機関へ報告され、JADA 等から競技者へ通知文が送付された場合、競技者のカテゴリーに応じ、一定要件のもと、事後的に遡及的 TUE 申請を行うことも可能である（JADC4.4.3 項参照）。この場合、遡及的 TUE 付与がないと確定した時点で暫定的資格停止が課されることになる。

TUE 事前申請対象者以外の競技者について、JADA は競技者へ遡及的 TUE 申請ができることを通知し、競技者に遡及的 TUE 申請を行う希望があるかの確認をする。

遡及的 TUE 申請が認められる条件としては、①緊急治療又は深刻な病状の治療の必要性、②他の例外的事情のため、競技者が検体採取前に申請を出す時間又は機会がなく又は TUE 委員会が検体採取前に申請を考慮する時間又は機会がなかったこと、③規則が競技者による遡及的 TUE の申請を要求又は許容していたこと、又は、④WADA とアンチ・ドーピング機関の間で公平性が遡及的 TUE を認めることを要求していると合意されること、が必要である（TUE に関する国際基準 4.3 項参照）。

6-5　TUE の決定に対する不服申立て

TUE の決定に対しては、独自の不服申立手続が JADC において定められている（JADC13.4 項及び 4.4.6 項参照）

競技者は、TUE を認めず又はこれを付与しない旨の主要競技大会機関による判断に対し、同機関が設立し、若しくは指定した独立機関に不服申立てできる。競技者が不服申立てをしない（又は不服申立てが認められなかった）場合、当該競技者は、当該物質又は方法を当該競技大会において使用してはならないが、当該物質又は方法につき国内アンチ・ドーピング機関又は国際競技連盟が付与した TUE は、当該競技大会以外では引き続き有効である（WADC4.4.4.3 項）

WADA は、競技者又は当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関によって検証を求められた国際競技連盟による TUE 拒否決定について検討しなければならない。さらに、WADA は競技者の国内アンチ・ドーピング機関が照会する、国際競技連盟の TUE 付与決定についても検討しなければならない。WADA は、影響を受ける者の要請又は独自の判断により、いつでもその他の TUE 決定を検証することができる。TUE 決定が「TUE に関する国際基準」に定められる基準を満たす場合、WADA はこれに干渉しないが、TUE がこれらの基準を満

たしていない場合にはWADAはこれを覆すことができる（以上について、WADC4.4.6項参照）。

WADAによって検討されず、又はWADAが検討の結果TUE付与を覆さなかった、国際競技連盟（又は国内アンチ・ドーピング機関）によるTUE付与の決定について、競技者及び／又は競技者の国内アンチ・ドーピング機関は、CAS に対してのみ不服申立てができる（WADC4.4.7項参照）。

6-6　TUEの承認

なお、競技者が、国内アンチ・ドーピング機関等によって既にTUEを付与されている場合、当該TUEが国際競技連盟等においても自動的に承認される可能性がある。但し、その場合には「TUEに関する国際基準」の充足等が示される必要がある（WADC4.4.3.1項参照）。

また、競技者が自身の国内アンチ・ドーピング機関又は国際競技連盟より既にTUEを付与されており、当該TUEが「TUEに関する国際基準」に定める基準を満たすときには競技大会機関はこれを認めなければならない（WADC4.4.4.2項参照）。

また、国際競技連盟が、国際レベルの競技者ではない競技者を検査する場合、当該国際競技連盟は、当該競技者の国内アンチ・ドーピング機関により当該競技者に付与されたTUEを認めなければならない（WADC4.4.3項参照）。

IV. インテリジェンス・ドーピング捜査

1 概説
1-1 WADC 及び関連する国際基準の改定
1-2 インテリジェンスの成功事例
2 検査及びドーピング捜査に関する国際基準
2-1 インテリジェンス・ドーピング捜査が必須要件に
2-2 インテリジェンスの収集、評価、利用（ISTI 第 11 章）
2-3 ドーピング捜査（ISTI 第 12 章）
3 諸外国における活動事例及び我が国における課題
4 効果的な検査のための計画（ISTI 第 4 章）
4-1 ISTI 第 4 章の概要
4-2 リスク評価
4-3 包括的な競技者群の画定
4-4 競技及び／又は種目間における優先順位
4-5 異なる競技者間での優先順位
4-6 異なる種類の検査における優先順位
4-7 検体分析
4-8 居場所情報の収集

1　概説

1-1　WADC 及び関連する国際基準の改定

本章では、2015 年 1 月 1 日発効となった WADC 並びに関連する検査及びドーピング捜査に関する国際基準（International Standard for Testing and Investigations、以下「ISTI」という。）において、各署名当事者の役割と責務として新たに規定された「インテリジェンス（intelligence）」、及び「ドーピング捜査（investigations）」について説明する。

「インテリジェンス（intelligence）」とは、競技者自身が発信する情報（Twitter、Facebook 等の SNS）、競技者居場所情報、競技成績の急激な向上、競技大会スケジュール、公的機関（税関、警察等）から入手する情報、また、競技者から採取した血液や尿検体から得られる生体指標を経時的に収集・評価することにより、禁止物質や禁止方法の使用の可能性を評価するアスリート・バイオロジカル・パスポート（ABP）の数値等、競技者に関連する様々な情報を総合的に評価し、その評価内容をもとに、ドーピングをしている可能性の高い「競技者」や「タイミング」を特定しドーピング検査の立案を行うなど、ドーピング違反者摘発に対して、情報を精査・評価することにより、実効性を高めるための対応を講じる取り組みを指す。例えば、急激な競技成績の向上が見られた競技者について、周辺情報を収集・評価し、エントリーしている競技大会スケジュール、及びその大会に向けた練習スケジュールに関する情報から、禁止物質使用の可能性が高いタイミングを特定し、競技会外でのドーピング検査を実施することなどが挙げられる。

次に、「ドーピング捜査（investigations）」とは、税関が禁止物質を含有するサプリメントの輸入がなされようとしている事実を特定した場合、アンチ・ドーピング機関が税関から当該事実の提供を受け、荷物の宛先（輸入者）情報から、輸入者となっている人物の背景等について情報を収集する。この結果、輸入者本人が競技者である場合（又は、輸入者の交友関係に競技者がいる場合）、禁止物質の保有（JADC2.6 項）、禁止物質の不正取引（JADC2.7 項）、違反関与（JADC2.9 項）の条項に抵触することを背景としてアンチ・ドーピング規則違反を課すこと等の対応を指す。

上述の事例のように、アンチ・ドーピング機関がこれらの情報を収集・解析・評価することにより競技会外検査の実施対象競技者の選定及び実施タイミングを絞り込む Target Testing の実施、さらには検体採取・分析によらないアンチ・ドーピング規則違反（non analytical anti-doping violation）の特定において諸外国では大きな成果が報告されている。

なお、我が国における体制整備については、公益財団法人である JADA 単体では、税関・警察等の公的機関との連携体制構築には限界があるとの判断から、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）と JADA とが連携し、インテリジェンス・ドーピング捜査体制を構築することが想定されている。

1-2　インテリジェンスの成功事例

これら取り組みの成功事例として、2012 年に開催されたオリンピックロンドン大会での金メダル獲得が有望視されていた、イタリアの競歩選手のアスリート・バイオロジカル・パスポート・プロファイルの異常な数値及びロンドン大会直前の居場所情報の変更履歴の不自然な状況等々を精査し、競技者への競技会外検査を実施した結果、持久力向上に効果があるとされるエリスロポエチン（EPO）に対する陽性反応が検出され、ロンドン大会の直前に資格停止処分が課された事例がある。同事例では、競技者が国際競技連盟に提示していた居場所情報には虚偽の内容があり、実際の競技会外検査は、内偵により得られた競技者の所在情報により実施されている。同事例については、後日、イタリアの当局による捜査の結果、イタリア陸上競技連盟のドクターを含む関係者 2 名が、当該競歩選手へのドーピング検査実施を回避させるために共謀していた疑いで起訴され、また競技者のパートナー（フィギュアスケートの世界レベル選手）も資格停止の処分を受けている。

このように、アンチ・ドーピング活動の実施においては、恒常的に競技者及びその周辺情報を収集して、解析・評価する対応が求められる状況にある。豪州、米国、英国などのアンチ・ドーピング活動先進国においては、アンチ・ドーピング機関が、税関、入国管理局、警察など広範囲の公的機関と情報を共有することができる体制が整備されている。2015 年 1 月に改定された WADC 及び国際基準では、税関、入国管理局、警察といった公的機関との間で情報の共有が可能となる体制整備が求められており、我が国においても体制整備が急務となっている。

2　検査及びドーピング捜査に関する国際基準
（International Standard for Testing and Investigations：ISTI)

2-1　インテリジェンス・ドーピング捜査が必須要件に

2009 年版の国際基準では、ドーピング検査実施にかかる具体的な規則及び手続き等は、「検査に関する国際基準（International Standard for Testing、以下、「IST」という。）」において規定されている。これが、2015 年版の国際基準では、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準（International Standard for Testing and Investigations、以下、「ISTI」という）」へと改称となり、第 11 章「インテリジェンスの収集、評価、利用（Gathering, assessment and use of intelligence）」と第 12 章「ドーピング捜査（Investigations）」という従前の国際基準にはなかった新しい領域が追加されている。なお、追加された「intelligence」については「インテリジェンス」、「Investigations」については「ドーピング捜査」と訳語をあてることと

した。

上述のとおり、2015 年版の ISTI においては、「インテリジェンス」と「ドーピング捜査」という新たな観点からの取り組みが追加されているが、さらに、従前の検査計画の立案にかかる条項についても、実効性を高めるための視点が加味され、新たに、第 4 章「効果的な検査のための計画（Planning effective testing）」と改定されている。

次に、各章における改定のポイントを踏まえつつ、インテリジェンスの収集、評価、利用（第 11 章）、ドーピング捜査（第 12 章）について具体的に想定される対応を確認することとする。その上で、具体的な検査の立案及び検体の分析対応における要請事項（第 4 章）を確認し、2015 年版規程における新たな要請事項の概要を整理することとする。

2-2　インテリジェンスの収集、評価、利用（ISTI 第 11 章）

新たに設定された第 11 章において、アンチ・ドーピング機関は、ドーピングを抑止し、検出するために、効果的でインテリジェンスを活用した検査配分計画の策定、及び特定の対象者を選定した検査計画を実施することを要請されている。またアンチ・ドーピング規則違反の可能性がある競技者等に対するドーピング捜査の基盤を整えることにより、利用可能な全ての情報源を用いて、アンチ・ドーピングのインテリジェンスを取得し、評価し、また、処理することが求められている。

以下、具体的に、2015 年版規程における要請事項を検証する。

まず、インテリジェンスの収集については、競技者やサポートスタッフ、及び電話ホットラインを通じた一般市民、検体採取要員からの報告、分析機関、製薬会社、国内競技連盟、税関等の公的機関、SNS 等、利用できる全ての情報源からの情報を収集し、安全に配慮した手順により整理・保存されることが要請されている。また、収集した情報については、情報源の性質及び取得又は受領された状況を勘案の上で、既存の情報との関連性、情報の信頼性及び正確性の評価を実施することが要請されている。

収集したインテリジェンスの利用に当たっては、状況により、国内競技連盟との連携が必要となることが想定される。例えば、国際競技会に参加するために、海外から個人やチームが来日する場合、検査の立案をより実効性の高いものとするために、競技者の来日、滞在日程等に関する情報について、競技連盟に提供要請をすることなどが想定される。

2-3　ドーピング捜査（ISTI 第 12 章）

ISTI においては、ドーピング捜査を効率的かつ効果的な活動を展開するために、アンチ・

ドーピング機関に対して、以下に示す具体的なアプローチを実施することが要請されている。

(a) 非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポート（ABP）に基づく違反が疑われる報告へのドーピング捜査 (b) アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的事情がある場合に、あらゆる分析的又は非分析的な情報の評価 (c) 競技者によるアンチ・ドーピング規則違反が証明された場合に、サポートスタッフ又はその他の人がかかる違反に関与したか否かに関するドーピング捜査

また、これらのアプローチについては、WADA、IOC、IPC 及び国際競技連盟との間で連携して展開される可能性が高く、JADA が有する情報をこれら組織へと提供する、又は JADA がこれらの組織から追加情報を収集する対応が想定される。これらの情報については、関連する個人情報保護にかかる法令に配慮しつつ、WADA、IOC、IPC、国際競技連盟などの連携先の組織への情報提供がなされる可能性がある。そのような情報提供依頼がなされた場合には、各国内競技連盟においては、JADA と連携の上で協力いただくことが要請される。

3　諸外国における活動事例及び我が国における課題

豪州、英国、米国、カナダのアンチ・ドーピング活動先進国の現状について調査を行ったところ、豪州、英国においては、アンチ・ドーピング機関と税関、警察等の公的機関との間での情報共有を可能とする法的措置が取られている。他方、米国、カナダにおいては、特定の法令はないもの、税関や警察／連邦捜査局等の公的機関との間で情報共有が可能となっている。これら全ての組織において、インテリジェンス活動に特化した業務を行う部署を設置し、警察 OB や民間の調査会社などでの就業経験のある人材を雇用するなどして、情報の収集・精査に当たっている。我が国においては、JSC と JADA が連携をしてインテリジェンス体制を構築する構想のもと、具体的な連携体制及び組織の構築の検証が進められているところである。検証を進めるに当たり、税関、入出国管理局等との情報共有体制の構築など、幾つかの解決すべき課題が生じている。これらの課題を解決し、JSC と JADA が連携して、公的機関からの情報を得るためには、関係省庁の協力なくしては実現できないため、解決すべき課題について関係省庁との共通認識を図りながら早急に検証を進めることが重要である。

また、国内の各競技連盟との関連においては、我が国のアスリートがクリーンであることを国内外に示していくことを目的として、様々な取り組みの実践が求められる。具体的

には、欧米各国と同様に国際基準に沿った取り組みを実践し、その上で我が国のアスリートにはドーピング違反者がいないということを明示的に示すことが求められている。

一例としては後述する ISTI4.7 項において要請されている、対象競技、種目、及びその国に特有の事情に合わせた方法（メニュー）で検体を分析する対応（Technical Document Sport Specific Analysis: TDSSA）の導入などを通して、我が国のアンチ・ドーピング体制とアスリートへの信頼を得ることとが肝要である。

4　効果的な検査のための計画（ISTI　第 4 章）

4-1　ISTI 第 4 章の概要

上記のとおり、新たに追加された ISTI 第 11 章、第 12 章においては、様々な情報源からの情報の収集、整理・保存、評価がなされることが規定されている。次に、より効果的な検査配分計画の立案について、具体的にどのような着眼点をもって検査の配分計画が策定されるのかについて、第 4 章「効果的な検査のための計画（Planning effective testing）」を参照しつつ概要を整理する。

2015 年版 ISTI においては、以下の各項の表題のとおり、様々な観点からの評価、及び競技種目特性評価によるアンチ・ドーピング規則違反が発生する可能性に着目するなど、多様な要因を評価し、検査対象種目と競技者グループをリスク要因別に順位付けすることにより、より効果的な検査対象者の選定や検査実施タイミングの特定をすることが求められている。

4.2 項　リスク評価
4.3 項　包括的な競技者群の画定
4.4 項　競技及び／又は種目間における優先順位
4.5 項　異なる競技者間での優先順位
4.6 項　異なる種類の検査における優先順位
4.7 項　検体分析
4.8 項　居場所情報の収集

では、次に、それぞれの条項における具体的な要請事項について、検証することとする。

4-2　リスク評価

検査配分計画は、対象の競技及び種目においてどの禁止物質及び／又は禁止方法が最も乱用されやすいかを真摯に検討し評価することが要請されている。これらの評価においては、以下のとおりの要素を考慮に入れなければならないとされている。

(a) 競技における身体的・生理的特性とその他の要求
(b) 競技におけるドーピングがもたらし得る競技力向上効果
(c) 競技において享受され得る報酬、その他のドーピングへと誘引する可能性のある動機
(d) 競技におけるアンチ・ドーピング規則の違反歴
(e) ドーピングの傾向に関する利用できる研究
(f) 競技において生じ得るドーピングの実態に関する情報又は構築されたインテリジェンス
(g) 過去の検査配分計画サイクルによる結果

それぞれのアンチ・ドーピング機関が、これらの観点を精査し、その国における当該競技種目独自の事情（社会的注目度、報酬の多寡など）を考慮して、独自のリスク評価を行うことを義務化している。よって、日本国内において、特に重視される競技種目が設定されたり、また、場合によっては検査配分計画において重点対象から除外される競技種目が設定される可能性がある。

4-3　包括的な競技者群の画定

WADC では、国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟などの人的・財的資源が限定されていることを踏まえ、アンチ・ドーピング・プログラムの適用される対象者の数を限定し、例えば、国内で最も高いレベルで競技をする人を特定し、検査計画の配分に優先順位をつけることを要請している。具体的には、以下のとおりの運用が求められている。

(a) 国際競技連盟は、競技者を分類する際にランキングや特定の国際競技大会への参加の有無等を自由に決定することができる。
(b) 国内アンチ・ドーピング機関は、国内レベルの競技者として競技者を分類する際に利用する基準を自由に決定することができる。

以上の背景から、ドーピング検査の実施のみならず、JADA が直接関与する教育啓発活動の対象選定／機会提供においても同様に、特定のパフォーマンスレベル層や競技種目を対象とするなどの対応が行われることとなる。

4-4　競技及び／又は種目間における優先順位

次に、国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に対して、検査にかかる資源を、自己の管轄下における特定の競技、種目又は国について特に優先順位を高くする事情があるかどうか検討することを要請している。これは、具体的には、以下のような対応を実施することを意味する。

(a) 国際競技連盟の場合、競技における異なる種目及び国家間における相対的なドーピングに関するリスクを評価すること。
(b) 国内アンチ・ドーピング機関の場合、自己の管轄下の異なる競技間での相対的なドーピングに関するリスク、及び、特定の競技を他の競技よりも優先的に扱うことにつながる国内のアンチ・ドーピングに関わる政策上の重要課題を評価すること。例えば、ある国内アンチ・ドーピング機関は、全ての又は一部のオリンピック競技を優先させる正当な理由を有する一方で、他のアンチ・ドーピング機関は、その国のスポーツ文化の特徴により、特定の「国技」をより優先することもある。
(c) 主要競技大会機関の場合、その競技大会に関連する異なる競技及び／又は種目間での相対的なドーピングのリスクを評価すること。

上記のような優先順位付けにより、国内アンチ・ドーピング機関が特定の期間の検査配分計画を決定する際に、「自己の管轄下のある特定の競技の検査を実施し、他の競技には実施しないこと」及び、「その競技においてドーピングのリスクが大きいからではなく、その競技の高潔さを確保することが国家的な関心としてより大きいため、ある特定の競技を優先させること。」などの対応が生じることが想定されている。

4-5　異なる競技者間での優先順位

ひとたび包括的な競技者群が画定されて、競技種目、国家の優先順位が確定された上で、インテリジェンスを活用した検査配分計画は、包括的な競技者群の中でも最も必要とされる検査領域に対して検査の資源を割り当て、特定対象検査を活用することを要請している。すなわち、アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として行われる検査の多くは、無作為に対象となる競技者を抽出するのではなく、一定の重み付け評価を踏まえて、ターゲットとなる競技者を特定しての特定対象検査が実施されることを要請している。具体的

には、以下のようなカテゴリーの競技者に対して検査を行うことの検討を要請している。

(a) 国際競技連盟については、ランキング又はその他の適切な基準に基づき、国際競技会の最高レベルにおいて定期的に競技する競技者（例えば、オリンピック、パラリンピック又は世界選手権大会におけるメダル候補者）。
(b) 国内アンチ・ドーピング機関については、優先される競技群の中から以下に該当する競技者。
    (i) オリンピック若しくはパラリンピック競技の代表選手
    (ii) 国家にとっての優先順位の高い競技のナショナルチームのメンバー
    (iii) 公的資金を受けている競技者
    (iv) 他国の国籍であるが、（居住、トレーニング等の理由で）国内アンチ・ドーピング機関の国に所在している高いレベルで競技する競技者
    (v) 資格停止又は暫定的資格停止中の競技者
    (vi) その競技を引退するまでは優先順位の高い検査対象者であって、引退からその競技への現役復帰を望んでいる競技者

なお、特定対象検査の対象者を決定するに当たり考慮すべき要件は、特定の競技の特質により、競技ごとに大きく異なる。しかし、関連する要素には、ドーピングの可能性又はドーピング・リスクの増大を示唆する、以下に列挙する競技者の行動／要素の幾つか又は全てが含まれうる。

(a) 過去のアンチ・ドーピング規則違反又は検査履歴（異常な生体パラメータ（血液パラメータ、ステロイド・プロファイル等）を含む）
(b) 競技成績履歴（特に、著しい成績の飛躍、相応の検査記録がなく優秀な競技成績が維持されている場合を含む）
(c) 居場所情報関連義務に関する度重なる不遵守
(d) 居場所情報提出に関する疑わしいパターン（例えば、居場所情報提出の更新を期限間際に行うこと）
(e) 遠隔地への移動又は遠隔地でのトレーニング
(f) 予定された競技会への出場取りやめ又は欠場
(g) ドーピングに関与した履歴のある第三者（チームメイト、コーチ又は医師など）との関わり
(h) 怪我
(i) 年齢又はキャリアステージ（例えば、ジュニアレベルからシニアレベルへの移行、契約期間が終わる時期、又は引退間際）

(j) パフォーマンスが向上することによる経済的なインセンティブ（賞金又はスポンサーシップ獲得の機会を得られる等）
(k) 第三者から提供される信頼できる情報又はアンチ・ドーピング機関が構築したインテリジェンス若しくは共有されたインテリジェンス

4-6　異なる種類の検査における優先順位

リスク評価及び優先順位プロセスを踏まえ、アンチ・ドーピング機関は、関係する競技、種目、国において、合理的に及び効果的にドーピングを検出し抑止するために、以下の種類の検査の実施の頻度、件数などを決めなければならないとされている。

(a) 競技会検査及び競技会外の検査
(b) 尿検査
(c) 血液検査
(d) 長期的なプロファイリング（すなわち、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラム）に関する検査

なお、競技会外検査の期間にドーピングのリスクが高いと評価される競技及び／又は種目では、競技会外の検査が、優先され、対応可能な検査の大部分は、競技会外として実施することが要請されている。但し、競技会検査についても、一定程度は行われるものとする。

他方、競技会外検査の期間にドーピングのリスクが低いと評価される競技及び／又は種目では（すなわち、競技会外でドーピングをしても競技力を向上させたり、その他の不当に競技力への優位性を得られにくいであろうということが明確に証明されうる場合）、競技会検査が優先して行われ、対応可能な検査の大部分は、競技会として実施することが推奨されている。但し、競技会外の検査は一定程度行われ、それは対象の競技又は種目における競技会外のドーピングのリスクに比例して行われるものとする。極めて例外的な場合、すなわち、競技会外検査の期間にはドーピングが行われる深刻なリスクがないと真摯に認められる数少ない競技及び／又は種目の場合には、競技会外の検査を行わないことも容認されている。

4-7　検体分析

アンチ・ドーピング機関は、対象の競技、種目及び国の特定の事情に合わせた方法で採

取した検体を分析するように分析機関に要請することとされている。WADC5.4.1 項に言及されたテクニカル・ドキュメント（Technical Document Sport Specific Analysis: TDSSA）にて特定された検体分析メニューに従い、検体を分析することが求められている。

今後、テクニカル・ドキュメントにより規定されている分析メニューの実施のために、各競技種目において、競技会検査における分析メニューの追加が要請されることとなる。各競技団体への説明については、個々に面談を設定し、説明対応を行っているところである。

4-8　居場所情報の収集

我が国においては、居場所情報提出が必要となる Registered Testing Pool Athlete （以下、「RTPA」という）の要件として、JSC による個人助成の対象者を位置づけている。すなわち、一部の 18 歳未満の競技者を除いて、JSC による個人助成対象として位置づけされている全ての競技者は、居場所情報の提出が義務づけられることとなる。なお、JADA では、JSC 助成対象競技者以外にも独自の基準を設定し、RTPA 対象者を特定している。

RTPA となった競技者は、要請されている手順に従って定期的に居場所情報の提出、更新が求められているが、情報の提出、更新を怠る事例が多く報告されている。競技者への指導、教育対応については、競技連盟と JADA とが連携して対応することとなるが、日常の情報更新対応については、競技連盟を介して、競技者本人や所属チームへの指導的介入の実践が期待されている。

V. 制裁

1 総論～2015 年版 JADC における制裁の決定の基本的な考え方
1-1 規定の構造
1-2 アンチ･ドーピング規則違反をした個人に対する制裁決定の基本的プロセス
1-2-1 総論
1-2-2 資格停止期間の決定
2 アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁
2-1 個人の成績の自動的失効（JADC 9 条）
2-1-1 関連条文
2-1-2 原則
2-2 アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効（JADC10.1 項）
2-3 資格停止
2-3-1 第 1 グループの違反類型（競技者の直接的なドーピング行為）に対する制裁
2-3-1-1 条文の解説
2-3-1-2 アンチ・ドーピング規則違反における「意図的」概念
2-3-2 ドーピング・コントロールの妨害に関する違反に対する制裁
2-3-2-1 検体の採取の回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）、及びドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること（JADC2.5 項）に対する違反
2-3-2-2 居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）に対する制裁
2-3-3 営業的・組織的なドーピングに関する違反
2-3-3-1 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること（JADC2.7 項）、及び競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること（JADC2.8 項）に対する制裁
2-3-3-2 違反関与（JADC2.9 項）に対する制裁
2-3-3-3 特定の対象者との関わりの禁止義務（JADC2.10 項）違反に対する制裁
3 資格停止期間の縮減
3-1 過誤又は過失がないこと

3-1-1 関連規定
3-1-2 条文の解説
3-1-3 「過誤」とは
3-1-4 「過誤又は過失がないこと」とは
3-1-5 「体内侵入経路」
3-1-5-1 「体内侵入経路とは」
3-1-5-2 体内侵入経路の証明
3-1-5-3 体内侵入経路の証明があったとされた事例
3-1-5-4 体内侵入経路の証明がないとされた事例
3-1-6 具体的な適用事例
3-1-6-1 過誤又は過失がなかったとされた事例
3-1-6-2 過誤又は過失がなかったとは認定されなかった事例
3-2 重大な過誤又は過失がないこと
3-2-1 総論
3-2-2 特定物質（Specified Substance）、汚染製品（Contaminated Product）：総論
3-2-2-1 特定物質
3-2-2-2 汚染製品（Contaminated Product）
3-2-2-3 これらの JADC における位置づけ
3-2-3 各論（特定物質）
3-2-3-1 資格停止期間の短縮（例外的措置）
3-2-3-2 具体的な適用事例
3-2-3-3 その他
3-2-4 各論（Contaminated Product）
3-2-4-1 要件
3-2-4-2 効果
3-2-4-3 具体的な適用事例
3-2-5 各論（その他重大な過誤又は過失がない場合）
3-2-5-1 関連規定
3-2-5-2 条文の解説
3-2-5-3 具体的な適用事例
3-3 他の証拠がない状態において自認（JADC10.6.2 項）した場合
3-3-1 要件
3-3-2 効果
3-4 検体採取拒絶等違反について問われた後の速やかな自認（JADC10.6.3 項）

3-4-1 要件
3-4-2 効果
4 資格停止期間の猶予（実質的な支援（JADC10.6.1 項）を提供した場合）
4-1 要件
4-2 効果
5 資格停止期間の軽減規定相互間の関係
6 複数回の違反
6-1 要件
6-2 複数回の違反の場合における制裁の決定手法
6-2-1 2 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.1 項）
6-2-2 3 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.2 項）
7 Team に対する制裁等
7-1 チームスポーツに対する措置
7-1-1 チームスポーツに対する適用
7-1-2 チームスポーツの検査（JADC11.1 項）
7-1-3 個人に対する制裁に追加して、チームに対する制裁（JADC11.2 項）
7-2 国内競技連盟に対する措置

1　総論～2015 年版 JADC における制裁の決定の基本的な考え方

1-1　規定の構造

2015 年版 JADC では、制裁の決定につき、9 条から 12 条に規定がある。

JADC9 条では、アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合の個人の成績の自動的失効について定めている。

JADC10 条では、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効に関する規定（JADC10.1 項）、アンチ・ドーピング規則違反類型ごとの基本的な資格停止期間に関する規定（JADC10.2 項、10.3 項）、資格停止期間の取消し又は短縮のための規定（JADC10.4 項、10.5 項、10.6 項）複数回の違反が生じた場合の規定（JADC10.7 項）、検体の採取又はアンチ・ドーピング規則違反後の競技会における成績の失効に関する規定（JADC10.8 項）、スポーツ仲裁裁判所仲裁費用及び剥奪賞金の負担に関する規定（JADC10.9 項）、金銭的制裁措置に関する規定（JADC10.10 項）、資格停止期間の開始に関する規定（JADC10.11 項）、資格停止期間中の地位に関する規定（JADC10.12 項）、及び制裁措置の自動的公開に関する規定（JADC10.13 項）がある。

そして、JADC11 条ではチームスポーツに対する措置、JADC12 条ではスポーツ関係団体に対する制裁措置に関する規定がそれぞれ置かれている。

1-2　アンチ・ドーピング規則違反をした個人に対する制裁決定の基本的プロセス

1-2-1　総論

まず、アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合には、それが個人スポーツに関するものである場合には、原則として違反を行った競技者個人の成績が自動的に失効する（JADC9 条）。

競技者の成績の自動的失効以外の競技者個人に対する制裁については、JADC10 条に基づき決定される。JADC10 条が用意している制裁としては、①アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効、②資格停止期間の賦課、③金銭的制裁措置、④制裁措置の自動公開、の 4 つに大まかに分けることができる。

下記 1-2-2 では、各規定の適用関係が複雑な資格停止期間の決定について、論理構造を概観する。詳細については、以下に記述される各項目の解説を参照されたい。

1-2-2　資格停止期間の決定

一回目のアンチ・ドーピング規則違反を競技者が行った場合、資格停止期間については、概要以下のように決定される。すなわち、まず、JADC10.2 項、10.3 項において、アンチ・ドーピング規則違反の類型ごとに最終的な資格停止期間決定のための基本となる資格停止期間が規定されることになる。制裁措置が一定の幅をもって規定されている場合には、その範囲内で制裁措置を決定する。

基本となる資格停止期間が決定された後、資格停止期間の取消し又は短縮可能性を検討することになる。この際、二種の取消し又は短縮理由が存在している。

一つは、競技者の過誤又は過失の程度に基づく資格停止期間の取消し又は短縮である（JADC10.4 項、10.5 項）。

二つ目は、アンチ・ドーピング規則違反の（速やかな）自認の有無（JADC10.6.2 項、10.6.3 項）による資格停止期間の短縮である。制裁措置が一定の幅をもっているため、その範囲内で制裁措置を決定する。

これら二種の理由はどちらか一方のみが適用される場合もあるが、双方が同時に適用される場合もある。これらの二種の理由に基づく資格停止期間の短縮が行われる場合、前者の（過誤又は過失の程度による）資格停止期間の短縮の有無を検討し、資格停止期間を定めた後に、後者の資格停止期間短縮理由の検討が行われることになる（JADC10.6.4 項）。

資格停止期間が決定された後に、資格停止期間の開始時期が JADC10.11 項に基づき決定される。

なお、資格停止期間の短縮に加えて、アンチ・ドーピング規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援があった場合には、資格停止期間の猶予が行われることがある（JADC10.6.1 項）。

以上をまとめると、以下のように段階を踏んで、資格停止期間が決定されることになる。

第 1 段階	対象となるアンチ・ドーピング規則違反行為について、基本的な制裁措置（JADC10.2 項、10.3 項）の中のいずれが適用されるかということを決定する。制裁措置が一定の幅をもって規定されている場合には、その範囲内で制裁措置を決定する。
第 2 段階	基本的な制裁措置に関連して、競技者の過誤又は過失の程度により制裁措置が取り消されるか短縮される可能性があるかどうかを決定する（JADC10.4 項又は 10.5 項）。制裁措置が一定の幅をもって規定されているため、その範囲内で制裁措置を決定する。
第 3 段階	制裁措置について、（他の規定に基づく）猶予又は短縮の根拠が存在するか否かを決定する（JADC10.6 項）。
第 4 段階	資格停止期間の開始時期を決定する（JADC10.11 項）。

2　アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁

2-1　個人の成績の自動的失効（JADC9 条）

2-1-1　関連条文

第 9 条　個人の成績の自動的失効 個人スポーツにおける競技会（時）検査に関してアンチ・ドーピング規則違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。 ［第 9 条の解説：チームスポーツについては、個人の選手が受領した賞は失効する。但し、チームの失効は第 11 条に定めるとおりとする。チームスポーツではないがチームに対して賞が与えられるスポーツにおいては、一人又は二人以上のチームメンバーがアンチ・ドーピング規則に違反した際におけるチームに対する失効又はその他の制裁措置は、国際競技連盟の適用される規則に従って課されることになる。］

2-1-2　原則

個人スポーツ（チームスポーツ以外のスポーツをいう。）における競技会検査に関連して、アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合、当該競技会において得られた個人の成績は自動的に失効する（JADC9 条）。

アンチ・ドーピング規則違反が生じた競技会における個人の成績が失効するとともに、当該競技会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

なお、競技者が「過誤又は過失がないこと」を証明し、JADC10.4 項の適用により資格停止期間が取り消された場合であっても、JADC9 条の適用はあり、個人の成績は自動的に失効する。

アンチ・ドーピング規則違反が、競技大会（単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう。）に関連して生じた場合には、JADC10.1 項の適用も検討されることとなる。

2-2　アンチ･ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効（JADC10.1 項）

10.1　　アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効
競技大会開催期間中又は競技大会に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、当該競技大会の所轄組織である組織の決定により、当該競技大会において得られた個人の成績は失効し、当該競技大会において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第10.1.1項に定める場合は、この限りではない。
競技大会における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、競技者によるアンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性の検査結果が出たか否かなどが挙げられる 。

［第 10.1 項の解説：第 9 条によって、競技者に陽性検査結果が出た競技会（例、100 メートル背泳ぎ）においては、その結果が失効するが、本項により、競技大会（例、FINA の世界選手権大会）の開催期間中に実施された全レースの結果がすべて失効する可能性がある。］

10.1.1　競技者が当該違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

アンチ・ドーピング規則違反が、競技大会（単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう。）に関連して生じた場合、当該競技大会において得られた全ての個人の成績は、全て失効する可能性がある。

すなわち、競技者がアンチ・ドーピング規則違反に関して、自己に「過誤又は過失がないこと」を証明し、かつ、当該違反が当該違反の生じた競技会以外の競技会の成績に影響を与えていない場合を除き（JADC10.1.1 項）、当該競技大会の所轄組織である組織の決定により、メダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課されるとともに失効することになる。

なお、競技大会における全ての成績等を失効させるかどうかを検討する際には、当該競技大会の所轄組織である組織が、例えば次のような要素を考慮する。すなわち、競技者によるアンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の競技会において競技者に陰性の

検査結果が出たか否かなどである。

2-3　資格停止

2-3-1　第 1 グループの違反類型（競技者の直接的なドーピング行為）に対する制裁（禁止物質及び禁止方法の存在（JADC2.1 項）、禁止物質及び禁止方法の使用若しくは使用の企て（JADC2.2 項）、並びに禁止物質及び禁止方法の保有（JADC2.6 項）に関する違反）

10.2　禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止

第 2.1 項、第 2.2 項又は第 2.6 項の違反による資格停止期間は、第 10.4 項、第 10.5 項又は第 10.6 項に基づく短縮又は猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

10.2.1　資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

10.2.1.1　アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合。但し、競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

10.2.1.2　アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連し、JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合。

10.2.2　第 10.2.1 項が適用されない場合には、資格停止期間は 2 年間とする。

10.2.3　「意図的」という用語は、第 10.2 項及び第 10.3 項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者を指す。したがって、当該用語は、競技者又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを求めている。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技

	会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。

2-3-1-1　条文の解説

「競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること」（JADC2.1 項）、「競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること」（JADC2.2 項）、又は「禁止物質又は禁止方法を保有すること」（JADC2.6 項）に関するアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁として、JADC10.4 項又は 10.5 項、及び／又は 10.6 項による資格停止期間の取消し／短縮及び／又は猶予の可能性が検討される前の資格停止期間は、違反の状況により細分化されている。

この点、従前（2009 年版 JADC）では、上記の 3 類型の違反の場合には、原則として、1 回目の違反であれば 2 年間の資格停止が競技者に課されることとなっていた（2009 年版 JADC10.2 項）。また、複数回目の違反となる場合には同 10.7 項に従って資格停止期間が決定されることとなると定められていた。しかしながら、2015 年版 JADC では、違反の態様により資格停止期間が定まるというように抜本的な変更がなされた。

JADC10.4 項又は 10.5 項、及び／又は 10.6 項による資格停止期間の取消し／短縮及び／又は猶予の可能性が検討される前の資格停止期間は、「アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関係するかどうか」と「アンチ・ドーピング規則違反が意図的であったかどうか」という違反の状況に関する二つの指標を利用し次の 3 つのいずれかに決定される。

(a)	アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合であって、競技者が当該アンチ・ドーピング規則違反は意図的ではなかった旨を立証できなかった場合（JADC10.2.1.1 項）、4 年間の資格停止期間となる。
(b)	また、アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連する場合、JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であったと立証できた場合には、課される資格停止期間は 4 年間となる（JADC10.2.1.2 項）。
(c)	そして、アンチ・ドーピング規則違反が、上記 2 類型には該当しない場合である。この場合、課される資格停止期間は、2 年間となる（JADC10.2.2 項）。

上記に見たように、アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関わるか否かが、基本となる資格停止期間を定めるに当たって、特に、アンチ・ドーピング規則違反行為が「意図的」であったか否かの立証責任の所在を決定するための指標となっている。

以上のように、「特定物質」は、アンチ・ドーピング規則違反の場合の制裁措置につき、原則 4 年か原則 2 年かということの分水嶺として機能することが想定されている。しかしながら、JADC4.2.2 項により何が特定物質とされるのかは明確に定められている。

他方、「意図的」概念については、2015 年版 JADC における新概念であるため以下で項を分けて説明する。

2-3-1-2　アンチ・ドーピング規則違反における「意図的」概念

意図的（Intentional）という文言が JADC10.2.3 項で用いられている。この文言は、JADC の中では幾つかの箇所において出現する。例えば、資格停止期間を決定するための規定である JADC10.2.1 項、10.2.1.2 項、及び 10.3.1 項以外では、2.3 項解説、2.5 項、2.9 項、及び「企て」に関する定義規定に「意図的」という文言が出現する。

個人に対する資格停止期間の算定に当たって考慮される「意図的」という文言には、JADC 10.2.3 項に定義が置かれている。これによれば、「意図的」という言葉は、「ごまかす行為を行う競技者を指すもの」であるとされている。より具体的には、競技者又はその他の人に、以下のいずれかの状況が存在する場合に「意図的」であるとされる。

(a)	自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行っている場合。
(b)	当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したこと。

上記の 2 つの状況は、アンチ・ドーピング規則違反に該当する行為を行うに当たって、競技者等にいわゆる「故意」又は「未必の故意」があった場合ともいえるが、いずれも競技者の主観に関わるものであるため、（競技者等であろうとJADAであろうと）実際にこれらを立証するに当たっては、当該事案の時系列その他の客観的な事情・証拠によるべき場面も多いであろう[19]。

---

[19] この点、2009 年版 JADC10.4 項は、競技者等が特定物質を理由とする制裁措置の軽減を受けようとする場合には、「自己の証言に加え、競技力を向上させる目的又は競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければ

他方で、JADC10.2.3 項は次の 2 つ場合に、「「意図的」ではないと推定」あるいは「「意図的」であるとは判断してはならない」と述べている。

すなわち、競技会（時）のみにおける禁止物質によるアンチ・ドーピング規則違反の場合、当該物質が特定物質であり、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できる場合には、「意図的」ではないものと推定される。また、競技会（時）のみおける禁止物質によるアンチ・ドーピング規則違反の場合、当該物質が特定物質ではなく、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係の文脈で競技会外で使用された旨立証できる場合には、「意図的」であったと判断してはならない。

以上のように、JADCの規定からは、「意図的」概念につき、詳細な規定がなされているものの、具体的にどのような状況で意図的とされるのかにつき、必ずしも明らかであるとはいえない。この「意図的」という用語は、2015 年版JADCにおいて初めて導入されたものである。そのため、この点につき直接判断した過去の判断事例はないが、従前のアンチ・ドーピング規則において、「特定物質」を理由とする資格停止期間の短縮が認められるための要件の一つとされていた、「競技者が競技能力を向上させ、あるいは他の禁止物質の使用を隠蔽させるために用いる意図があったか」という点に関する仲裁判断例は、それなりに参考になろう [20]。

2-3-2　ドーピング・コントロールの妨害に関する違反に対する制裁

2-3-2-1　検体の採取の回避、拒否又は不履行（JADC2.3 項）、及びドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること（JADC2.5 項）に対する違反

10.3.1	第2.3項又は第2.5項の違反の場合には、資格停止期間は4年間とする。但し、競技者が検体の採取に応じない場合に、（第10.2.3項で定義するところにより）アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行なわれたものではない旨を立証できた場合はこの限りではなく、その場合には資格停止期間は2年間とするものとする。

JADC10.3 項は、JADC2.3 項（検体の採取の回避、拒否又は不履行）に対する違反、及びJADC2.5 項（ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企

ならない。」と定め、競技力向上又は隠蔽目的の不存在という主観的事情の立証について補強証拠を明示的に要求していたが、2015 年版 JADC においては同種の条項は特に規定されていない。

[20]　下記 3-2-3-2 参照。

てること）対する違反が生じた場合に、競技者に課される資格停止期間を定める規定である。

原則として、資格停止期間は 4 年間となるが、アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨が立証できた場合は、資格停止期間が 2 年間となる。

なお、JADC10.3 項に基づき資格停止期間が決定されるアンチ・ドーピング規則違反の類型であるため、JADC10.3 項に書かれているように、JADC10.5 項（「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮）の適用があり得るが、具体的に適用されるのは、JADC10.5.2 項（JADC10.5.1 項の適用を超えた「重大な過誤又は過失がないこと」の適用）である。

但し、JADC10.5.2 項の適用があるのは、JADC2.3 項に対する違反に関してのみである。というのも、JADC10.5.2 項の解説によれば、JADC2.5 項に対する違反については、同項は適用されないとしているためである。

なお、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置）の適用については、どちらの違反類型についても検討を行う必要がある。

2-3-2-2　居場所情報関連義務違反（JADC2.4 項）に対する制裁

10.3.2	第2.4項の違反の場合には、資格停止期間は2年間とするものとする。但し競技者の過誤の程度により最短1年間となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間での資格停止期間の柔軟性は、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には、当該競技者にはこれを適用しない。

JADC2.4 項（居場所情報関連義務違反）に対するアンチ・ドーピング規則違反が生じた場合に、制裁として課される資格停止期間を定めるための規定である。JADC10.3.2 項によれば、原則として資格停止期間は 2 年間となる。但し、競技者の過誤の程度が考慮され、最短で 1 年間の資格停止期間とされる可能性がある。

もっとも、競技者の過誤の程度が考慮された上での資格停止期間の短縮というメリットを競技者が享受するためには、直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により競技者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が発生しない場合でなければならない。当該重大な疑義の発生については、アンチ・ドーピング機関が立証をなすべきものと考えられる。

なお、JADC10.3.2 項に基づき資格停止期間が決定される場合、JADC10.3 項により、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他

の措置）の適用がある。

しかし、他方で、JADC10.3 項は、JADC10.5 項の適用についても触れているが、JADC2.4 項に対する違反の場合、JADC10.5.2 項が適用されない可能性がある。すなわち、「第 10.5.2 項は、意図がアンチ･ドーピング規則違反の要素である条項（例えば、第 2.5 項、第 2.7 項、第 2.8 項又は第 2.9 項）、意図が特定の制裁措置の要素である条項（例えば、第 10.2.1 項）、又は競技者若しくはその他の人の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、いかなるアンチ・ドーピング規則違反にも適用されうる。」と規定しているところ、JADC10.3.2 項は、「過誤の程度」を考慮しているためである。

2-3-3　営業的・組織的なドーピングに関する違反

2-3-3-1　禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること（JADC2.7 項）、及び競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること（JADC2.8 項）に対する制裁

10.3.3	第2.7項又は第2.8項の違反の場合には、資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で4年間、最長で永久資格停止とするものとする。18歳未満の者に関連する第2.7項又は第2.8項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、サポートスタッフによる違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、第2.7項又は第2.8項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。
［第 10.3.3 項の解説：ドーピングを行っている競技者に関与し、又はドーピングの隠蔽に関与した者には、陽性検査結果が出た競技者本人よりも、厳しい制裁措置が適用されるべきである。スポーツ団体の権限は、一般に、認定、加盟その他の競技上の恩典に関する資格の停止に限定されていることから、サポートスタッフを権限のある機関に告発することは、ドーピングを抑止するための重要な措置である。］	

JADC2.7 項又は 2.8 項の違反の場合の資格停止期間は、最短で 4 年間、最長で永久の資格停止となる。具体的な資格停止期間の長さは、「違反の重大性の程度」が考慮され決定さ

れる。

「違反の重大性の程度」に関連しては、特に次のような場合が重大な違反であると例示されている。すなわち、18 歳未満の者に関連する JADC2.7 項又は 2.8 項の違反が特に重大なものとされている。サポートスタッフが 18 歳未満の者に関連するこれらのアンチ・ドーピング規則違反を行った場合、それが特定物質に関係する違反ではない場合には、永久資格停止が課されることになる。

上記のような資格停止期間を課すという制裁のほか、JADC2.7 項又は 2.8 項の重大な違反が生じ、それが、スポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関、又は、司法機関に対して、報告が行われることになる。この報告を行うのは、規律パネル及び JSAA の役目であると考えられる。

なお、JADC10.3.2 項に基づき資格停止期間が決定される場合、JADC10.3 項により、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置）の適用がある。

しかし、他方で、JADC10.3 項は、JADC10.5 項の適用についても触れているが、JADC2.7 項及び 2.8 項に対する違反の場合、JADC10.5.2 項の適用はない（JADC10.5.2 項の解説を参照。）。

2-3-3-2　違反関与（JADC2.9 項）に対する制裁

10.3.4	第2.9項の違反につき、賦課される資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短2年、最長4年とするものとする。

JADC2.9 項（違反関与）に対するアンチ・ドーピング規則違反が生じた際の制裁としての資格停止期間を定めるための規定である。違反の重大性の程度により、2 から 4 年の資格停止期間が課されることになる。

なお、JADC10.3.2 項に基づき資格停止期間が決定される場合、JADC10.3 項により、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置）の適用がある。

しかし、他方で、JADC10.3 項は、JADC10.5 項の適用についても触れているが、JADC2.9 項に対する違反の場合、JADC10.5.2 項の適用はない（JADC10.5.2 項の解説を参照。）。

2-3-3-3　特定の対象者との関わりの禁止義務（JADC2.10 項）違反に対する制裁

10.3.5	第2.10項の違反につき、資格停止期間は2年間とするものとする。但し、

競技者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の事情により、最短1年間となるまで短縮することができる。 ［第 10.3.5 項の解説：第 2.10 項に引用される「その他の人」が個人でなく団体である場合には、当該団体は第 12 条の定めに従い制裁の対象となりうる。］

原則として違反者に対しては、2 年間の資格停止期間が課されることになるが、過誤の程度その他当該事案の状況が考慮され、最短で 1 年間となるまで資格停止期間が短縮されることがある。

なお、JADC10.3.2 項に基づき資格停止期間が決定される場合、JADC10.3 項により、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置）の適用がある。

しかし、他方で、JADC10.3 項は、JADC10.5 項の適用についても触れているが、JADC2.4 項に対する違反の場合、以下の理由により、10.5.2 項の適用はない可能性がある。すなわち、JADC10.5.2 項の解説が、「10.5.2 項は、意図がアンチ･ドーピング規則違反の要素である条項（例えば、2.5 項、2.7 項、2.8 項又は 2.9 項）、意図が特定の制裁措置の要素である条項（例えば、10.2.1 項）、又は競技者若しくはその他の人の過誤の程度に基づき資格停止の範囲が定められている条項を除き、いかなるアンチ･ドーピング規則違反にも適用されうる。」と規定しているところ、JADC10.3.5 項は、「過誤の程度」を考慮しているためである。

3　資格停止期間の縮減

3-1　過誤又は過失がないこと

3-1-1　関連規定

10.4	**過誤又は過失がない場合における資格停止期間の取消し** 個別事案において、競技者が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、その証明がなければ適用された資格停止期間は取り消されるものとする。

3-1-2　条文の解説

個別事案において、競技者が、アンチ・ドーピング規則違反について、競技者に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合に、当該証明がなければ課されたであろう資格停止

期間が取り消される。

しかしながら、JADC10.4 項の解説にもあるように、競技者がアンチ・ドーピング規則違反につき過誤又は過失がないことを証明したとしても、アンチ・ドーピング規則違反が発生したか否かの決定には影響を及ぼさない。すなわち、競技者に過誤又は過失がなかったとしても、アンチ・ドーピング規則違反は違反としてカウントされるということである。

なお、JADC10.4 項の適用範囲は、JADC2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）に対する違反、JADC2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）に対する違反についてである。また JADC2.6 項（禁止物質又は禁止方法を保有すること）に対する違反が生じた場合のうち、競技者がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合にのみ適用される。

3-1-3　「過誤」とは

資格停止期間の取消しを考慮する上では、競技者又はその他の人の過誤の程度が検討される。この点、過誤の程度の評価基準については、2009 年版 JADC 以前にもその解説等においてある程度は明らかにされていたが 2015 年版 JADC では「過誤」について、以下のような定義規定が置かれることとなった。

> 「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該競技者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査を含む。競技者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、競技者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第 10.5.1 項又は第 10.5.2 項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。
>
> ［解説：競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮されるすべての条項に共通である。但し、第 10.5.2 項の場合、過誤の程度を評価する際に、競技者又はその他の人に「重大な過誤又は過失がないこと」が認定される場合を除

き、制裁措置を軽減することは適切ではない。］

定義規定は、「過誤」を「義務の違反又は特定の状況に適切な注意の欠如をいう。」としている。そして、過誤の程度を評価するに当たり考慮すべき要因につき、例えば、以下の要素などを考慮するとされている。

(a) 当該競技者又はその他の人の経験、当該競技者又はその他の人が 18 歳未満の者であるか否か (b) 障がい等の特別な事情 (c) 当該競技者の認識すべきであったリスクの程度 (d) 認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該競技者が払った注意の程度及び行った調査

また、過誤の程度を評価するに当たり、考慮すべき事情については、「競技者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するに当たり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。」としている。

加えて、定義規定では、「例えば、競技者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、競技者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第 10.5.1 項又は第 10.5.2 項に基づき資格停止期間を短縮するに当たり関連性を有する要因とはならない。」としている。

これは要するに、競技者等の資格停止期間の短縮の是非を検討するに当たって、例えば、資格停止処分を課した場合には当該競技者が大会に出場できず、多額の賞金を得る機会を喪失してしまうとか、競技者が体操・水泳等の競技者生命が短い競技種目の選手であったり、高齢である等の理由により、資格停止処分を課した場合にそのまま引退を余儀なくされてしまう（資格停止処分を課すことが競技者にとって著しく不利な、あるいは酷な結果をもたらしてしまう）等の事情は、競技者が当該アンチ・ドーピング規則違反を行った時点における「過誤」の原因とは通常は関連性を有するとは認められず、したがって、「過誤」の程度を評価するための事情として考慮することは認められない旨を明らかとするものである。また、これは、「過誤」の程度が（軽微であり）、資格停止期間を短縮すべき水準にあるということを競技者等が主張するためには、「本件では△△という事情があったことから、過誤としては軽微である」ということを具体的に特定して主張する必要があるということも意味している。

なお、競技者の過誤の程度を評価する基準は、過誤が考慮される全ての条項に共通であり、JADC10.5.2.1 項以外にも、例えば、次項において論じる JADC10.5.2.2 項（汚染製品を理由とする資格停止期間の短縮）における過誤の程度の評価の際にも同様の考え方が当てはまることになる。もっとも、JADC10.5.2 項に基づき、過誤の程度を評価するときは、競

技者等に「重大な過誤又は過失」がなかったとの結論が出る場合を除き、制裁措置を軽減することは適切ではないとされている点に留意が必要である（JADC 付属文書 1「過誤」についての解説参照。）。

3-1-4　「過誤又は過失がないこと」とは

「過誤又は過失がないこと」とは、「競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明した場合をいう。18 歳未満の者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。」と JADC の定義規定に規定されている。

具体的にどのような場合に、「過誤又は過失がない」と評価されるのか、という点については、アンチ・ドーピング規則違反の類型や個別事案の状況により異なる。

一般的にいえば、JADC10.4 項の解説にも「十分な注意を払ったにもかかわらず競技相手から妨害を受けた旨を競技者が証明できる場合等の例外的状況においてのみ適用される」とあるように、「過誤又は過失がない」と認定されることはまれなことである。

例えば、JADC10.4 項の解説にもあるように、下記のような状況では、「過誤又は過失がない」とはいえない。

(a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合
(b) 競技者本人に開示することなく競技者の主治医又はトレーナーが禁止物質を投与した場合
(c) 競技者が懇意とする集団の中において、配偶者、コーチその他の人が競技者の飲食物に手を加えた場合

上記のような場合が、過誤又は過失がなかったと評価されないのは次の理由による。すなわち、(a)については、競技者は自らが摂取する物に関して責任を負うとともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に注意喚起がなされているためである。また(b)については、競技者は医師の選定について責任を負うとともに、自らに対する禁止物質の投与が禁止されている旨を医師に対して伝達しなければならないとされている。そして、(c)については、競技者は自らが摂取する物について責任を負うとともに、自己の飲食物への接触を許している人の行為についても責任を負うとされているためである。

3-1-5　「体内侵入経路」

3-1-5-1　「体内侵入経路とは」

JADC付属文書 1 に置かれている「過誤又は過失がないこと」の定義規定では、「18 歳未満の者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。」と規定されている。「禁止物質がどのように自らの体内に入ったか」は、便宜上「体内侵入経路」と呼ばれている。体内侵入経路を証明しない限り、18 歳以上の者は、「過誤又は過失がないこと」を理由とした資格停止期間の取消しが認められないことになる。なお、「重大な過誤又は過失がないこと」を理由とする資格停止期間の短縮の際も、体内侵入経路の証明が原則として「過誤又は過失がないこと」の場合と同様、必要とされている[21]。

これまでの JADC では、検出された禁止物質が特定物質である場合の規定（2009 年版 JADC10.4 項）や、過誤又は過失に関する規定（2009 年版 JADC10.5 項）において、これらの規定の適用の要件として、体内侵入経路を証明することが求められていたところ、2015 年版 JADC では、「過誤又は過失がなかったこと」及び「重大な過誤又は過失がなかったこと」に関する定義規定において、体内侵入経路に関する証明が上記二つの状況にあると証明するための要件として組み込まれた。

3-1-5-2　体内侵入経路の証明

体内侵入経路によっては競技者等のアンチ・ドーピング規則違反の目的の有無の判断、すなわち、過誤又は過失の有無・程度の判断に多大な影響を及ぼすことがある[22]。それゆえ、体内侵入経路の特定は、厳密になされている。

体内侵入経路の証明として十分であるといえるためには、競技者が医師の処方箋に従って服薬をしていたところ当該薬に禁止物質が含まれていた場合という程度に、具体的な立証が必要となる。競技者による、単にドーピングをしたことについて知らないとの主張や

---

[21]　定義規定によると、カンナビノイドについては、競技者がカンナビノイドの使用の背景が競技力と何ら関連性がなかったことを明確に証明した場合には、「重大な過誤又は過失がないこと」を証明できるとしており、この場合には、体内侵入経路の証明の必要がないとされているためである。

[22]　前掲・CAS 2007/A/1445 & 1446、評釈集 171 頁。

ドーピングを行う動機又は機会が存在しなかったという主張などは、たとえその主張が説得的になされたとしても、体内に禁止物質がどのようにして侵入したのかという点を立証するためには何らの意味もなさない。また、理論的な可能性の存在のみでは体内侵入経路の認定には不十分である。なお、体内侵入経路が複数あり得る場合には、そのうちの一つが明らかに起こりうるものであることを証明すれば、それで証明は足りるとされている[23]。

それでは、体内侵入経路について、どのように証明を行うのであろうか。必要とされる証明の度合いは、JADC3.1 項に基づき、証拠の優越の基準が採用される。具体的にどのような状況の下で、体内侵入経路に関する証明があったのかといえるかについては、JADC の定義規定からは読み取ることはできない。

JADC の定義規定中に体内侵入経路に関する規定が組み込まれたとはいえ、この文言は、従前の JADC の文言とほぼ同一であり、2009 年版 WADC ともほぼ同一である。それゆえ、この点に関する過去の仲裁判断例は、どのような場合に体内侵入経路について証明があったといえるのかを理解する一助となるため、以下で紹介する。

3-1-5-3　体内侵入経路の証明があったとされた事例

体内侵入経路の証明があるとされた事例としては次のようなものがある。

(a) 競技者が大会の決勝直前に、競技者の妻が競技者の利用していたコップを利用して禁止物質である薬物を服薬したところ、それを知らずに競技者が食堂の自分のテーブルに戻り当該コップから水を飲んだことが認定された事例[24]

(b) コカイン常習者であったことが証明された女性との間で、キスが多数なされたこと、その場所が夜のクラブであったという状況などから、競技者とある女性がキスをしたことによりコカインが競技者の体内に侵入したと認定した事例[25]

3-1-5-4　体内侵入経路の証明がないとされた事例

体内侵入経路の証明がないとされた事例としては次のようなものがある。

---

[23] 前掲・CAS 2009/A/1926&1930、評釈集 255 頁。

[24] 前掲・CAS 2006/A/1025、評釈集 100 頁。

[25] 前掲・CAS 2009/A/1926&1930、評釈集 255 頁。

(a) インターネット経由で購入した治療方法をレース直前まで実施していたが当該治療方法の名称につき記憶がなく、また、ボーイフレンドからもらった炎症を抑える薬を服用していたことを主張しながらも、ボーイフレンドの氏名や当該薬の名称・成分等を覚えていないということを理由に、禁止物質の体内への侵入経路の証明がなされていないと判断された事例[26]

(b) 陽性結果の 4 日前にディスコへ行った際にタバコを切らしていて、ほかの客からタバコをもらって吸ったが、違和感を抱いたとの主張、当該タバコにコカインが含まれていたとの主張のみで他の補強証拠が提出されなかったため、体内侵入経路についての証明がなされていなかったとされた事例[27]

(c) 与えられたチョコレートにコーチの手により禁止物質が混入させられていた場合であったとしても、どのようにしてコーチがチョコレートに禁止物質を入れたのかについて明らかではなく、コーチに対して何らの処分も下されていない場合には、体内侵入経路に関する証明は不十分であるとした事例[28]

3-1-6　具体的な適用事例

3-1-6-1　過誤又は過失がなかったとされた事例

過誤又は過失がなかったと認定された事例は極めて例外的な状況であり、その数は少ない。しかしながら、以下のような過誤又は過失がなかったと認定された事案が存在している。

(a) ナイトクラブで知り合った女性と接吻をした結果として禁止物質（コカイン）が検出された競技者が、当該女性が禁止物質を服用していた事実を知り得なかったという事例[29]。

(b) 競技者が心臓異常治療の一環として禁止物質を投与されたが、当該競技者は自らが緊急治療のために入院することは認識していたものの、禁止物質の投

---

[26] 前掲・CAS 2009/A/1802、評釈集 248 頁。

[27] CAS 2006/A/1130、評釈集未採録。同種の判断例として、CAS 2006/A/1067 評釈集等未採録、International Rugby Board v. Marcin Wilczuk, IRB Judicial Committee, 1 May 2013、「平成 25 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」35 頁などがある。

[28] CAS 2007/A/1395、評釈集 18 頁。

[29] 前掲・CAS 2009/A/1926&1930、評釈集 255 頁。

与が意識不明の状態下で行われたものであるとして制裁措置が取り消された事例[30]。

(c) 禁止物質の該当性について、国内競技連盟内部の委員会に所属する医師に対して照会する制度が構築されていた場合において、当該医師が競技者からの照会に対して誤った情報を提供し、その結果として競技者が禁止物質を使用したという事例[31]。

(d) 競技会（時）検査において、禁止物質（コカイン）が検出されたが、競技者は、コカインなど見たことも触ったことはもちろんコカインを含有する製品を摂取したこともなく、競技者が好んで摂取しているサプリメントを誰かが競技者に与えたことによる妨害であると主張したところ、①禁止物質が検出される以前までにはコカインを摂取した形跡は認められないこと、②検出されたコカイン量はとても少量であること、③頭髪から検出された微量のコカイン量から逆算した場合の体内に入ってしまった量のコカインでは、競技者の行動にもスポーツの能力にも何の影響を及ぼさないことが専門家の証言として得られていていること、④競技者の世界ランクは3位でありメダルを取る可能性は十分にあるためドーピング・コントロールの対象となることは十分知っているはずであり、競技者は、コカインを摂取した場合には検査がなされたならば検出されてしまうであろう禁止物質と認知していたという状況があったこと、⑤競技者がふだん摂取しているサプリメントの容器は数年利用しているものであり、サプリメントを混ぜたドリンクはスポンサーのロゴが付いた容器で試合中も飲用していたが、そのことは悪意のある者にとっては容易に知ることが可能であったこと、⑥鞄なども容易にタグなどにより第三者が競技者のものと認識することが可能であったこと、⑦競技者の荷物が置かれている場所はADカードを持つ者であれば出入可能であったことなどの情況証拠を認定し、さらに他の違反シナリオの可能性について検討した上で、悪意のある関係者が競技者を妨害したであろうというシナリオが一番起こりうる可能性があったと認定し、競技者の過誤又は過失がないとした事例[32]。

3-1-6-2　過誤又は過失がなかったとは認定されなかった事例

---

[30] CAS 2005/A/990、評釈集未採録。

[31] 日本アンチ・ドーピング規律パネル 2007-005 事件及び同 2007-007 事件。

[32] TAS 2014/A/3475、評釈集未採録。

他方で、過誤又は過失がなかったとは認定されなかった事例としては、以下のようなものが存在している。

(a) ビタミンや栄養補助食品の誤った表記や汚染が原因となって検査結果が陽性になった場合（競技者は自らが摂取する物に関して責任を負う（2.1.1 項）とともに、サプリメントの汚染の可能性に関しては競技者に対して既に警告が行われている。）に過誤又は過失がなかったとはいえないとした事例[33]。

このほか、過誤又は過失がなかったとは認められない場合であったとしても、重大な過誤又は過失がなかったかどうかが別途検討されることからすると、重大な過誤又は過失がなかったことに関する判断例は、過誤又は過失がなかったとは認定されなかった事例として参考になる。下記 3-2-3-2 及び 3-2-5-3 も参照されたい。

3-2　重大な過誤又は過失がないこと（JADC10.5 項）

3-2-1　総論

アンチ・ドーピング規則違反の態様により当該違反に対する制裁としての資格停止に関して基本的なベースとなる期間が決定される。そして、競技者が過誤又は過失がなかったことを証明できた場合には、資格停止期間が取り消される。

JADC10.5 項では、「重大な過誤又は過失がないこと」という基準を用い、アンチ・ドーピング規則違反に対する制裁としての資格停止期間の賦課に際して、違反が生じた状況に応じた比例原則にも合致した柔軟な制裁を課せるようになっている。

「重大な過誤又は過失がないこと」とは、JADC の定義規定によれば、「競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮した時に、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を証明した場合をいう。」とされている。

また、18 歳以上の者である競技者は、JADC2.1 項の違反につき、禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。なお、カンナビノイドについては、定義規定に「カンナビノイドについては、競技者はその使用の背景が競技力と何ら関連性がなかったことを明確に証明することにより、重大な過誤又は過失がないことを立証することができる。」との解説が存在している。

以下では、適用対象となるアンチ・ドーピング規則違反類型・条文ごとに、適用要件の

---

[33] 前掲・CAS 2007/A/1445&1446、評釈集 171 頁。そのほか多数。

詳細を記し、さらに具体的な適用事例を解説していく。

3-2-2　特定物質（Specified Substance）、汚染製品（Contaminated Product）：総論

3-2-2-1　特定物質

(1) 関連規定（JADC4.2.2 項）

第 10 条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、全ての禁止物質は、蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに禁止表に明示された興奮薬、及びホルモン拮抗薬及び調節薬を除き、「特定物質」とされるものとする。特定物質の分類は、禁止方法を含まないものとする。

(2) 定義

JADC4.2.2 項において規定されているように、特定物質とは、禁止表に明示されている禁止物質のうち、①蛋白同化薬及びホルモンの各分類に属するもの、並びに禁止表に明示された②興奮薬、及び③ホルモン拮抗剤・調節薬を除いたものをいう。

禁止方法は、いかなる意味においても特定物質としては扱われず、また、特定物質に該当しない禁止物質は、特定物質と同視されることはない。

なお、上述のとおり禁止表は WADA によって毎年改定され、新種の禁止物質が追加されることも想定されているが、その場合、WADA 常任理事会は、新種の禁止物質の全部又は一部について、「特定物質」とするか否かを決定しなければならないものとされている（WADC4.2.3 項参照。）。

(3) 特定物質の範囲の変遷（沿革）

特定物質は、かつては、「医薬品として一般に入手可能であるか、又はドーピング剤として濫用しにくいため故意によらないアンチ・ドーピング規定違反を特に誘発しやすい物質」として、禁止表において指定されていた。

例えば、2008 年版「禁止表」においては、「Ⅳ．特定物質」という分類が設けられ、個別の物質が特定物質に当たるものとして列挙されるほか、「S6 興奮薬」の分類において、「このセクションで例として明確に挙げられていない興奮薬は、競技者がその薬物が医薬

品として広く市販され、従って不注意でドーピング規則違反を特に起こしやすい薬物である、あるいはドーピング物質としては比較的乱用されることが少ない薬物であることを証明した場合のみ、特定物質として考慮されるべきである。」として、競技者の立証活動により追加で特定物質として認められるという構成が採用されていた。

しかしながら、2009 年の WADC 改定（及びこれと歩調を合わせた JADC の改定）以降は、上述のとおり、一定の分類に該当する物質を除いて広く「特定物質」として取り扱われることとなり、また、「特定物質」が関わる事案の制裁措置の内容にも若干変化が生じた。

そして、2015 年版 WADC 及び 2015 年版 JADC においては、2009 年版 WADC における「特定物質」の定義が維持されることとなったが、後述するように、「特定物質」が関わる事案の処理方法（「特定物質」を理由とする制裁措置の軽減特例が適用されるための要件）について、抜本的な変更が加えられ、後述する「汚染製品」に関する条項と並んで、（競技者等に）「重大な過誤又は過失がない」場合の制裁措置の軽減事由の一つとして整理されることになった。

2015 年版 WADC の解説においては、（特定物質は）「いかなる意味においても、その他のドーピング物質と比べ重要性が低い、又は、危険性が低いと判断されるべきではない。むしろ、これらの物質は、単に、競技力向上以外の目的のために競技者により摂取される可能性が高いというに過ぎないものである。」と記載されているが、競技者等がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合において、その対象となった物質が「特定物質」であることを理由とする制裁措置の軽減を受けられるか否かについては、上記 WADC の趣旨も考慮して判断されるべきことになる。

3-2-2-2　汚染製品（Contaminated Product）

(1) 定義

「汚染製品」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

(2) 汚染製品（Contaminated Product）という概念が新設された背景

2015 年版 WADC の起草過程を見ると、汚染製品に関する規定は、いわゆる「うっかりドーピング（inadvertent doping）」を行った競技者の救済措置とすることを企図して新設されたものであり、2015 年版 WADC のドラフト作成作業の過程において、関係当事者の議論を踏まえて、幾度か文言が改定され、最終的に現案に落ち着いた経緯がある。

上記定義から明らかなように、「汚染製品」の定義には、「汚染製品」であるか否かを

分ける要件の一つとして、「インターネット上の検索」という文言が規定されており、競技者が常時インターネットにアクセスできる環境が整っている世界を想定しているように見受けられるが、必ずしも明確な判断基準が示されているとはいい難い。また、上記の文言上は、当初本条項が想定していた「サプリメント」に関する汚染のみに限られず、食品・飲料等も幅広く含んでおり、その適用範囲についても一義的には明確ではない。

「汚染製品」に関する条項の適用要件等については後述するが、実際の適用場面においては、CAS や各国の規律パネル等の審問機関において個別の事例に即した判断が求められることになろう。

3-2-2-3　これらの JADC における位置づけ

「特定物質」及び「汚染製品」に関する条項は、主として、競技者又はその他の人について、禁止物質の（尿検体等からの）検出、使用、保有等を理由として制裁措置が課される場合における、制裁措置の軽減事由として機能することになる。

すなわち、競技者又はその他の人について、JADC2.1 項（なお、この条項は「競技者」のみに適用がある）、2.2 項又は 2.6 項に関するアンチ・ドーピング規則違反が成立した場合において、その場合の対象物質が「特定物質」又は「汚染製品」に関するものであったときは、当該競技者等が一定の要件を満たすことを前提として、本来であれば当該競技者等に課された資格停止期間は、最大で「譴責」（資格停止期間はゼロ）まで短縮される余地が生じることになる。

3-2-3　各論（特定物質）

3-2-3-1　資格停止期間の短縮（例外的措置）

(1) 条文の構造

10.5.1　第2.1項、第2.2項又は第2.6項の違反に基づく特定物質又は汚染製品に関する制裁措置の短縮 10.5.1.1　特定物質 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連する場合において、競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できるときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長

で 2 年間の資格停止期間とする。

アンチ・ドーピング規則違反が「特定物質」に関連する場合において、当該「特定物質」が「意図的」に用いられたものであるということを JADA が立証できなかった場合、当該競技者には原則として 2 年間の資格停止期間が課せられることになるが、ここでさらに競技者が、当該アンチ・ドーピング規則違反に「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できた場合には、資格停止期間がさらに短縮される余地が生じる。

(2) 条文の解説（JADC10.5.1.1 項の適用要件）

本条項に基づく資格停止期間の短縮が認められるための要件は、JADC に即して考えた場合には、①アンチ・ドーピング規則違反が JADC2.1 項、2.2 項又は 2.6 項のそれぞれの違反のいずれかに属するものであること、②当該アンチ・ドーピング規則違反が「特定物質」に関連するものであること、及び③競技者又はその他の人に「重大な過誤又は過失がないこと」を当該競技者等が立証できることである。

このうち、①及び②については、アンチ・ドーピング機関（JADA）によるアンチ・ドーピング規則違反の主張において明らかとなるため、競技者においては特段の主張は要さない。

次に、③についてであるが、この点、「重大な過誤又は過失がないこと」の意義は、上述したとおり、「競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を証明した場合をいう。」とされている。

なお、JADC2.1 項の違反につき、競技者に「重大な過誤又は過失がないこと」ということが認められるためには、当該競技者が 18 歳未満の者でない限り、当該競技者において、禁止物質がどのように自らの体内に入ったか（体内侵入経路）についても証明しなければならない。この点、2009 年版 JADC においては、「重大な過誤又は過失がないこと」との関係においては、すべからく、「競技者又はその他の人が、①自己の体内に特定物質がいかに入り、又は②いかに保有するに至ったか」ということが証明の対象とされていたが、2015 年版 JADC においては、（JADC2.1 項以外の特定物質事案においては）特定物質の保有に至る経路についての立証は要しないものとされた。

上記③について必要とされる証明の程度は、本件が、JADC3.1 項にいう「アンチ・ドーピング規則に違反したと主張された競技者又はその他の人が…特定の事実や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わされる場合」に該当することから、証拠の優越で足りるものとされている。

(3) 資格停止期間

JADC10.5.1.1 項は、特定物質に関する資格停止期間の短縮事由について定めた規定であるが、アンチ・ドーピング規則違反行為を行った競技者又はその他の人の実際の資格停止期間については、JADC10.5.1.1 項が適用される他の要件が満たされていたとしても、当然に 2 年間よりも短い期間となる訳ではなく、当該競技者等の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責、最長で 2 年間の資格停止期間の間で課されることになる。

制裁を課するに当たっては、日本アンチ・ドーピング規律パネル及びスポーツ仲裁パネルの裁量が非常に多く認められている。この裁量を行使するに当たっては、アンチ・ドーピング規則の世界的な調和という観点から、一国内の事例を参照するのみならず、各国の判断例をも検討することが必要である。

なお、課されるべき制裁が「資格停止期間を伴わない譴責」まで短縮されたとしても、JADC10.1 項に定めるアンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効は免れないし、複数回の違反に対する制裁が課される際には、当然のことながら違反歴 1 回とカウントされることになる（JADC10.7 項参照）。

(4) 過誤の程度の考え方

JADC10.5.1.1 項が適用される場合には、競技者（又はその他の人）の過誤の程度によって、課されるべき資格停止期間が決定されることになるが、この場合における「過誤の程度」の考え方については、3-1-1-3 において上述したとおりである。

3-2-3-2　具体的な適用事例

(1) 概説

違反が「特定物質」に関することを理由とする資格停止期間の短縮が認められるためには、競技者等による違反が「意図的」ではなく、当該競技者等に「重大な過誤又は過失がない」ことが必要となる。

また、JADC10.5.1.1 項が適用されるための要件である「重大な過誤又は過失がないこと」については、（その定義が若干変更されたものの）基本的には、過去における同要件についての判断事例がほぼそのまま参考になると思われる。その意味では、特定物質とは関連

のない事案における判断事例（下記 3-2-5-3）も参考となる。

以下においては、「重大な過誤又は過失がないこと」という要件について、過去の CAS の判断事例を紹介する。

(2) 「重大な過誤又は過失がない」ものと認められた事例

過去の CAS の判断事例において「重大な過誤又は過失がない」ものと認められた事例としては以下のようなものが挙げられる。これらの事例においては複数の要素が総合的に考慮された結果として「重大な過誤又は過失がない」と判断されており、それぞれの考慮要素が過失等の判断に当たってどの程度重視されるのかということを定式として導き出すことは困難であるが、第三者や競技連盟等が介在した結果として違反が発生した等、競技者にとっての不可抗力が認められた場合、又は当時の状況に照らして競技者に期待可能性が存在しない状況が認められた場合にはじめて「重大な過誤又は過失がなかった」と判断されるという点が注目に値する。

(a) 競技者が数年間にわたって定期的に禁止表をチェックしてきたところ、たまたまチェックを怠った年に、これまで自己が使用し続けていた物質（フィナステリド）が初めて禁止物質として扱われることになり、陽性反応となったという場合には、最大限の注意を怠ったとはいえず第 10.5.1 項の適用を認めることはできないが、競技者がドーピング・コントロール・フォームに、アンチ・ドーピング機関には禁止物質として知られる薬物を服用していることを記載し続けており、検査で陽性反応が出るまでどのアンチ・ドーピング機関にも指摘されることがなかったという事情を考慮し、競技者には「重大な過誤又は過失がなかった」として資格停止期間を 2 年から 1 年に減じた事例[34]。

(b) 競技者の離席中に、配偶者が競技者のコップを用いて高血圧・生理痛用薬（禁止物質であるエチレフリンを含む）を服用し、競技者がそれを知らずに同じコップを用いて水を飲んだ結果、禁止物質を摂取した競技者について、競技者は（とりわけ競技前においては）常に未使用のコップを用いるべき義務を負っているものであることを理由として、細心の注意を払った（すなわち、過誤又は過失がなかった）とは認められないとしたものの、①競技者が摂取したのは水であり、ビタミン剤でもサプリメントでもないこと、及び競技者が飲んだのは自らが持参した安全な水であり、無色・無味・無臭のエチレフ

[34] 前掲・CAS 2006 OG/06/001、評釈集 92 頁。

リンに気付くことはできなかったこと、②競技者が戻る直前に配偶者が薬を服用したことを競技者が知っていたとする理由はないこと、③競技者がコップを置いたままにしたのは数分間であり、競技外の通常の状況であれば競技者が手にしたコップが自分が使用したものと同じものだと考えたとしても合理的であること、並びに④検出された禁止物質は微量であり、競技力向上につながったとは考えられないこと等を総合的に勘案し、競技者による禁止物質の摂取が故意によるものではないと認め、また、「重大な過誤又は過失もない」と判断した事例[35]。

(c) 競技者の検体から検出された禁止物質が、競技者が医師から高血圧症の治療目的で処方された薬（ヒドロクロロチアジド）を服用したことに起因するものであったとしても、競技者が、自ら又は医師等に対する質問を通じて確認することを怠った以上、過誤又は過失がなかったとはいえないが、①競技者は当該薬を専ら医療目的で服用したこと、②当該薬は、従前服用していた薬（禁止物質を含まない）と非常に類似しており、これと連続性を有する形で医師から処方されたものであること、③競技者は競技力を高めようと思ったことは一度もなく、また、問題となっている禁止物質（ヒドロクロロチアジド）は隠蔽薬であること、④当該薬を処方した医師は信頼に足る人物であり、自らをスポーツ医薬品のスペシャリストであると紹介しており、当該薬の処方時における競技者所属チームのチームドクターであったこと、及び⑤当該薬の治療目的利用を目的とするTUEの申請が、競技者のドーピング検査結果の後ではあるものの認められていること等から、当該競技者には「重大な過誤又は過失はなかった」と認定された事例[36]。

(d) 喘息患者であった競技者が、ATUE（事件当時認められていた「略式TUE」）によって許容される限度を超える禁止物質（サルブタモール）を吸入したという事案において、①競技者がレース当日の気温や湿度の高さのためにレース後も含め過剰吸入を行ったものと認められること、②競技者は競技会の期間中毎日吸入を行っており、耐性によってより多くの摂取を必要とするようになっていた可能性があること、③競技者自身も正確な摂取量を把握していなかったことを認めていること、及び④レース後に競技力を向上させる目的で吸入することも考えられないこと等から、競技者には「重大な過誤又は過失があったとまでは認められない」とした事例[37]。

---

[35] 前掲・CAS 2006/A/1025、評釈集 100 頁。

[36] 前掲・CAS 2006/A/1133、評釈集 121 頁。

[37] 前掲・CAS 2007/A/1362&1393、評釈集 141 頁。

(3) 「重大な過誤又は過失がない」ものと認められなかった事例

反対に、「重大な過誤又は過失がない」ものと認められなかった事例は数多いが、以下に代表的な例を挙げる。WADC の解説にも記載されているように、競技者が単独で又は（アンチ・ドーピングとの関連で）専門家ではない者の助言等に基づき禁止物質を投与した場合には、基本的に「重大な過誤又は過失がなかった」とは判断されないことになる。

(a) 競技会の間にコーチから供された無包装のチョコレートの中に禁止物質（プロプラノール）が混入していた場合、当該チョコレートが改竄や変更の明確な兆候を示していなかったとしても、更なる調査を行わずにこれを摂取したことは「重大な過失にあたる」とした事例[38]。もっとも、本件については「国際水準の競技者である」ということが考慮要素の一つとされている点に留意が必要である。

(b) 競技者が禁止物質（Phentermine）であることを認識しつつこれを摂取した場合において、7 日間摂取をやめれば体内からはなくなると競技者が誤解していたことにつき合理性が認められるものの、検査の時点において結果的に体内に禁止物質が残存しており、また、当該物質が体内から消え去るまでの期間には個人差があることを競技者が知っていたこと、及びチームの専門医等への照会も行っていない等の状況下においては、「重大な過誤又は過失がなかった」ことの証明はなされていないとした事例[39]。

(c) 競技者が医師の処方に基づき前立腺症及び性的不能治療の目的で薬物（禁止物質を含む）を服用したとしても、競技者がアンチ・ドーピングの専門家に相談した訳ではなく、TUE申請も考えず、競技者が相談した医師がスポーツ医学の専門家でもなかったという事情の下では、当該競技者には「重大な過誤又は過失がなかった」とはいえないとした事例[40]。

(d) 競技者が自らのスポーツ栄養士の助言を受けて小売店で購入したサプリメントに禁止物質が含まれていたという事案において、①競技者は独自にインターネットで確認を行ったのみで、サプリメントの製造メーカーに直接確認をした訳ではなく、また、②当該サプリメントの使用に先立ってドクター、スポーツ栄養士にも確認していないこと、③FDA認定分析機関において分析評価がなされているという事実は、アンチ・ドーピングに関係するリスク回

---

[38] 前掲・CAS 2007/A/1395、評釈集 18 頁。

[39] CAS 2008/A/1591, 1592&1616、評釈集 42 頁。

[40] 前掲・CAS2007/A/1445&1446、評釈集 171 頁。

避とはならないこと等に照らし、競技者には「重大な過誤又は過失がなかった」とは認められないとした事例[41]。

3-2-3-3　その他

競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合において、当該アンチ・ドーピング規則違反が「特定物質に関する否かによってその制裁措置が変わり得るのは、基本的には JADC2.1 項、2.2 項又は 2.6 項についてのアンチ・ドーピング規則違反についてであるが、これ以外にも、JADC2.7 項（禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること）、及び 2.8 項（競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること）という違反行為をサポートスタッフが行った場合であって、当該違反が「特定物質」に関する違反以外のものであった場合には、当該サポートスタッフに対しては永久資格停止が課されるものとされている点に留意が必要である（JADC10.3.3 項参照）。

3-2-4　各論（**Contaminated Product**）

3-2-4-1　要件

(1) 条文の構造

10.5.1　第2.1項、第2.2項又は第2.6項の違反に基づく特定物質又は汚染製品に関する制裁措置の短縮 10.5.1.1　（省略） 10.5.1.2　汚染製品 競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

[41]　前掲・CAS 2008/A/1489&1510、評釈集 202 頁。

JADC10.5.1.2 項は、競技者又はその他の人が、自己のアンチ・ドーピング規則違反行為につき「重大な過誤又は過失がないこと」、及び、検出された禁止物質が「Contaminated Product」に由来するものであることを証明できた場合には、資格停止期間が短縮され得ることを規定している。

(2) 汚染製品（Contaminated Product）の例

＜汚染製品の定義（再掲）＞

「汚染製品」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

上述のとおり、「汚染製品」とは、2015 年版WADCにおいて新しく導入された概念であり、（ある製品が）汚染製品に該当するといえるためには、当該製品が禁止物質を含むことが①その製品ラベル上においても[42]、②合理的なインターネット調査において入手可能な情報においても開示されていないことを要する。

どのようなものが汚染製品に該当するかということについては、汚染製品についての上記の定義からは一義的には明確ではなく、個々の事案における事情に照らし、競技者又はその他の人ごとに（相対的に）判断されるものである。

とりわけ、どの程度のレベルの調査を行えば「合理的なインターネット調査」を尽くしたといえるのかという点については、その判断は容易ではないと思われるが、（本件の文脈とは異なるものの）過去のCAS仲裁事件において「（重大な）過誤又は過失がないこと」という要件の検討において十分なインターネット検索が行われていなかったと判断された事例を見る限りでは、競技者が「合理的なインターネット調査」を尽くしたと認められる

---

[42] なお、従前の我が国の事例の一つとして、競技者がインターネット上で（JADA のウェブサイト経由で）入手した禁止表において、「塩酸メチルエフェドリン」というキーワードのみを用いて検索をしたことから、「メチルエフェドリン」が禁止物質であることに気付かなかった点に過誤が認められると判断された事例がある（日本アンチ・ドーピング規律パネル 2013-003 事件）が、この事例では、競技者が薬局で購入した市販薬のラベルにおいて「塩酸メチルエフェドリン」という記載が明確にあったことから、今後は、ここにいうラベル上の記載から禁止物質であったことが明白であったものとして、「汚染製品」には当たらないと考えられる。

ためのハードルは高いのではないかと考えられる[43]。

3-2-4-2　効果

(1) 資格停止期間

JADC10.5.1.2 項は、汚染製品に関する資格停止期間の短縮事由について定めた規定であるが、アンチ・ドーピング規則違反行為を行った競技者又はその他の人の実際の資格停止期間については、JADC10.5.2.1 項が適用される他の要件が満たされていたとしても、当然に 2 年間よりも短い期間となる訳ではなく、（JADC10.5.1.1 項の場合と同様に）当該競技者等の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責、最長で 2 年間の資格停止期間の間で課されることになる。

(2) 「過誤の程度」の考え方

JADC10.5.1.2 項の適用による資格停止期間の短縮を算定する上では、JADC10.5.1.1 項と

---

[43] CAS の判断事例の中には、競技者（プロテニスプレーヤー）が摂取した製品（Zija）について、初日に 30 分間調査を行い、製品の内容物のリストを探そうとし、また、その翌日等において調査を行ったが、努力の甲斐なく、内容物のリストを見つけることはできず、内容物を特定することもできなかった、という状況の下で、「APPROVED BY THE WORLD ANTI DOPING ASSOCIATION and WORLD ANTI DOPING ASSOCIATION APPROVED」という表題のウェブサイトを発見し、さらに競技者は google.com を利用して”Zija” “banned substance” ”approved by World Anti Doping Agency” ”organic” ”safe” ”moringa” “Apollo Anton Ohno”という検索ワードで検索を行ったところ、これらのウェブサイトによれば、他の高いレベルの競技者によって Zija が利用されているとのことであり、また、特に禁止物質を含むといったネガティブな事情が見当たらないことから、競技者は他者（Z）から渡されたマークのない包装に入った Zija の錠剤を摂取することが適当であると結論付けたが、競技者は、dimethylpentylamine が含まれることを示したラベルのあるパッケージが開示されていることを示した Zija の内容物を掲載しているウェブサイトを見逃したという事案において、CAS パネルによって「競技者が実施したインターネット上の調査は、特に禁止物質の摂取について細心の注意を払うことを代表して行うべき経験豊かなプロアスリートにとっては、不適切であった」とされた（競技者にとって不利な事情として認定された）ものがある（CAS 2011/A/2518、「平成 24 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」21 頁）。

同様に、競技者又はその他の人の過誤の程度が考慮されることになる。すなわち、競技者は自身の過誤の程度（が資格停止期間を短縮するに値するものであること）を立証することによってはじめて資格停止期間の短縮又は取消しが認められることとなる。

その場合の「過誤の程度」の基準については、原則として JADC10.5.1.1 項と同様に、JADC 付属書類 1（定義）における「過誤」の定義記載のとおり、当該競技者等の経験や当該競技者等が 18 歳未満の者であるか否か等の事情を考慮に入れて判断するものとされているが、JADC10.5.1.2 項（汚染製品）については、さらに、「競技者の過誤の程度を評価するに当たり、例えば、汚染されていると後に判断された製品について、競技者がドーピング・コントロール・フォームに申告していた場合には、競技者に有利となる。」ということが JADC10.5.1.2 項の解説に記載されている。

3-2-4-3　具体的な適用事例

「汚染製品」に関する規定は 2015 年版 JADC において初めて導入されたものであることから、これに関する過去における具体的な適用事例は存在しない。もっとも、同条項の適用は、「汚染製品」が関わる違反事案において、競技者等に「重大な過誤又は過失がない」場合に認められるものであることから、上述した「汚染製品」の定義の解釈については今後の事案の集積を待つ必要があるものの、「重大な過誤又は過失がない」とされた過去の各国・CAS の仲裁判断事例についても参考とすることができると思われる。

3-2-5　各論（その他重大な過誤又は過失がない場合）

3-2-5-1　関連規定

10.5.2	第10.5.1項の適用を超えた「重大な過誤又は過失がないこと」の適用 競技者又はその他の人が、第10.5.1項が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤又は過失がないこと」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、第10.6項に該当した場合の更なる短縮又は取消しに加え、競技者又はその他の人の過誤の程度により、短縮されうる。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ってはならない。別段適用される資格停止期間が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は8年を下回ってはならない。

3-2-5-2　条文の解説

JADC10.5.2 項の適用対象は、JADC2.1 項、2.2 項、2.6 項の違反であって、それが特定物質に関連するものではない場合、又は汚染製品に由来するものではない場合である。また、JADC2.3 項（検体の採取の回避、拒否又は不履行）に対する違反についても適用される。

他方で、JADC10.5.2 項の解説によれば、JADC2.4 項（居場所情報関連義務違反）、JADC2.5 項（ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること）、JADC2.7 項（禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること）、JADC2.8 項（競技会において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること）、JADC2.9 項（違反関与）、JADC2.10 項（特定の対象者との関わりの禁止）については、JADC10.5.2 項は適用されない。

本項が適用される場合、資格停止期間の算定に当たって、競技者又はその他の人が、JADC10.5.1 項が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤又は過失がないこと」を立証した場合には、資格停止期間が短縮されうる。

具体的には、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の 2 分の 1 を下回ってはならず、仮に、適用されたであろう資格停止期間が永久にわたる場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は 8 年を下回ってはならないとされている。

3-2-5-3　具体的な適用事例

(1) 「重大な過誤又は過失がなかった」と認められた事例

(a)	競技会の前日に深刻な下痢に悩まされていた競技者が、チームドクターの支援を得られない状況下において、かかり付け医師の指示の下で、自ら食塩水溶液を注射した行為が禁止方法の使用に当たるとして争われたことについて、当該注射行為は客観的には「正当な緊急の医療行為」には当たらないものの、①競技者が医師の支援を受けようと努力したこと、②競技者自らが行った静脈内注入行為は医師から提案され、又は指示されたものであったこと、③競技者が行った行為自体は医療行為として適切であったといえること、④競技者が自ら静脈内注入を行うということについて、競技者は禁止方

法（アンチ・ドーピング規則違反行為）には該当しないと思い込んでいたこと、及び⑤競技者は翌日に競技を控えており、少なくとも競技者にとっては緊急事態であったと認められること等の要素を認定し、競技者は静脈内注入行為を（主観的には）「正当な緊急の医療行為」として実行しようとしたものであって、競技者の行為には「重大な過誤又は過失はない」と認定した事例[44]。

(b) 競技連盟側の手続的瑕疵を原因として、競技者が、本来であれば有効であったTUE申請がなされているにもかかわらず、これを知ることができず、結果として父の勧めに基づき検査拒否を行ったという事案において、競技連盟側の手続的瑕疵と競技者による検査拒否との間に因果関係を認め、競技者の検査拒否には「重大な過誤又は過失がなかった」ものと判断した事例[45]。

(c) 高校の卒業式のパーティで禁止物質であるコカインを吸入した結果としてドーピング行為の責任を問われた競技者につき、①当該競技者が国際・国内レベルを問わず初めて競技会に出場したものであって、アンチ・ドーピング・プログラムへ参加したことも、競技連盟からアンチ・ドーピング規則について説明を受けたこともなかったこと、及び高校時代にドーピング検査を受けた経験もなく、学校でも指導はなかったこと、②大会に行く途中の車の中で初めてコーチからドーピング検査についての説明を受けたものであり、コーチがなすべきことをしていなかったこと、③対象となったドーピング行為は卒業パーティでのコカイン吸入というものであり、競技者はコカインが禁止物質であることを知らず、競技力向上の意図もなく、また現実にも競技力を向上させていないこと等を理由として、競技者に「重大な過誤又は過失はなかった」とした事例[46]。なお、本判断では、競技者が若いということは単独では決定的な考慮要素とはならない旨、及び制裁を長くした場合の教育やキャリアへの影響については、均衡を余りに欠くほどの過酷さがない限り、考慮されるべきではない旨が注記されている。

(2) **「重大な過誤又は過失がなかった」と認められなかった事例**

(a) 競技会の前日にパーティで禁止物質（コカイン）を摂取した競技者について、①ドラッグを使用することについて仲間からの圧力に抵抗できなかった、②

---

[44] 前掲・CAS 2006/A/1102, TAS 2007/A/1146、評釈集 110 頁。

[45] 前掲・CAS 2007/A/1416、評釈集 159 頁。

[46] 前掲・CAS 2008/A/1490、評釈集 209 頁。

監査役がドラッグの効果について無知であった、③競技者が善良な性格である、④過去に違反行為を行った前歴が存在しない、及び⑤二度としないと決意しているというような事情はいずれも「重大な過誤又は過失がなかった」というための要素足りえないとした事例[47]。

3-3　他の証拠がない状態において自認（JADC10.6.2 項）した場合

3-3-1　要件

JADC10.6.2 項は、アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反が発生していることを認識していないという状況において、競技者又はその他の人が、アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て自認した場合に、資格停止期間の短縮の可能性を認めることで、アンチ・ドーピング規則違反の自認を促進しようとするものである。

同項に基づく短縮を受けるための要件は、以下のとおりである。

(a) アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前（又は、第 2.1 項以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、第 7 条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前）であること。
(b) 競技者又はその他の人が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認したこと。
(c) 当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠であること。

同項の解説によれば、「本項は、アンチ・ドーピング機関がアンチ・ドーピング規則違反が発生していることを認識していないという状況において、競技者又はその他の人が、アンチ・ドーピング規則に違反したことを名乗り出て、自認する場合に適用されることが意図されている。競技者又はその他の人が、自己の違反行為がまさに発覚するであろうとの認識の下で自認がなされたという場合に適用されることを意図してはいない。」とされている。したがって、アンチ・ドーピング規則違反の通知を受け取る直前に自認したような場合は、資格停止期間の短縮を受けられない可能性がある。

3-3-2　効果

---

[47] 前掲・CAS 2007/A/1364、評釈集 151 頁。

資格停止期間を短縮することができるが、短縮された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはできない。短縮の可否及びその程度は、日本アンチ・ドーピング規律パネルがその決定の中で示すことになるものと解される。なお、資格停止が短縮されるべき程度は、競技者又はその他の人が自発的に申し出なかったとしても発覚したであろう可能性の程度に基づいて決せられるべきである（同項解説）。

3-4　検体採取拒絶等違反について問われた後の速やかな自認（JADC10.6.3 項）

3-4-1　要件

JADC10.6.3 項は、検体採取拒絶等を理由に 4 年間の制裁措置を課される可能性がある場合にもなお、アンチ･ドーピング規則違反を自認すれば、資格停止期間の短縮を受けられる余地を認めるものである。

同項に基づく短縮を受けるための要件は、以下のとおりである。

(a)	競技者又はその他の人が、第 10.2.1 項又は第 10.3.1 項（検体の採取を回避し若しくは拒絶し、又は検体の採取を不当に改変した場合）に基づき 4 年間の制裁措置を課される可能性があること。
(b)	①JADA によりアンチ･ドーピング規則違反を問われた後に、主張された違反を速やかに自認したこと、又は②WADA 及び JADA 双方の裁量及び承認に基づくこと。

3-4-2　効果

違反の重大性及び競技者又はその他の人の過誤の程度に従い、最短 2 年間となるまで資格停止期間の短縮を受けることができる。

4　資格停止期間の猶予（実質的な支援（JADC10.6.1 項）を提供した場合）

4-1　要件

アンチ･ドーピング活動を行う機関としてJADAが設置されているが､JADAのみならず、競技者本人、サポートスタッフその他の人の協力なくしては、アンチ・ドーピング活動を推進することはできない。そこで、競技者本人等がアンチ・ドーピング規則違反の発見又は証明に具体的に貢献した場合に同人に課される制裁を軽減するとの制度を用意することにより、アンチ・ドーピング規則違反の発見又は証明に協力するインセンティブを与えることは、アンチ・ドーピング活動の推進にとって極めて有用と考えられる。そこで、JADC10.6.1 項は、アンチ・ドーピング規則違反を発見又は証明する際に「実質的な支援」を行った者に対し、資格停止期間の一部の「猶予」を認めている。JADC10.6.1 項の解説は、「自己の過ちを認め、他のアンチ・ドーピング規則違反を明るみに出そうとする意思を有する競技者、サポートスタッフ又はその他の人の協力は、クリーンなスポーツのために重要である。」としている。

同項に基づく猶予を受けるための要件は、以下のとおりである（JADC10.6.1 項）。

(a)	競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供したこと。
(b)	(a)の支援の結果、①アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し若しくは提起したこと、又は②刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは提起するに至り､実質的な支援を提供した人により提供された情報が､JADAにより利用可能となったこと。

なお、JADC13 条に基づく不服申立てに対する終局的な決定、又は不服申立期間の満了後に、JADA が JADC10.6.1 項に基づく猶予をするためには、WADA 及び適切な国際競技連盟の承認が必要である（JADC13 条に基づく不服申立てに対する終局的な決定、又は不服申立期間の満了前であれば、そのような承認は必要がない。）。

ここにいう「実質的な支援」とはどのような行為を指すのか。JADA コードの付属文書 1（定義）は、「第 10.6.1 項との関係において、実質的な支援を提供しようとする人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関するドーピング捜査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事件の重大な部分を含むものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。」と定めている。

したがって、「実質的な支援」は、「手続が開始された事件の重大な部分を含むもの」であるか、「手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるもの」

である必要がある。具体的には、自らがアンチ・ドーピング規則違反であることを認めた競技者等が、「この医者が禁止物質を提供した」と述べる場合、または、自らがアンチ・ドーピング規則違反であることを認めた競技者等が、コーチや、チームメイトの一部について、アンチ・ドーピング規則違反であることを報告する場合などが考えられよう。

また、JADC10.6.1 項第 2 段落第 4 文は、「競技者又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期間の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、JADAは、元の資格停止期間を復活させるものとする[48]。」と定めている。したがって、競技者等は、「実質的な支援」を継続的に行わなければならない。

4-2　効果

JADC は、「JADA は、・・・JADA が結果管理権限を有する当該個別の事案において課される資格停止期間の一部を猶予することができる。」と定める。

ここにいう「猶予」（WADA コードでは“suspend”）とはどういう意味か。本条項は、資格停止期間の「猶予」が認められる唯一の場合である（JADC10.6.1 項の解説）とされていることから、「猶予」が、他の条文による資格停止期間の確定的な「短縮」と異なることは明らかである。また、上述のとおり、一定の場合には、元の資格停止期間の「復活」が予定されている。したがって、「猶予」とは、資格停止期間は維持しつつ、その一部の期間、仮に、資格停止の効力を停止させる（資格を復活させる）ことを意味すると解される。

「猶予」の具体的な期間は、「競技者又はその他の人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性及び競技者又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性により定まる」が、実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 3 を超えては猶予されず、また、実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間が永久である場合には、本項に基づき猶予されない期間は 8 年間を下回らないものとする（JADC10.6.1.1 項第 2 段落）。

「猶予」を判断する主体は、JADC10.6.1 項の文言上は、JADA である。JADA は、結果管理の過程で、競技者と、例えば「結果管理に協力すれば、資格停止期間を●年／か月分猶予する」という内容の合意を結ぶことができる。そして、競技者が実際に「実質的な支援」を行う限り、合意された期間、資格停止の効力が停止されることになる。

JADAによる猶予に加えて、JADC10.6.4 項の解説に、「第 3 段階として、聴聞パネルは、当該制裁措置の取消し、猶予又は短縮の根拠が存在するか否かを決定する（第 10.6 項）。」

---

[48] JADA によるこの決定に対しては、13 条に基づく不服申立てに服することが予定されている（10.6.1.1 項）。

と記載されていること、また、JADC付属文書 2「第 10 条の適用例」の例 1 に、「3.　第 3 段階として、パネルは第 10.6 項（過誤に関連しない軽減）に基づく猶予又は短縮の可能性を査定する。この例の場合には、第 10.6.1 項（実質的な支援）のみが適用される（資格停止期間は既に第 10.6.3 項に定める下限の 2 年間を下回るため、第 10.6.3 項（速やかな自認）は適用されない。）。実質的な支援に基づき、資格停止期間は 16 か月間の 4 分の 3 まで猶予されうる。そのため、この例における最短の資格停止期間は 4 か月間となる（説明目的のため、この例では、パネルは 10 か月間猶予し、資格停止期間は 6 か月間とすると仮定する。）。」と記載されていることから、パネルもまた、JADAの主張に応じまたは独自の判断で、「猶予」の可否及び猶予の期間を定めることができる[49]。

5　資格停止期間の軽減規定相互間の関係

競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合において、当該競技者等につき資格停止期間を短縮すべき事由が複数存在することがあり得るが、かかる場合の処理については、JADC10.6.4 項において定めがある。

すなわち、当該場合における制裁措置の軽減については、JADC10.6 項（資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置）に基づく資格停止期間の短縮又は猶予についての規定の適用前に、JADC10.2 項（禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止）、10.3 項（その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止）、10.4 項（過誤又は過失がない場合における資格停止期間の取消し）、及び 10.5 項（「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮）に従って、いずれの制裁措置が適用されるか否かが決定されることになる。

その上で、競技者等が資格停止期間の短縮又は猶予の権利を JADC10.6 項に基づき証明した場合には、その資格停止期間は、短縮又は猶予されることとなる。但し、短縮又は猶予された後の資格停止期間は、当該事情がなければ適用された資格停止期間の 4 分の 1 を下回ることはできない。

資格停止期間決定の具体的な判断プロセスについては、JADC の付属文書 2 において幾つか例示されているが、基本的には以下のとおりの段階を踏んで決定されることになる。

第 1 段階	対象となるアンチ・ドーピング規則違反行為について、基本的な制裁措置（JADC10.2 項、10.3 項）の中のいずれが適用されるかということを決定する。制裁措置が一定の幅をもって規定されている場合

[49] パネルが猶予を決定した実例として、CAS 2012/A/2791、「平成 25 年度ドーピング仲裁紛争に関する研究」38 頁（特に 47 頁）。

	には、その範囲内で制裁措置を決定する。
第 2 段階	基本的な制裁措置に関連して、競技者の過誤又は過失の程度により制裁措置が取り消されるか短縮される可能性があるかどうかを決定する（JADC10.4 項又は 10.5 項）。制裁措置が一定の幅をもって規定されているため、その範囲内で制裁措置を決定する。
第 3 段階	制裁措置について、（他の規定に基づく）猶予又は短縮の根拠が存在するか否かを決定する（JADC10.6 項）。
第 4 段階	資格停止期間の開始時期を決定する（JADC10.11 項）。

6　複数回の違反

6-1　要件

アンチ･ドーピング規則違反行為を複数回行った者に対しては、重い制裁が加えられるべきである。他方で、あまりに古い過去のアンチ･ドーピング規則違反を理由に制裁が加重されることも適切ではない。そこで、JADC10.7 項は、一定の限度で、アンチ･ドーピング規則違反を理由とした制裁の加重を認めている。

1 回目の違反の後、10 年以内（JADC10.7.5 項）に再度アンチ・ドーピング規則違反行為が行われた場合、その悪質性に鑑み、資格停止期間が加重される。ここで、加重の対象となるアンチ・ドーピング規則違反は、競技者若しくはその他の人がJADC7 条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、又はJADAが 1 回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後になされたものでなければ、「2 回目のアンチ・ドーピング規則違反である」とは判断されない。JADAがそのような時的関係を証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反は加重の対象となる [50]。過誤又は過失がなかったと認められたアンチ・ドーピング規則違反は考慮されない（JADC10.7.3 項）。

6-2　複数回の違反の場合における制裁の決定手法

6-2-1　**2 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.1 項）**

---

[50] JADA が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として一つの 1 回目の違反として扱われ、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課される（JADC10.7.4.1 項後段）。

以下に掲げる期間のうち最も長いものを、2 回目の違反に対する資格停止期間とする。但し、JADC10.6 項の適用により、改めて資格停止期間を軽減することは可能である。

(a) 6 か月間 (b) アンチ・ドーピング規則に対する 1 回目の違反につき課された資格停止期間から 10.6 項に基づく短縮を除外した期間の 2 分の 1。又は、 (c) 2 回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも初回の違反であるかのように取り扱った上でそれに適用可能な資格停止期間（10.6 項に基づく短縮を考慮しない）の 2 倍。

6-2-2 **3 回目の違反に対する資格停止期間（JADC10.7.2 項）**

常に永久の資格停止となる。但し、3 回目のアンチ・ドーピング規則違反が JADC10.4 項若しくは 10.5 項の資格停止期間の取消し若しくは短縮の要件を満たす場合、又は、JADC2.4 項に対する違反に関するものである場合には、資格停止期間は 8 年から永久資格停止とする。

6-3 アンチ･ドーピング規則違反事実の事後的発覚

1 回目のアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置が賦課された後、JADA が 1 回目の違反に関する通知以前にアンチ・ドーピング規則違反の事実が発生していたことを発見した場合には、JADA は、仮に 2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。このとき、複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡った全ての競技会における結果は、JADC10.8 項に規定されているとおりに失効する。

7 **Team**に対する制裁等

7-1 チームスポーツに対する措置

7-1-1 チームスポーツに対する適用

チームスポーツ（競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。）に参加する個

人ついては、個人の選手が受領した賞は失効する（JADC9 条解説。）。JADC9 条の解説によれば、「個人の選手が受領した賞は失効する」とあるが、WADC 英語版 9 条では、「**any awards** received by individual players will be Disqualified（強調・下線筆者）」とされていることと、JADC9 条本文との整合性を考慮すると、アンチ・ドーピング規則違反を犯した競技者個人が受領したメダル、得点、及び褒賞（any medals, points and prizes）が失効すると解釈すべきである。

チームスポーツにおける、チーム全体に対する制裁については、JADC11 条を参照。

なお、チームスポーツではないが、チームに対して賞が与えられるスポーツにおいて、一人又は二人以上のチームメンバーがアンチ・ドーピング規則に違反した場合には、国際競技連盟の適用可能な規則に従って、チームに対する失効又はその他の制裁措置が課される（JADC9 条解説。）。

7-1-2　チームスポーツの検査（JADC11.1項）

チームスポーツのチーム構成員の 2 名以上が競技大会に関連して JADC7 条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合、他のチーム構成員もアンチ･ドーピング規則違反行為を行っている可能性を疑う必要が生ずる。そこで、このような場合は、当該競技大会の所轄組織は、当該競技大会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとされている。

7-1-3　個人に対する制裁に追加して、チームに対する制裁（JADC11.2項）

チームスポーツのチーム構成員の 3 名以上が競技大会の期間中にアンチ・ドーピング規則に違反したことが明らかになった場合には、当該競技者個人に対するアンチ・ドーピング規則違反の措置に加え、当該競技大会の所轄組織は、当該チームに対しても、適切な制裁措置（例、得点の剥奪、競技会又は競技大会における失効その他の制裁措置）を課すものとする。規程は、制裁措置の内容を例示するだけで限定していないので、所轄組織は、その内容を適宜決定してよいと解される。

7-2　国内競技連盟に対する措置

JADA は、本規程を遵守していない国内競技連盟に対し、資金拠出又は他の非金銭的支援を行わないよう関連公的当局に要請することができる（JADC12.1 項）。

国内競技連盟は、当該国内競技連盟との関連を有する競技者又はその他の人による本規程の違反に関する全てのコスト（分析機関手数料、聴聞会費用及び交通費を含むが、これに限らない。）を、JADA に償還する義務を負うものとする（JADC12.2 項）。

さらに、以下の場合、JADA は、承認、国内競技連盟のオフィシャル及び競技者による国際競技大会への参加資格、並びに罰金に関して、国内競技連盟に対して追加的な懲戒処分を講ずるよう、JOC 又は JPC もしくはその双方に要請することができる（JADC12.3 項）。

(a) 国内競技連盟との関連を有する競技者又はその他の人が、12 か月間の期間において、本規程に 4 回以上違反した場合（JADC2.4 項に関連する違反を除く。）（JADC12.3.1 項）
(b) 国内競技連盟からの 1 名以上の競技者又はその他の人が国際競技大会中にアンチ・ドーピング規則違反を行った場合（JADC12.3.2 項）
(c) 国内競技連盟が、競技者の居場所情報に関する要請を JADA から受けた後に、JADA が当該情報を認識することが可能な状態に置くための真摯な努力を怠った場合（JADC12.3.3 項）

なお、単一の年度内に複数回のアンチ・ドーピング規則違反者が発生した場合には、国内競技団体は、金 50 万円（又は、聴聞会運営累計経費相当額のいずれか高い方）の負担金を JADA に対して支払う（JADC 23.21 項）。

【参考文献】

・WADA ホームページ（http://www.wada-ama.org/）
・JADA ホームページ（http://www.playtruejapan.org/）
・Adam Lewis and Jonathan Taylor, Sport: Law and Practice, Tottel Publishing (2009)
・Paul David, A Guide to the World Anti-Doping Code, Cambridge University Press(2008)
・Paul David, A Guide to the World Anti-Doping Code 2nd Edition, Cambridge University Press(2013)

VI. 審理手続

1　概説
2　日本アンチ・ドーピング規律パネル
2-1　日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員及び権限
2-1-1　委員
2-1-2　権限
2-2　聴聞会
2-2-1　聴聞会の種類（暫定聴聞会、緊急聴聞会、聴聞会、CAS による 1 回限りの聴聞会）
2-2-1-1　暫定聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照）
2-2-1-2　緊急聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照）
2-2-1-3　聴聞会
2-2-1-4　CAS における一回限りの聴聞会（JADC8.6 項）
2-2-2　聴聞会の時期
2-2-3　個別事案における聴聞パネルの選定
2-2-4　聴聞パネルの独立
2-2-5　聴聞会の開催場所及び方法
2-2-6　聴聞会に参加する権利の放棄
2-2-7　聴聞会の出席者
2-2-8　聴聞会の手続
2-2-9　決定
2-2-10　費用
3　JSAA への不服申立て
3-1　申立て
3-1-1　申立ての対象となる決定及び検討対象
3-1-2　申立先
3-2　申立権者
3-3　仲裁手続
3-3-1　仲裁申立て
3-3-2　交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て
3-3-3　仲裁人の選定
3-3-4　仲裁人の忌避
3-3-5　審理手続
3-3-6　仲裁判断
3-3-7　仲裁費用

3-3-8　仮の措置
3-3-9　緊急仲裁手続
3-4　適用法
3-5　JSAA 仲裁判断に不服がある場合
3-5-1　「誤審」
3-5-2　仲裁法 44 条
4　CAS への不服申立て

1　概説

アンチ・ドーピング規則違反に関する結果の管理は、原則として、検体の採取を主導し、指示したアンチ・ドーピング機関、又は、競技者若しくはその他の人にアンチ・ドーピング規則違反を最初に通知し、当該アンチ・ドーピング規則違反を追及するアンチ・ドーピング機関が責任を負うものとされている（WADC7.1 項）。

JADA によりアンチ・ドーピング規則違反が主張された場合、必ず審理手続が開始されるものではなく、当該主張を受けた競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反を自認し、聴聞会を放棄等することにより、JADA が申し入れる措置を受諾することができる（JADC7.10 項）。なお、聴聞会が構成された後に、競技者又はその他の人は、聴聞会に参加しない場合、聴聞会に参加する権利を放棄したとみなされるが（JADC8.4.5 項）、同規定の効果は、競技者又はその他の人において、JADA が主張するアンチ・ドーピング規則違反に関する主張に対する攻撃防御の機会を失うにとどまる。

以下では、JADA が結果管理手続に責任を負う場合であって、アンチ・ドーピング規則違反を主張された競技者又はその他の人が、JADC7.10 項の自認及び聴聞会の放棄等をしなかった場合における審理手続を解説する。

JADA がアンチ・ドーピング規則違反を主張する場合、当該事案は日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下、「規律パネル」という。）に委ねられ、規律パネルは、委ねられた案件及びこれに起因する全ての問題について聴聞を行い、判断（決定）を下す権限を有する（JADC8.2.1 項。下記 2 記載。）。規律パネルは、当該アンチ・ドーピング規則違反に関する「第一審」として機能する。規律パネルの決定に不服を有する当事者等は、原則として、JSAA に不服申立てを提起することができる（JADC13.2.2 項。下記 3 記載。CAS に直接不服申立てを提起することができる場合については下記 4 記載。）。JSAA は、当該不服申立てについて、仲裁手続により審理を行い、判断を下すため、JSAA 仲裁は、当該アンチ・ドーピング規則違反に関する「第二審」として機能する。JSAA 仲裁の仲裁判断に不服がある場合は、さらに CAS に対して不服申立てを提起できる場合があるほか、日本の裁判所に仲裁判断の取消訴訟を提起することができる場合もある（下記 3-5 記載）。

2　日本アンチ・ドーピング規律パネル

2-1　日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員及び権限

2-1-1　委員

規律パネルの委員は、JADA が、①5 年以上の適格な経験を有する法律家を 3 名、②5 年

以上の適格な経験を有する医師を 3 名、③更なる委員（現役のスポーツ関連団体の役職員若しくは競技者又は過去に当該役職員若しくは競技者であった者とする。）を 3 名、それぞれ指名する。法律家である 3 名の委員は、規律パネルの委員長（1 名）及び副委員長（2 名）にそれぞれ就任する。

個別の事案においては、下記 2-2-3 記載のとおり、規律パネルの委員長が、当該事案を審理する聴聞パネルのメンバー（委員）として、規律パネルの委員の中から 3 名の委員を指名する。

2-1-2　権限

規律パネルは、アンチ・ドーピング規則違反に対する措置の決定を含む、JADC に従って委ねられる案件及びこれに起因する全ての問題について聴聞会を開催し、判断を下す権限を有している。

また、上記権限を行使し、その機能を果たす上で、必要とされ、又はこれに付随する全ての権限も有している（JADC8.2.3 項）。

2-2　聴聞会

2-2-1　聴聞会の種類（暫定聴聞会、緊急聴聞会、聴聞会、CAS による 1 回限りの聴聞会）

JADC では、アンチ・ドーピング規則違反に関する聴聞会として①暫定聴聞会、②緊急聴聞会、③聴聞会、④CAS による一回限りの聴聞会の開催が予定されている。各聴聞会の概要は以下のとおりである。

2-2-1-1　暫定聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照）

暫定聴聞会とは、JADC7.9 項（暫定的資格停止）との関係において、聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

競技者又はその他の人が、JADC7.9.1 項又は 7.9.2 項に従い、JADA から暫定的資格停止が賦課された場合には、暫定的資格停止の賦課に先立ち若しくは当該賦課の後合理的に実行可能な適時な時期のいずれかにおいて、暫定聴聞会の機会又は下記 2-2-1-2 の緊急聴聞会の機会が付与される（JADC7.9.3 項）。

暫定聴聞会の決定は、事案における事実の完全な検討を含まない可能性のある、終局的ではない予備的な手続であり、その後に終局的聴聞会の機会を受ける権利が付与される。

規律パネルの運用上は、暫定聴聞会と聴聞会を同日に開催し、暫定聴聞会において、検体採取から暫定的資格停止通知に至るまでの手続等についての判断を行った上で、聴聞会を開催し、実体的な判断を行っている。なお、これまで、規律パネルにおいて、検体採取から暫定的資格停止通知に至るまでの手続等に関して争われた事案は存在しない。

2-2-1-2　緊急聴聞会（JADC 付属文書 1、JADC7.9.3 項参照）

緊急聴聞会とは、緊急のタイムスケジュールに基づき行われる本案に関する完全な聴聞会であり、暫定聴聞会とは異なり、終局的聴聞会である。典型的には、競技大会開催中に緊急のタイムスケジュールの中で開催されることが想定されているが、競技会までに時間がない場合等、緊急に聴聞会を開催する必要性が存する場合に開催されることも想定されている。

2-2-1-3　聴聞会

JADC に従って行われる、緊急聴聞会ではない、終局的聴聞会である。

2-2-1-4　CAS における一回限りの聴聞会（JADC8.6 項）

競技者、JADA、WADA 及びその他の第一審の聴聞会決定につき CAS に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関の同意があれば、当該事案について、直接 CAS における聴聞会の対象とすることができる。この場合、CAS による聴聞会に先立って、規律パネルにおける聴聞会を開催する必要はない。これは、全関係当事者が、一回限りの聴聞会で、自らの利益が適切に保護されると考え、一回限りの聴聞会に同意している場合にまで、二回の聴聞会の開催による費用負担を負わせる必要性がないために認められたものである。

2-2-2　聴聞会の時期

聴聞会の開始、決定及びその理由の発表の時期は、競技者又はその他の人が、JADA から

アンチ・ドーピング規則違反行為が行われたと主張する旨の通知された日を基準として、（i）14 営業日以内に聴聞会を開始し、（ii）20 営業日以内に書面による決定を発表し、（iii）30 営業日以内に当該決定の理由を書面により発表するものとされている（JADC8.3.7 項）。但し、JADA 及び競技者又はその他の人の間で上記とは別の合意がなされた場合や、競技者又はその他の人及び規律パネルの真摯な日程調整にもかかわらず、上記（i）記載の期限内に聴聞会を開催できない場合、複数回の聴聞会が開催される場合等の合理的な理由がある場合には、上記各期限内に必ず実現しなければならないものではない。

他方で、聴聞会は、JADA による結果管理（JADC7 条に定められる）の手続の完了時から 3 か月以内に終結しなければならないとされているため、例外的事情がない場合には、3 か月以内に上記（i）ないし（iii）記載の手続を終了させなければならない。

2-2-3　個別事案における聴聞パネルの選定

規律パネルの委員長は、個別事案ごとに規律パネルを構成する 3 名の委員を規律パネル委員の中から任命するが、当該 3 名の委員は、1 名の法律家、1 名の医師、及び 1 名の更なる委員により構成されなければならない（JADC8.3.2 項。以下、聴聞会を実施する委員から構成されるパネルを「聴聞パネル」という。）。聴聞パネルに任命された法律家は、聴聞パネルの長として、聴聞会の議事を進行させる。

2-2-4　聴聞パネルの独立

聴聞パネルの委員は、当該事案に従前の関与がなかった者であるものとされ、各委員は、任命された際に、当該事案の当事者に対して持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、当該事情を委員長に開示するものとされているが（JADC8.3.3 項）、当事者からの忌避についての明示的な規程は存在しない（下記 3-3-4 参照）。

2-2-5　聴聞会の開催場所及び方法

聴聞会の開催場所は、JADC には明示的に規定されておらず、聴聞パネルの裁量により決定される。聴聞パネルは、開催場所について当事者から意見を聴取することができるが、これに拘束されない。

聴聞会の開催方法は、当事者双方を実際に対席させた上で行うことが原則であるが、聴聞パネルが許可する場合には、電話会議システムを使用して開催することも可能である。

2-2-6　聴聞会に参加する権利の放棄

競技者又はその他の人は、聴聞会に参加しない場合には、聴聞会に参加する権利を放棄したものとみなされる。聴聞会に参加しなかった場合であっても、合理的な理由があれば、聴聞会に参加する権利は復活する（JADC8.4.5 項）。

聴聞会に参加しない場合、JADA が主張するアンチ・ドーピング規則違反に関する主張に対する攻撃防御の機会を失うこととなる。

2-2-7　聴聞会の出席者

聴聞パネル並びに JADA、競技者又はその他の人のほかに、国際競技連盟及び／又は国内競技連盟、JOC 及び JPC、並びに WADA は、聴聞会にオブザーバーとして参加する権利を有している（JADC8.3.5 項）。また、代理人、通訳、証人も同席させることができる（下記 2-2-8 参照）。

2-2-8　聴聞会の手続

聴聞会は、当事者が公開に合意しない限り、非公開で行われる（JADC8.4.2 項）。

各当事者は、自己の費用負担により聴聞会に代理人を立てることが可能である（JADC8.4.6 項）。また、聴聞パネルが必要と認める場合には、聴聞会に通訳を入れることができる（JADC8.4.7 項）。通訳の費用の負担については、事案ごとに、聴聞パネルが判断する。

JADA は、聴聞パネルの前で、当事者である人に対する事案についての主張を行う（JADC8.4.3 項）。これに対して、当該当事者である人は、主張されたアンチ・ドーピング規則違反及びその措置に関して意見を述べる権利を有するとされている（JADC8.4.4 項）が、いつまでに意見を述べなければならないかについては明示的な規定は存在せず、実務上も、聴聞会において初めて自らの意見を明らかにするケースもある。もっとも、迅速な手続の実現や、適正な防御活動のためには、聴聞会前に書面等により、意見を明らかにすることが望ましい。

聴聞手続の各当事者は自らの主張を裏付けるため（又は、他方当事者の主張に反論するため）、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提示する権利を有するが、電話による証言、又はファクシミリ、電子メール若しくはその他の手段により送付された陳述書若し

くは意見提示を承認するか否かは、聴聞パネルの自由裁量による（JADC8.4.8 項）。ここでいう「証拠」には、信頼性の認められる限り、自認や伝聞証拠を含むものとされている。

迅速な手続を実現するために、聴聞パネルは、当事者に対して、聴聞会の開催前に召喚予定の証人を含む当該当事者が聴聞会で提示する予定の、当該事案の更なる詳細を要求することができる（JADC8.4.11 項）。要求を受けた当事者がこれに従わない場合であっても、聴聞会の進行が妨げられることはないが、当該要求に従わなかったという事情が、聴聞パネルの決定を下す上での判断材料とされる可能性が生じる（JADC8.4.12 項）。

2-2-9　決定

規律パネルの決定の審議は非公開で行われ、多数決により決定される。規律パネルの決定は、日付及び署名が付された上、文書化され、決定書には少数意見又は反対意見についても言及される（JADC8.5.1 項、8.5.2 項）。

聴聞パネルの決定は、当該手続の当事者、WADA、関係する国際競技連盟、JSC（及び当該手続の当事者でない場合は JOC、JPC 及び国内競技連盟）に対し、聴聞会終了の後に可及的速やかに通知される。

さらに、規律パネルの決定に不服申立てが提起されなかった場合で、①当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われたと判断するものであるときは、JADA が開設するウェブサイトにおいて、違反をした競技者又はその他の人の氏名、関係する禁止物質又は禁止方法（もしあれば）及び課せられた措置を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について一般報告がなされ、②当該決定がアンチ・ドーピング規則違反が行われなかった旨判断するものであるが、当該決定の対象者の競技者又はその他の人の同意があるときは、JADA が開設するウェブサイトにおいて、当該決定を完全な形で、又は競技者若しくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般開示される。なお、違反をした競技者又はその他の人が 18 歳未満である場合には、一般開示されないものとされているが、我が国の成人年齢が 20 歳であることに鑑みて、20 歳未満であれば、一般開示されない運用がなされている。

2-2-10　費用

アンチ・ドーピング規則違反の問われる競技者又はその他の人は、上記 2-2-8 記載の自らの代理人を立てるための費用（JADC8.4.6 項）、及び通訳の費用（聴聞パネルが負担割合等について判断する（JADC8.4.7 項））にかかる費用以外の費用を負担しない。但し、聴聞会に参加するための費用（旅費、宿泊費等を含む。）や、自らが召喚した証人にかかる費用は、聴聞パネル及び JADA は負担しない。

3　JSAA への不服申立て

3-1　申立て

3-1-1　申立ての対象となる決定及び検討対象

規律パネルの決定に対しては、不服申立てを提起することができる（JADC8.5.5 項、JADC13 条）。

不服申立ての検討の範囲は、当該案件に関連する全ての論点を含み、規律パネルを含む当初の意思決定者が取り扱った論点又は検討範囲に限定されない（JADC13.1.1 項）。また、不服申立機関（JSAA）は、当初の意思決定者の判断に拘束されず、自由にその裁量を行使することができる（JADC13.1.2 項）。

3-1-2　申立先

規律パネル手続による決定は、原則として、JSAA によってのみ、破棄され、変更され、あるいは無効とされうる（JADC8.2.4 項。下記 3-5、4 参照。）。

すなわち、不服申立ては、国際競技大会への参加により発生した事案又は国際レベルの競技者が関係した事案の場合を除き、JSAAに対してなされる（JADC13.2.1 項、13.2.2 項。なお、国際競技大会における競技会で発生した事案であっても、当該競技会を主催する国際競技連盟が国内競技連盟に付託することはできる[51]。）。CASに申し立てられる場合については、本書 I 概説参照。

JSAA における仲裁を行うためには、申立人及び被申立人との間で仲裁合意が必要になるが、JADC1 条に基づき、JADC の適用を受ける者は、不服申立てを提起する権利を有する人（JADC13.2.3 項）との間で仲裁合意が存在しているとみなされる（JSAA ドーピング仲裁規則 4 条参照）。

また、仲裁合意が存在しているとみなされる結果、規律パネル手続決定に不服があるとして裁判所に訴訟を提起しても、裁判所は原則として当該訴えを却下することになる（仲裁法 14 条 1 項）。

---

[51] JSAA-DP-2013-001 参照。

3-2　申立権者

JSAA への不服申立てを行う資格を有するのは、当該決定の対象となった競技者、JADA、国内競技連盟、国際競技連盟、IOC、IPC、WADA などである（JADC13.2.3 項、JSAA ドーピング仲裁規則 2 条 2 項）。

3-3　仲裁手続

3-3-1　仲裁申立て

仲裁申立ては、申立てをしようとする者が、申立ての対象となっている決定を受領した日から 21 日以内に（JADC13.7.2 項、JSAA ドーピング仲裁規則 15 条 1 項）、求める救済内容などの必要事項を記載した仲裁申立書（JSAA ドーピング仲裁規則 16 条 1 項）及び申立料金（JSAA ドーピング仲裁規則 16 条 5 項。現在は 5 万円（税別）。ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁料金規程 3 条）を JSAA に提出することによりなされる。

さらに、申立人は、申立期限満了から 10 日以内に請求を根拠づける具体的な理由などの必要事項を記載した申立趣意書を JSAA に提出しなければならない。

申立人は、JSAA が仲裁申立受理通知を申立人及び被申立人に発信（JSAA ドーピング仲裁規則 17 条 1 項）した日（以下、「仲裁申立受理通知発信日」という。）から 10 日以内であれば単独で仲裁申立てを取り下げることができるが、それ以降の場合は、被申立人の同意を得たときに限り、取り下げることができる（JSAA ドーピング仲裁規則 20 条 1 項、2 項）。

3-3-2　交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て

規律パネルの決定に不服を有する者が、JSAA に対して不服申立てを提起したが、当該提起時点において、被申立人の不服申立期間が満了している場合であっても、不服申立てを提起する権利を有する当事者は、当該当事者の答弁時までに、交差不服申立て又は後続の不服申立てを提起することができる。

3-3-3　仲裁人の選定

JSAA における仲裁は、スポーツ仲裁パネルにより行われる。スポーツ仲裁パネルは、原

則として 3 名の仲裁人により構成されるが、JSAA が、適当と認める場合には、スポーツ仲裁パネルを 1 人の仲裁人により構成することができる（JSAA ドーピング仲裁規則 24 条 1 項但書）。

当事者は、仲裁申立受理通知発信日から 1 週間以内に、JSAA が作成するスポーツ仲裁人候補者リストの中から、各 1 人の仲裁人を選定する（JSAA が合理性があると認める場合は、同リストに存在しない者を仲裁人に選定することができる（JSAA ドーピング仲裁規則 23 条 5 項）。）。期間内に当事者による選定がない場合は、JSAA が選定する。選定された 2 人の仲裁人により、仲裁人長となる仲裁人が選定される（JSAA ドーピング仲裁規則 25 条 1 項）。スポーツ仲裁パネルが 1 人の仲裁人により構成される場合、仲裁人は JSAA が選定する（JSAA ドーピング仲裁規則 25 条 2 項）。

JADA は、自らが申立人あるいは被申立人とならない場合であっても、審理の終結に至るまではいつでも、当事者（又はオブザーバー）として仲裁手続に参加する権利を有する（JSAA ドーピング仲裁規則 41 条 2 項）。JADA が当事者として審理に参加した場合、仲裁人の選定は全当事者の合意によらなければならず、JADA の参加から 2 週間以内に仲裁人の選定がなされない場合は JSAA が仲裁人の数を決定し、仲裁人を選定する（JSAA ドーピング仲裁規則 25 条 3 項）。JADA が 3 人で構成されるスポーツ仲裁パネルが成立した後に参加する場合、スポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人が 4 人となることもあり得る。

当該仲裁事案に何らかの形で関係したことがある者、あるいは利害関係を有する者は、仲裁人となることができない（JSAA ドーピング仲裁規則 23 条 2 項）。仲裁人は、持つべき公平性に影響を及ぼす可能性がある事情を持つ場合には、速やかにその旨を、JSAA、スポーツ仲裁パネルの長、及び当事者に開示しなければならない（JSAA ドーピング仲裁規則 23 条 3 項、JADC13.6.3 項）。

3-3-4　仲裁人の忌避

当事者は、合意により、不適切と思われる仲裁人を忌避することができる（JSAA ドーピング仲裁規則 28 条 1 項）。当事者の一方による忌避申立てについては、JSAA が判断する（JSAA ドーピング仲裁規則 28 条 2 項）。JSAA が忌避申立てに理由がないと判断する場合、その忌避をした当事者は裁判所に対し忌避申立てをすることができる可能性がある（仲裁法 19 条 4 項）。

3-3-5　審理手続

仲裁手続及びその記録は、非公開である（JSAA ドーピング仲裁規則 43 条 1 項）。但し、

仲裁判断は適当な方法により公開され（なお、JADC13.8.5.5 項は、アンチ・ドーピング規則違反が認められた場合には自動的に公開され、同規則違反が認められなかった場合には競技者等の同意がない限り公開されないとしている。）、また、審問は、当事者全員が公開に合意した場合には、公開することができる（JSAA ドーピング仲裁規則 43 条 2 項及び 3 項）。

申立人及び被申立人は、いずれも、代理人によって仲裁手続を行うことが可能である（JSAA ドーピング仲裁規則 16 条 4 項、18 条 3 項）。

また、JSAA は、スポーツ仲裁パネルの指示又は当事者の要請があるときは通訳及び翻訳の手配をすることができる。この場合、通訳及び翻訳の費用は、スポーツ仲裁パネルの指示によるときは、各当事者が等額を負担し、当事者の要請によるときは、その要請を行った当事者が負担する（JSAA ドーピング仲裁規則 45 条）。

被申立人は、仲裁申立受理通知発信日から 20 日以内に、答弁の趣旨及びその具体的な理由などを記した答弁書を JSAA に提出する（JSAA ドーピング仲裁規則 18 条 1 項）。また、当事者は、申立書・答弁書以外の主張書面をスポーツ仲裁パネルに提出することができ（JSAA ドーピング仲裁規則 34 条 1 項）、証拠の申し出も認められる（JSAA ドーピング仲裁規則 36 条 1 項、2 項）。

スポーツ仲裁パネルは、審問期日を開き、法及び事実に関する対論や証拠調べなどを行う（JSAAドーピング仲裁規則 33 条）。また、当事者の一方又は双方が合理的な理由なしに欠席した場合は、欠席のまま審問を開くことができる（JSAAドーピング仲裁規則 39 条 1 項）。この場合、出席した当事者の主張と立証に基づいて審理を進めることができる（JSAA ドーピング仲裁規則 39 条 2 項[52]）。

JSAA ドーピング仲裁規則は、審問期日を開かずに仲裁判断を下す可能性を明示的には認めていない。

この点、アンチ・ドーピング規則違反の有無に関する判断ではないが、仲裁申立要件適合性に関する仲裁判断を行うためには、当事者提出の書面及び書証にのみ基づき、審問期日を開く必要なく仲裁判断を下すことが可能とされた事例も存在する[53]。

手続が仲裁判断に熟した、又は、手続続行が不可能と、スポーツ仲裁パネルが認めるときは、審理の終結を決定する。但し、審問期日外においてこの決定をするときには、適当な予告期間をおく（JSAA ドーピング仲裁規則 46 条 1 項）。

---

[52] JSAA-DP-2008-001 参照。

[53] JSAA-DP-2008-002。

手続が仲裁判断に熟すると認める理由について「…本規程及び本規則所定の申立要件を満たすとは認められないので、現時点では、これを却下すべきものと判断している。」旨示した上、7 日間の予告期間が置かれた事例が存在する[54]。

仲裁判断を含め、スポーツ仲裁パネルの決定は、パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、仲裁人の過半数をもってなされる（JSAA ドーピング仲裁規則 24 条 3 項）。

3-3-6　仲裁判断

スポーツ仲裁パネルは、原則として、審理の終結から 2 週間以内であって、規律パネルの決定から 3 か月以内に仲裁判断を下す（JSAAドーピング仲裁規則 48 条 1 項[55]）。上記のとおり、仲裁判断は、スポーツ仲裁パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、仲裁人の過半数をもってなされる（JSAAドーピング仲裁規則 24 条 3 項）。

スポーツ仲裁パネルによる事実認定は、自白・伝聞証拠を含む信頼性ある手段による証明に基づかねばならない（JSAA ドーピング仲裁規則 49 条 2 項）。

仲裁判断には、主文、手続の経過、判断の理由等が記載される（JSAA ドーピング仲裁規則 50 条 1 項）。少数意見･反対意見が存在する場合は､その旨も仲裁判断に記載される（JSAA ドーピング仲裁規則 50 条 2 項）。

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に生じた争いについて相当と認めるときは、中間判断をすることもできる（JSAA ドーピング仲裁規則 52 条）。

仲裁判断は、当事者及び JADA に送付される（JSAA ドーピング仲裁規則 51 条 1 項、4 項）ほか、JSAA が適当な方法により公開する（JSAA ドーピング仲裁規則 43 条 3 項。なお、JADC13.8.5.5 項は、アンチ・ドーピング規則違反が認められた場合には自動的に公開され、同規則違反が認められなかった場合には競技者等の同意がない限り公開されないとしている。）。但し、特段の事情がある場合には、一部又は全部の公表を差し控える（JSAA ドーピング仲裁規則 43 条 3 項但書）。実際には、競技者名を匿名とした上で、JSAA のウェブサイトで公開されている。

3-3-7　仲裁費用

仲裁申立費用は、上述のとおり、現在 5 万円（税別）である。当事者は、このほか、

---

[54] JSAA-DP-2008-002。

[55] 3 か月を超える例として、JSAA-DP-2008-001。

日本に居住していない者を仲裁人に選定した場合の費用（JSAA ドーピング仲裁規則 27 条）、証拠調べ等に要する費用（JSAA ドーピング仲裁規則 38 条）、速記録を作成する場合の費用（JSAA ドーピング仲裁規則 44 条 4 項）、通訳者・翻訳者を要する場合の費用（JSAA ドーピング仲裁規則 45 条 3 項、4 項）が生じる場合、スポーツ仲裁パネルが示す割合に従って負担する。

3-3-8　仮の措置

スポーツ仲裁パネルは、申立人の申立てにより、被申立人の意見を原則として事前に聴取したうえで、仮の措置を命じることができる（JSAA ドーピング仲裁規則 54 条 1 項、2 項）。緊急の場合には、事前の聴取は必要的ではないが、この場合、後日に意見聴取の機会を設け、既に命じた仮の措置の撤回又は変更をすることができる（JSAA ドーピング仲裁規則 54 条）。

JSAA ドーピング仲裁において、仮の措置が命じられたことはない。

検体における網赤血球値が標準値を超えており、血液ドーピングを行ったものとして、国際競技連盟規律パネルからアンチ・ドーピング規則違反により 2 年間の資格停止処分を受けた競技者が、CASに不服申立てを提起した際に、国内競技連盟や所属チームが催す練習イベントに参加すること等を認める旨の暫定措置（CAS規程R37 条）を申請し、認められたことがある [56]。

もっとも、当該暫定措置命令は公表されておらず、仲裁判断にその概要が示されているものの、暫定措置が命じられるための要件の詳細について同仲裁パネルの判断を知ることはできない。

3-3-9　緊急仲裁手続

競技大会に関して開催される手続、及びその他 JSAA が必要と判断する場合は、緊急仲裁手続による（JSAA ドーピング仲裁規則 55 条 1 項、2 項）。同手続においては、仲裁人は 1 名であり（JSAA ドーピング仲裁規則 55 条 4 項）、被申立人は、スポーツ仲裁パネルの指示に従い、可及的速やかに答弁書を提出しなければならず（JSAA ドーピング仲裁規則 55 条 5 項）、スポーツ仲裁パネルも可及的速やかに判断を下す（JSAA ドーピング仲裁規則 55

[56] 前掲・CAS 2009/A/1912&1913、評釈集 265 頁。

条 6 項）。

JSAA ドーピング仲裁規則に基づく緊急仲裁手続利用の実例は存在しないが、JSAA の「スポーツ仲裁規則」50 条に基づく緊急仲裁手続利用の例は多い[57]。

3-4　適用法

JSAA ドーピング仲裁規則 49 条 1 項によれば、スポーツ仲裁パネルが適用する法は、

・「適用されるべき法」
・JADC
・競技団体の規則
・その他のスポーツ界のルール
・法の一般原則

である。このうち、「適用されるべき法」とは、JSAA ドーピング仲裁規則 8 条により、日本法である。

ここでいう「法の一般原則」とは、アンチ・ドーピング規則が全世界で普遍的に適用されるべきものであることや、「適用されるべき法」とあえて別に定められていることからすると、日本法上の法の一般原則ではなく、より普遍的な法の一般原則を指すものと解される。

3-5　JSAA 仲裁判断に不服のある場合（CAS に対する不服申立ての提起は下記 4 に記載する。）

JSAA ドーピング仲裁規則に基づく仲裁判断は、「最終的」なものであり、当事者を拘束するとされ（JSAA ドーピング仲裁規則 53 条）、誤審の場合を除き、CAS 以外のいかなる機関によっても破棄され、変更され、又は無効とされることはない（JADC13.8.2.4 項）。

JSAA 仲裁判断に不服がある場合、CAS に対して不服申立てを提起することができる場合を除き、裁判所へ当該仲裁判断の取消訴訟を提起することが考えられるが、この場合、当該仲裁判断が「誤審」であると主張するか、あるいは、そもそも JADC でなく、仲裁法に基づいて訴えを提起することが考えられる。

3-5-1　「誤審」

---

[57] 例、JSAA-AP-2010-004。

JADC13.8.2.4 項にいう「誤審」がどのような判断を指すか必ずしも明らかでないが、「瑕疵、不備、不作為又は本規程（JADC）で定められた手続からの逸脱」は「誤審」を構成するものではないとされている（同項）ため、「誤審」は、軽微な事実認定の誤りや法適用の誤りは含まれず、根本的な事実認定の誤りあるいは法適用の誤りに限定されると解される。

3-5-2　仲裁法 44 条

仲裁法 44 条は、一定の事由が存する場合には、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができると定めている。この点、一定の事由が存するか否かを検討する前に、そもそも、アンチ・ドーピング規則に基づく措置に関する争いは、「法律上の争訟」（裁判所法 3 条）に該当するか、また、仲裁法 2 条にいう「民事上の紛争」に該当するかが問題となる。この点、「法律上の争訟」とは、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、②法律の適用によって終局的に解決し得るものと解されているところ、アンチ・ドーピング規則に基づく措置に関する争いはいずれの要件も満たすと解される可能性が高いものと思われる。また、当該争いは「民事上の紛争」にも該当するため、JSAA ドーピング仲裁規則に基づく仲裁判断は、法律上の争訟の要件を満たす場合には、仲裁法 44 条に基づく取消しの対象となる。

これまで、JSAA ドーピング仲裁規則に基づく仲裁判断に対して取消しの申立てが裁判所に提起された例はないが、仮にあるとすれば、仲裁法 44 条 1 項 8 号の「仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること」を理由とする取消請求が中心となると想定される。

4　CAS への不服申立て

スポーツ仲裁パネルの判断に不服がある場合は、CAS に仲裁申立て（不服申立て）をすることができるとされている（JADC13.8.2.4 項、JSAA ドーピング仲裁規則 53 条、CAS 規程 R47 条）。但し、この場合に、CAS に不服申立てを提起することができるのは WADA あるいは国際競技連盟に限られる（JADC13.2.3 項）。したがって、JSAA の仲裁パネルの判断に不服のある競技者が CAS に不服申立てを提起しても CAS 仲裁パネルは管轄権を否定すると思われる。

JSAAの仲裁パネルの判断に対してCASに不服申立てがなされた例はまだないが、外国の国内仲裁機関による仲裁判断に対してWADAがCASに不服申立てを提起した例は存在す

る[58]。

なお、国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際レベルの競技者が関与した事件の場合には、JADC に基づいて下された決定は、CAS にのみ不服申立てをすることができるとされているため（JADC13.2.1 項）、当該決定に不服がある場合は、JSAA ではなく CAS に直接申し立てることになる。

さらに、以上の手続を経てなされたCAS仲裁判断に対する不服申立手続として、スイスの裁判所がCAS仲裁判断に対する取消請求を扱っており、仲裁に関する州際協定（当事者の全てがスイスに住所を有する場合に適用）36 条や国際私法典（当事者の一人でもスイス外に住所を有する場合に適用）190 条に基づき、公序違反かどうかの判断を下している（但し、スイスの当該州際協定あるいは国際私法典における公序概念と日本の仲裁法上の公序概念とが同一であるとは限らない点には留意が必要となる。）。これまで、例えば、競技者が課された資格停止期間は比例原則に反し、また、WADCなどアンチ・ドーピング規則が定める厳格責任は公序に反すると主張したことに対して、いずれも比例原則、公序に反することはないとの判断を下したり[59]、また、競技連盟が提起した当時のCAS規程R55 条に基づく反訴（2010 年に削除）において求めたより重い制裁を、CASが認めたこと[60]が公序に反すると主張したことに対して、その当時反訴が認められていたことを理由に、公序に反しないとの判断を下している[61]。

---

[58] 前掲・CAS 2008/A/1490、評釈集 209 頁。

[59] TAS 2005/A/922, 923&926（評釈集 80 頁）に関する 2007 年 1 月 10 日判決 4P.148/2006。

[60] 前掲・CAS 2008/A/1585&1586、評釈集 217 頁。

[61] 4A.624/2009、評釈集未採録。

Cross Reference

【CAS】

No.	CASE	評釈集等 （頁）	解説 （頁）
1.	CAS 2004/A/718	324	19,20
2.	CAS 2005/A/908	343	40,41
3.	CAS 2005/A/922, 923&926	80	17,123
4.	CAS 2005/A/990	未採録	82
5.	CAS 2006 OG/06/001	92	17,89
6.	CAS 2006/A/1025	100	17,80,90
7.	CAS 2006/A/1067	未採録	81
8.	CAS 2006/A/1102, TAS 2007/A/1146	110	18, 97
9.	CAS 2006/A/1130	未採録	81
10.	CAS 2006/A/1133	121	17,90
11.	CAS 2006/A/1175	131	17
12.	CAS 2007/A/1362&1393	141	17,90
13.	CAS 2007/A/1364	151	17,98
14.	CAS 2007/A/1394	351	41
15.	CAS 2007/A/1395	18	81,91
16.	CAS 2007/A/1416	159	19,97
17.	CAS 2007/A/1445&1446	171	17,79,83,91
18.	CAS 2008/A/1452	194	18
19.	CAS 2008/A/1470	364	19
20.	CAS 2008/A/1489&1510	202	17,92
21.	CAS 2008/A/1490	209	17,97,123
22.	CAS 2008/A/1551	379	19,20,33
23.	CAS 2008/A/1585&1586	217	19,123
24.	CAS 2008/A/1591, 1592&1616	42	91
25.	CAS 2009/A/1755	228	17
26.	CAS 2009/A/1782	237	17
27.	CAS 2009/A/1802	248	17,81
28.	CAS 2009/A/1870	282	17
29.	CAS 2009/A/1892	424	33
30.	CAS 2009/A/1912&1913	265	18,23,120

31.	CAS 2009/A/1926&1930	255	17,80,81
32.	CAS 2009/A/1931	412	41
33.	CAS 2011/A/2518	サ 21	94
34.	CAS 2011/A/2566	加 21	44
35.	CAS 2012/A/2791	加 38	21,102
36.	TAS 2014/A/3475	未採録	82
37.	International Rugby Board v. Marcin Wilczuk, IRB Judicial Committee, 1 May 2013	加 35	81
38.	TAS 2005/A/922, 923&926 に関する 2007 年 1 月 10 日判決 4P,148/2006	未採録	123
39.	4A.624/2009	未採録	123

【JSAA ドーピング仲裁判断】

No	CASE	解説（頁）
1.	JSAA-DP-2008-001	118,119
2.	JSAA-DP-2008-002	118,119
3.	JSAA-DP-2012-001	20
4.	JSAA-DP-2013-001	115

【日本アンチ・ドーピング規律パネル決定】

No	CASE	解説（頁）
1.	2007-005 事件	82
2.	2007-007 事件	82
3.	2013-003 事件	94

［評釈集等の凡例］

なし：平成 22 年度文部科学省委託事業　ドーピング紛争仲裁に関する調査研究　研究報告書『ドーピング関連仲裁判断評釈集』

サ　：平成 24 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究『サプリメントを巡る仲裁判断例の分裂』

加　：平成 25 年度ドーピング紛争仲裁に関する調査研究『加重事情を巡る仲裁判断例の統一性の喪失』

公益財団法人
ミズノスポーツ振興財団

信じよう。スポーツの力を。

FOR ALL SPORTS OF JAPAN

toto や BIG の収益は、日本のあらゆるスポーツに役立てられています。